

# 千早赤阪村地域防災計画 (修正案)

平成 28 年 8 月

千早赤阪村防災会議

□地域防災計画 修正箇所の凡例

~~黒文字二重取消線~~

≪ 現行地域防災計画から削除した箇所

赤文字下線

≪ 府地域防災計画等に基づいて修正・加筆した箇所

# 目 次

## 第1部 総則

<b>第1章 計画の目的と構成</b> .....	<b>総則 1</b>
第1節 目的 .....	総則 1
第2節 計画の構成 .....	総則 1
第1 計画の構成 .....	総則 1
<b>第2章 計画の基本方針</b> .....	<b>総則 3</b>
第1節 計画の背景 .....	総則 3
第1 計画の基本条件の変遷 .....	総則 3
第2 東日本大震災その他の教訓の活用 .....	総則 3
第2節 計画の基本方針 .....	総則 3
<b>第3章 計画の条件等</b> .....	<b>総則 5</b>
第1節 地域の概況 .....	総則 5
第1 自然的条件 .....	総則 5
第2 社会的条件 .....	総則 10
第2節 災害の想定 .....	総則 11
第1 想定される災害 .....	総則 11
第2 地震による被害想定 .....	総則 12
第3 その他の被害想定 .....	総則 13
<b>第4章 村と住民の役割</b> .....	<b>総則 14</b>
第1節 防災関係機関等の業務大綱 .....	総則 14
第1 村の処理すべき事務または業務の大綱 .....	総則 14
第2 大阪府の処理すべき事務または業務の大綱 .....	総則 18
第3 指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱 .....	総則 19
第4 村の区域内の公共的団体等の処理すべき事務または業務の大綱 .....	総則 21
第5 関西広域連合 .....	総則 23
第2節 住民、事業者の基本的責務 .....	総則 23
第1 住民の基本的責務 .....	総則 23
第2 事業者の基本的責務 .....	総則 23
<b>第5章 計画の運用</b> .....	<b>総則 24</b>
第1節 計画の修正 .....	総則 24
第2節 計画の周知徹底 .....	総則 24
第3節 計画の用語 .....	総則 24

## 第2部 災害予防対策計画

<b>第1章 防災体制の整備</b> .....	<b>予防 1</b>
第1節 総合的防災体制の整備 .....	予防 1
第1 中枢組織体制の整備 .....	予防 1
第2 防災拠点機能の確保、充実 .....	予防 3
第3 地域防災拠点の整備 .....	予防 3
第4 装備・資機材等の備蓄 .....	予防 3
第5 防災訓練の実施 .....	予防 4
第6 防災体制の整備 .....	予防 5
第7 人材の育成 .....	予防 6
第8 防災に関する調査研究の活用 .....	予防 7

第9	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備.....	予防 7
第10	自治体被災による行政機能の低下等への対策.....	予防 7
第11	事業者、ボランティアとの連携.....	予防 8
第2節	情報収集伝達体制の整備.....	予防 9
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備.....	予防 9
第2	災害通信施設の整備.....	予防 9
第3	情報収集伝達の強化.....	予防 11
第4	伝達システム不能時の代替案の検討.....	予防 11
第5	災害広報体制の整備.....	予防 11
第3節	消火・救助・救急体制の整備.....	予防 13
第1	消防力の充実.....	予防 13
第2	広域消防応援体制の整備.....	予防 14
第3	連携体制の整備.....	予防 14
第4節	災害時医療体制の整備.....	予防 16
第1	災害医療の基本的考え方.....	予防 16
第2	医療情報の収集・伝達体制の整備.....	予防 17
第3	現地医療体制の整備.....	予防 17
第4	後方医療体制の整備.....	予防 17
第5	医薬品等の確保体制の整備.....	予防 18
第6	患者等搬送体制の確立.....	予防 18
第7	個別疾病対策.....	予防 18
第8	関係機関協力体制の確立.....	予防 18
第9	医療関係者に対する訓練などの実施.....	予防 18
第5節	緊急輸送体制の整備.....	予防 19
第1	陸上輸送体制の整備.....	予防 19
第2	航空輸送体制の整備.....	予防 19
第3	輸送手段の確保体制.....	予防 20
第4	交通規制・管制の整備.....	予防 21
第6節	避難受入れ体制の整備等.....	予防 22
第1	避難場所、避難路の選定.....	予防 22
第2	避難場所、避難路の安全性の向上.....	予防 22
第3	避難所の指定、整備.....	予防 23
第4	避難誘導體制の整備.....	予防 24
第5	広域避難体制の整備.....	予防 25
第6	応急危険度判定体制の整備.....	予防 25
第7	応急仮設住宅建設候補地の事前選定.....	予防 26
第8	斜面判定制度の活用.....	予防 26
第9	罹災証明書の発行体制の整備.....	予防 26
第7節	緊急物資確保体制の整備.....	予防 27
第1	給水体制の整備.....	予防 27
第2	食料・生活必需品の確保.....	予防 27
第3	災害時孤立化への対応.....	予防 29
第8節	ライフライン確保体制の整備.....	予防 30
第1	上水道（村、大阪広域水道企業団）.....	予防 30
第2	下水道（村、大阪府）.....	予防 30
第3	電力（関西電力株式会社）.....	予防 31
第4	ガス（大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会）.....	予防 31
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社、NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）.....	予防 32
第6	住民への広報.....	予防 34
第9節	交通確保体制の整備.....	予防 35
第1	道路施設.....	予防 35
第2	乗合旅客自動車運送事業者.....	予防 35
第10節	避難行動要支援者支援体制の整備.....	予防 36

第1	障がい者・高齢者等に対する支援体制整備.....	予防	36
第2	福祉避難所の選定.....	予防	37
第3	外国人に対する支援体制整備.....	予防	37
第4	その他の要配慮者に対する配慮.....	予防	37
第1 1 節	観光客を含む帰宅困難者支援体制の整備.....	予防	38
第1 2 節	集落等の孤立対策.....	予防	38
第1	防災資機材等の整備.....	予防	38
第2	孤立予防対策の推進.....	予防	38
第3	防災体制の整備.....	予防	39
<b>第2章</b>	<b>地域防災力の向上.....</b>	<b>予防</b>	<b>40</b>
第1 節	防災意識の高揚.....	予防	40
第1	防災知識の普及啓発.....	予防	40
第2	防災教育.....	予防	41
第2 節	自主防災体制の整備.....	予防	43
第1	自主防災組織の育成.....	予防	43
第2	事業者による自主防災体制の整備.....	予防	44
第3	救助活動の支援.....	予防	44
第4	地区防災計画の策定等.....	予防	45
第3 節	ボランティアの活動環境の整備.....	予防	46
第4 節	企業防災の促進.....	予防	47
<b>第3章</b>	<b>災害予防対策の実施.....</b>	<b>予防</b>	<b>48</b>
第1 節	市街地の防災機能の強化.....	予防	48
第1	防災空間の整備.....	予防	48
第2	都市基盤施設の防災機能の強化.....	予防	48
第4	建築物の安全に関する指導等.....	予防	49
第6	文化財.....	予防	49
第7	ライフライン・通信施設災害予防対策.....	予防	49
第8	災害発生時の廃棄物処理体制の確保.....	予防	51
第2 節	地震災害予防対策の推進.....	予防	53
第1	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	予防	53
第2	建築物の耐震対策等の推進.....	予防	53
第3	土木構造物の耐震対策等の推進.....	予防	54
第3 節	水害予防対策の推進.....	予防	55
第1	河川対策.....	予防	55
第2	水害減災対策の推進.....	予防	55
第3	農地防災対策.....	予防	56
第4 節	土砂災害予防対策の推進.....	予防	57
第1	土砂災害警戒区域等における防災対策.....	予防	57
第2	土石流対策（砂防）.....	予防	58
第3	地すべり対策.....	予防	58
第4	急傾斜地崩壊対策.....	予防	58
第5	土砂災害警戒情報の作成・発表.....	予防	59
第6	山地災害対策.....	予防	59
第7	宅地防災対策.....	予防	60
第8	警戒体制等の整備.....	予防	60
第5 節	危険物等災害予防対策の推進.....	予防	61
第1	危険物災害予防対策.....	予防	61
第2	高圧ガス及び火薬類災害予防対策.....	予防	62
第3	毒物、劇物災害予防対策.....	予防	62
第4	管理化学物質災害予防対策.....	予防	63
第5	放射性同位元素災害予防対策.....	予防	63

第6節	火災予防対策の推進	予防	64
第1	建築物等の火災対策	予防	64
第2	林野火災予防	予防	65
第7節	防災営農計画	予防	66
第1	基本方針	予防	66
第2	営農指導体制の確立	予防	66
第3	営農技術、知識等の普及	予防	66
第4	家畜に関する計画	予防	66

## 第3部 災害応急対策計画

### 第1章 活動体制の確立 応急 1

第1節	組織動員	応急	1
第1	千早赤阪村災害警戒本部の設置	応急	1
第2	千早赤阪村災害対策本部の設置	応急	3
第3	防災会議	応急	6
第4	動員配備計画	応急	6
第5	防災関係機関の組織動員配備体制	応急	10
第6	福利厚生	応急	11
第7	長期的対応のオペレーション体制	応急	11
第2節	自衛隊の災害派遣	応急	12
第1	派遣要請	応急	12
第2	自衛隊の自発的出動基準	応急	13
第3	派遣部隊の受入れ	応急	13
第4	派遣部隊の活動	応急	14
第5	撤収要請	応急	14
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	応急	15
第1	大阪府及び他市町等への要請	応急	15
第2	広域応援協定市町等への応援要請	応急	16
第3	広域応援等の受入れ	応急	16
第4	指定地方行政機関の長、指定公共機関（特定公共機関）の長、都道府県知事または他の市町村長に対する職員の派遣要請、若しくは大阪府知事に対するあつせん要請	応急	16
第5	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣	応急	17
第4節	災害緊急事態	応急	17

### 第2章 情報収集伝達・警戒活動 応急 18

第1節	警戒期の情報伝達	応急	18
第1	大阪管区気象台の発表する気象予警報等	応急	18
第2	気象予警報等の伝達	応急	21
第3	大阪府と大阪管区気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報	応急	22
第4	火災気象通報	応急	23
第5	住民への周知	応急	23
第6	異常気象への対応	応急	23
第2節	警戒活動	応急	24
第1	気象観測情報の収集伝達	応急	24
第2	水防活動	応急	24
第3	土砂災害警戒活動	応急	26
第4	異常現象発見時の通報	応急	27
第5	ライフライン・交通等警戒活動	応急	28
第3節	発災直後の情報収集伝達	応急	30
第1	情報収集伝達経路	応急	30
第2	村における情報収集・被害調査	応急	30
第3	情報の伝達・報告	応急	33

第4	通信手段の確保	応急	36
第5	電気通信設備の優先使用	応急	36
第4節	災害広報	応急	37
第1	災害広報	応急	37
第2	報道機関との連携	応急	38
第3	広聴活動の実施	応急	38
<b>第3章</b>	<b>消火、救助、救急、医療救護</b>	<b>応急</b>	<b>39</b>
第1節	消火・救助・救急活動	応急	39
第1	村・富田林市消防本部（千早赤阪分署）	応急	39
第2	消防団	応急	40
第3	富田林警察署	応急	40
第4	自衛隊	応急	41
第5	各機関による連絡会議の設置	応急	41
第6	自主防災組織	応急	41
第7	水防管理団体	応急	41
第8	惨事ストレス対策等メンタルケア	応急	41
第2節	医療救護活動	応急	43
第1	医療情報の収集・提供活動	応急	43
第2	現地医療対策	応急	43
第3	後方医療対策	応急	44
第4	医薬品等の確保・供給活動	応急	44
第5	要配慮者対策	応急	45
第6	個別疾病対策	応急	45
<b>第4章</b>	<b>避難行動</b>	<b>応急</b>	<b>46</b>
第1節	避難誘導	応急	46
第1	避難準備情報、避難勧告、避難指示	応急	46
第2	土砂災害による避難準備の指示	応急	48
第3	住民への周知・伝達	応急	48
第2	避難者の誘導	応急	52
第3	警戒区域の設定	応急	53
第2節	避難所の開設・運営等	応急	55
第1	避難所の開設	応急	55
第2	避難所の管理、運営	応急	55
第3	福祉避難所の開設	応急	56
第4	避難所の早期解消のための取り組み	応急	56
第3節	避難行動要支援者への支援	応急	58
第1	避難行動要支援者等の避難誘導	応急	58
第2	避難行動要支援者等の被災状況の把握等	応急	58
第3	被災した避難行動要支援者等への支援活動	応急	58
第4節	広域一時滞在	応急	59
<b>第5章</b>	<b>交通対策、緊急輸送活動</b>	<b>応急</b>	<b>60</b>
第1節	交通規制・緊急輸送活動	応急	60
第1	陸上輸送	応急	60
第2	交通規制計画	応急	60
第3	緊急輸送計画	応急	61
第4	航空輸送	応急	63
第2節	交通の維持復旧	応急	64
第1	交通の安全確保	応急	64
第2	交通の機能確保	応急	64
<b>第6章</b>	<b>二次災害防止、ライフライン確保</b>	<b>応急</b>	<b>66</b>
第1節	公共施設応急対策	応急	66

第1	公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設 など）	応急 66
第2	公共建築物	応急 67
第3	応急工事	応急 67
第2節	民間建築物等応急対策	応急 68
第1	民間建築物等	応急 68
第2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	応急 68
第3	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	応急 68
第4	文化財	応急 68
第3節	ライフライン・放送の確保	応急 70
第1	被害状況の報告	応急 70
第2	ライフライン事業者における対応	応急 70
第4節	農林関係応急対策	応急 74
第1	農業用施設・農作物	応急 74
第2	畜産	応急 74
第3	林産物	応急 74
<b>第7章</b>	<b>被災者の生活支援</b>	<b>応急 75</b>
第1節	オペレーション体制	応急 75
第2節	住民等からの問い合わせ	応急 75
第3節	災害救助法の適用	応急 76
第1	法の適用	応急 76
第2	救助の内容	応急 77
第3	救助の基準	応急 77
第4節	緊急物資の供給	応急 78
第1	給水活動	応急 78
第2	食料の供給	応急 79
第3	生活必需品の供給	応急 80
第5節	住宅の応急確保	応急 82
第1	被災住宅の応急修理	応急 82
第2	住居障害物の除去	応急 82
第3	応急仮設住宅の建設	応急 82
第4	応急仮設住宅の運営管理	応急 83
第5	公共住宅への一時入居	応急 83
第6	住宅に関する相談窓口設置等	応急 83
第6節	応急教育	応急 84
第1	実施責任者	応急 84
第2	事前準備	応急 84
第3	児童生徒等の保護	応急 84
第4	教育施設の確保	応急 85
第5	応急教育の確立	応急 85
第6	就学援助等	応急 85
第7節	自発的支援の受入れ	応急 87
第1	ボランティアの受入れ	応急 87
第2	義援金品の受付・配分	応急 87
第3	海外からの支援の受入れ	応急 88
第4	日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	応急 89
<b>第8章</b>	<b>社会環境の確保</b>	<b>応急 90</b>
第1節	保健衛生活動	応急 90
第1	防疫活動	応急 90
第2	被災者の健康維持活動	応急 90
第3	動物保護等の実施	応急 91



第2節	廃棄物の処理	応急	92
第1	し尿処理	応急	92
第2	ごみ処理	応急	92
第3	がれき処理	応急	92
第3節	遺体の処理、火葬等	応急	94
第1	遺体の処理方法	応急	94
第2	遺体の火葬	応急	94
第3	応援要請	応急	95
第4節	社会秩序の維持	応急	96
第1	住民への呼びかけ	応急	96
第2	警察活動	応急	96
第3	反社会的団体排除への協力	応急	96
第4	物価の安定及び物資の安定供給	応急	96

## 第4部 事故等災害応急対策計画

第1節	消防計画	事故等応急	1
第1	消防団の組織	事故等応急	1
第2	火災の警戒	事故等応急	1
第3	出動体制	事故等応急	2
第4	警戒区域の設定	事故等応急	2
第5	応援要請	事故等応急	3
第2節	林野火災応急対策	事故等応急	3
第1	火災の警戒	事故等応急	3
第2	林野火災	事故等応急	3
第3	住宅地火災	事故等応急	5
第3節	危険物等災害応急対策	事故等応急	6
第1	危険物災害応急対策	事故等応急	6
第2	高圧ガス災害応急対策	事故等応急	6
第3	火薬類災害応急対策	事故等応急	7
第4	毒物、劇物災害応急対策	事故等応急	7
第5	管理化学物質災害応急対策	事故等応急	7
第6	放射性同位元素に係る災害応急対策	事故等応急	8
第4節	航空災害応急対策	事故等応急	9
第1	情報の伝達	事故等応急	9
第2	応急措置	事故等応急	9
第5節	原子力災害対策	事故等応急	10
第1	情報の収集	事故等応急	10
第2	応急活動	事故等応急	10
第6節	その他災害応急対策	事故等応急	11

## 第5部 災害復旧・復興対策計画

第1章	生活の安定	復旧復興	1
第1節	復旧事業の推進	復旧復興	1
第1	被害の調査	復旧復興	1
第2	公共施設等の復旧計画	復旧復興	1
第3	公共施設等の復旧方針	復旧復興	1
第4	激甚災害の指定	復旧復興	2
第5	激甚災害指定による財政援助	復旧復興	2
第6	特定大規模災害	復旧復興	2

第2節	被災者の生活確保	復旧復興	4
第1	災害による被害調査	復旧復興	4
第2	災害弔慰金等の支給	復旧復興	4
第3	災害援護資金・生活資金等の貸付	復旧復興	4
第4	罹災証明書の交付等	復旧復興	5
第5	租税等の減免及び徴収猶予等	復旧復興	5
第6	雇用機会の確保	復旧復興	6
第7	住宅の確保	復旧復興	6
第8	被災者生活再建支援金	復旧復興	7
第3節	中小企業の復興支援	復旧復興	9
第1	資金の融資	復旧復興	9
第4節	農林業関係者の復興支援	復旧復興	10
第1	資金の融資	復旧復興	10
第5節	ライフライン等の復旧	復旧復興	11
第1	想定されるライフライン	復旧復興	11
第2	復旧計画の策定	復旧復興	11
第3	広報	復旧復興	11
<b>第2章</b>	<b>復興の基本方針</b>	<b>復旧復興</b>	<b>12</b>
第1節	基本方針の決定	復旧復興	12
第2節	原状復旧	復旧復興	12
第3節	復興計画の作成	復旧復興	12
第4節	復興のための体制整備	復旧復興	13
第5節	復興のための事前準備	復旧復興	13

## 付録1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	<b>東海</b>	<b>1</b>
第1節	目的	東海	1
第2節	基本方針	東海	1
<b>第2章</b>	<b>判定会招集連絡報時東海地震注意情報発表時の措置</b>	<b>東海</b>	<b>2</b>
第1節	判定会招集連絡報東海地震注意報の伝達	東海	2
第1	伝達系統	東海	2
第2	伝達事項	東海	2
第2節	警戒体制態勢の準備	東海	2
<b>第3章</b>	<b>警戒宣言発令が発せられた時の対応措置</b>	<b>東海</b>	<b>3</b>
第1節	大規模地震関連情報等東海地震予知情報等の伝達	東海	3
第2節	警戒体制態勢の確立	東海	4
第3節	住民、事業所に対する広報	東海	5

## 付録2 南海トラフ地震防災対策推進計画

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	<b>南海</b>	<b>1</b>
第1	推進計画の目的	南海	1
第2	防災関係機関の業務大綱	南海	1
<b>第2章</b>	<b>災害対策本部の設置等</b>	<b>南海</b>	<b>2</b>
第1	災害対策本部の設置	南海	2

第2	災害対策本部の組織及び運営	南海	2
第3	災害応急対策要員の参集	南海	2
<b>第3章</b>	<b>地震発生時の応急対策等</b>	<b>南海</b>	<b>3</b>
第1	地震発生時の応急対策	南海	3
第2	資機材、人員等の配備手配	南海	4
第3	他機関に対する応援要請	南海	5
<b>第4章</b>	<b>円滑な避難の確保に関する事項</b>	<b>南海</b>	<b>7</b>
第1	避難対策等	南海	7
第2	消防機関等の活動	南海	7
第3	水道、電気、ガス、通信関係	南海	8
第4	交通対策	南海	8
第5	村が自ら管理又は運営する施設に関する対策	南海	8
<b>第5章</b>	<b>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</b>	<b>南海</b>	<b>10</b>
第1	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	南海	10
第2	建築物等の耐震化の推進	南海	10
<b>第6章</b>	<b>防災訓練計画</b>	<b>南海</b>	<b>11</b>
<b>第7章</b>	<b>地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</b>	<b>南海</b>	<b>12</b>
<b>第8章</b>	<b>南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止</b>	<b>南海</b>	<b>14</b>
第1	南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応	南海	14
第2	東海地震関連情報が発表された場合への対応	南海	14

〔第1部 総 則〕

# 第1章 計画の目的と構成

## 第1節 目的

この千早赤阪村地域防災計画は、災害対策基本法（最終改正：平成23年12月法律第124号平成27年7月17日法律第58号）第42条（市町村地域防災計画）及び~~東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月法律第92号）第6条（推進計画）~~南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項（南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進計画）の規定に基づき、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。このため、村の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、村及び関係する公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の大綱及び村民の役割等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る。

## 第2節 計画の構成

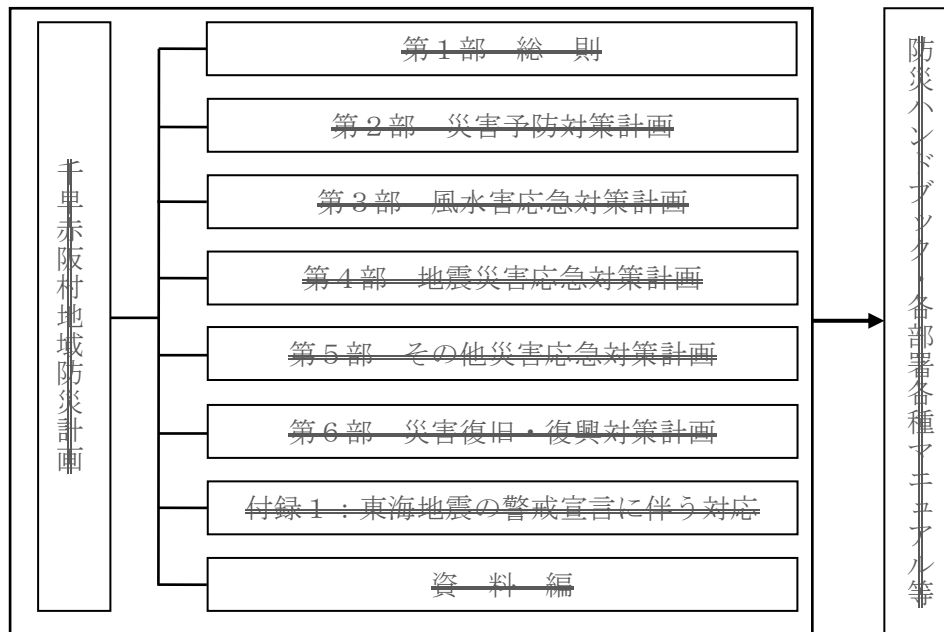
### 第1 計画の構成

本計画の本編は、総則、災害予防対策計画、災害応急対策計画（風水害、地震災害、その他災害、）及び災害復旧・復興対策計画とする。なお、「東海地震の警戒宣言に伴う対応」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を付録とし、資料編とあわせて次のような構成とする。また、本計画は地域防災計画の基本的事項や原則を明示するものであり、具体的活動の実施項目・手順等は防災ハンドブック・各部署各種マニュアル等により補完されるものである。

図 1-1 計画の構成

構成	内容
第1部 総則	計画の目的、構成、基本方針等、計画の基本的条件を整理する。
第2部 災害予防対策計画	「災害に強いまちづくり」や「災害への備え」等災害予防について必要な事項を定める。
第3部 災害応急対策計画	地震・台風等の災害時に予想される建物倒壊、交通遮断、洪水・土砂災害等の警戒時・災害時の応急対策について、必要な事項を定める。
第4部 事故等災害応急対策計画	林野火災を含む大規模火災、危険物事故災害、航空機事故災害、その他の災害時の応急対策について、必要な事項を定める。
第5部 災害復旧・復興計画	災害発生後の被災者の生活の安定・復興方針等、復旧・復興に必要な事項を定める。
付録1 東海地震の警戒宣言に伴う対応	東海地震の警戒宣言が発令された場合の、必要な対応措置等について定める。
付録2 南海トラフ地震防災対策推進計画	今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、地震防災対策について定める。
資料編	各種条例・要領、各種被害想定等災害に関する資料、協定書や関係機関連絡先等、災害時に使用する帳票等、地域防災計画に参考となる資料を取りまとめる。

防災ハンドブック・各部署各種マニュアル等



## 第2 各部・編の目標

~~各部・編は次の事項を目標とする。~~

- ~~1 『第1部 総則』は計画の目的、構成、基本方針等、計画の基本的条件を整理する。~~
- ~~2 『第2部 災害予防対策計画』は「災害に強いまちづくり」や「災害への備え」等災害予防について必要な事項を定める。~~
- ~~3 『第3部 風水害応急対策計画』は、台風・大雨等襲来時に予想される洪水・土砂災害等の警戒時・災害時の応急対策について、必要な事項を定める。~~
- ~~4 『第4部 地震災害応急対策計画』は、地震災害発生時に予想される、建物倒壊、交通遮断等の応急対策について、必要な事項を定める。~~
- ~~5 『第5部 その他災害応急対策計画』は、林野火災を含む大規模火災、危険物事故災害、航空機事故災害、その他の災害時の応急対策について、必要な事項を定める。~~
- ~~6 『第6部 災害復旧・復興対策計画』は災害発生後の被災者の生活の安定・復興方針等、復旧・復興に必要な事項を定める。~~
- ~~7 『付録1：東海地震の警戒宣言に伴う対応』は、東海地震の警戒宣言が発令された場合の、必要な対応措置等について定める。~~
- ~~8 『資料編』は、各種条例・要領、各種被害想定等災害に関する資料、協定書や関係機関連絡先等、災害時に使用する帳票等、地域防災計画に参考となる資料を取りまとめる。~~

## 第2章 計画の基本方針

### 第1節 計画の背景

#### 第1 計画の基本条件の変遷

近年、社会・産業・生活の大きな変化がみられる中、村ではにおいても、少子高齢化の進展とそれに伴う、避難行動要支援者の増加、また、インターネットの普及など地域を取り巻く環境が激変しているの変化が進んでいる。また、65歳以上の高齢化率が30.4%以上となり地域防災の担い手層等の状況が変化しつつある。一方、防災に必要な情報は村のホームページから取得可能となり、インターネットの普及による情報通信の手段等は10年前とは比較にならないほどの発達したにより、防災対策の取り組み方もインフラ整備などのハード対策からソフト対策に変化しつつある。今回の改訂はこのような時代と地域の変化を十分に反映させたものとする。

#### 第2 東日本大震災その他の教訓の活用

平成16年の新潟県中越地震では、土砂崩壊のため河道閉塞（天然ダム）が形成され、旧山古志村地区などが孤立集落となった。このような中山間地が孤立集落となった時の対応策を検討する。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大津波の襲来、原子力発電所の被災による広域放射能汚染等、想定されていなかった災害への対応が必要となった。さらに、平成26年の広島市における土砂災害に代表されるように、異常気象現象による局所的集中豪雨（以下「ゲリラ豪雨」と称す。）、雷、ひょう、突風・竜巻などの災害、行政の情報管理の不備等による風評被害など、様々な災害を経験した。これらの経験を活用し、発生確率の低い災害についても「起きてしまったら、どうするか？」を検討しておくことが大切であり、想定外の事態にも対応可能な地域防災計画を策定する。

### 第2節 計画の基本方針

本計画は地域の防災に関し、村及び村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者を通じて必要な体制を確立し、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の基本的方向を示すものであり、また、地域をあげて実施すべきものである。しかしながら、各関係機関の活動には限界もあり、村民一人ひとりの自覚により「自分の命は自分で守る」という意識の高揚が不可欠である。したがって本計画ではもとに、村民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、村をはじめとする防災関係機関の役割はもちろん、自主防災組織の育成やボランティアの受け入れなど新しい防災・復旧活動の担い手についてもその方向を示し、「自助・共助・公助」を基本として「住民と行政の協働」により「災害時の人的被害ゼロ」を目指すことを計画の基本方針とする。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災その他の災害の教訓を生かすべく、広域的な相互応援体制の整備、情報・通信体制の多重化やライフラインの確保などの基礎的な予防対策整備の他、高齢者、障がい者など要配慮者に対する救援、復興対策などについてもその方向を示す。

地震災害については、最新の情報に基づいて被害想定を見直し、必要とされる救援物資の備蓄の実施や災害応急対策について実際に想定される被害のもと適切な判断ができるよう検討を加える。

## 第1部 総則

### 第2章 計画の基本方針

~~なお、特に、次の事項については、今回の計画見直しの重点項目とする。~~

#### ~~①風水害時~~

- ~~・集落等の孤立対策→(備蓄及び通信方法の検討)~~
- ~~・災害時要援護者対策→(避難準備情報の新設・避難対策の検討)~~
- ~~・ハザードマップの作成→(平成23年度末以降の修正)~~

#### ~~②地震災害時~~

- ~~・公共施設等の耐震性の強化→(建築物の耐震改修の促進・建築物の定期調査)~~
- ~~・集落の孤立対策→(備蓄及び通信方法の検討)~~
- ~~・災害時要援護者対策→(避難対策の検討)~~



## 第3章 計画の条件等

### 第1節 地域の概況

#### 第1 自然的条件

##### 1 位置及び面積

村は、大阪の東南部、金剛山の西北斜面、北緯 34 度 27 分と東経 135 度 37 分との交わる地点を中心に、面積約 37.3~~8~~0km<sup>2</sup>、南北に細長く、海拔最低 90m、最高 1,0~~20~~56m の地域に位置している。

行政上は北に河南町、北西に富田林市、西に河内長野市と接し、古くから互いに密接に関係しながら共存してきた。南及び東側は奈良県と接し、古代から特色ある交流を続けてきたところである。

表 1-1 村の位置・地勢

役場の位置		広ぼう (km)		海拔 (m)		
東経	北緯	東西	南北	最高	最低	役場
135° 37' <del>31</del> <u>21</u> "	34° 27' <del>41</del> <u>53</u> "	7.7	8.9	1,0 <del>20</del> <u>56</u>	90	120

##### 2 地勢

村は、金剛・葛城連山の西部にあり、標高差が大きく、急峻な山地が村域の大半を占めている。傾斜度分布図を見ると、北部を除いた大部分が傾斜度 40%以上と急峻であり、村内の道路・水路・田畑など、土地利用上の大きな制約となっている。

村の水系は、東南部の金剛葛城の連山より、葛城山を源とする水越川と金剛山を源とする千早川及びその間を足谷川が流れ、富田林市の石川へ注いでいる。また、西部は中津原川流域となっており、西に流下して佐備川へ注いでいる。

図 1-2 千早赤阪村の位置

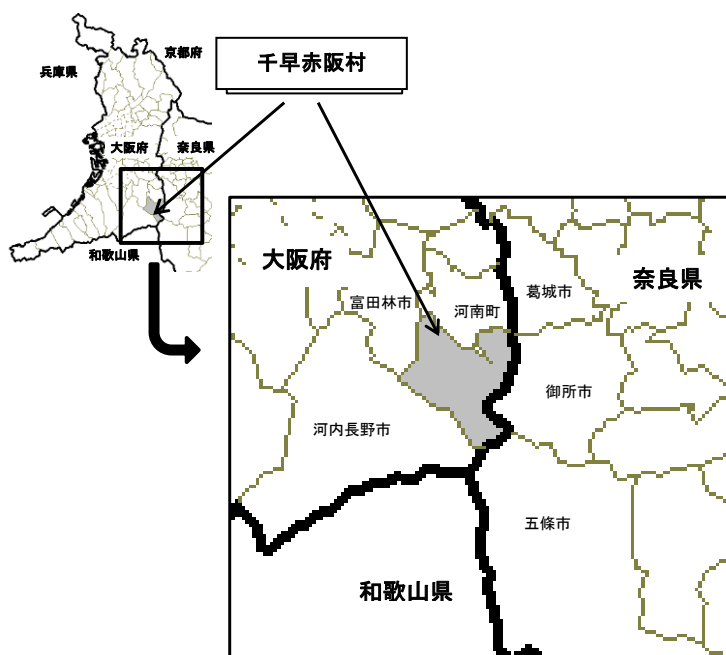
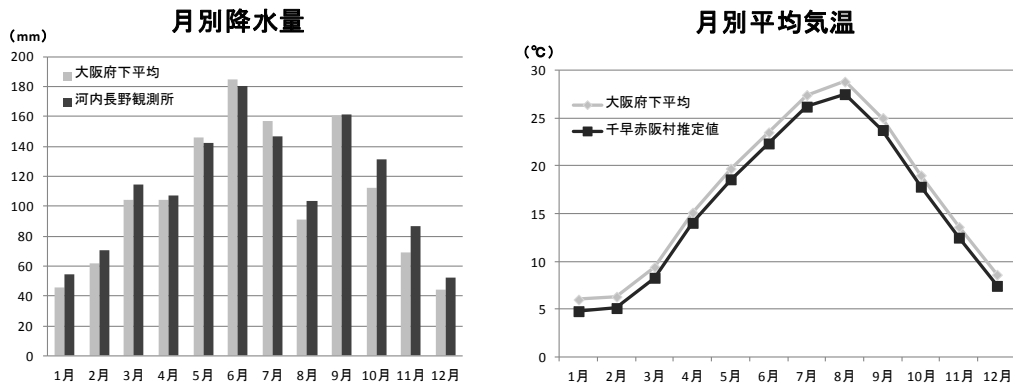




図 1-4 千早赤阪村周辺と大阪の気象状況



- \* 大阪府下の平均値は大阪管区気象台の平成23年度年報の資料を使用 (1981年～2010年の30年平均)
- \* 河内長野観測所の月別降水量は気象庁の気象データを使用 (1981年～2010年の30年平均)
- \* 月別平均気温の千早赤阪村推定値は、大阪府下平均と生駒山観測所平均データより標高差により推定

5 村周辺の活断層

以下に「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年）」の被害想定に使用された活断層および内閣府の資料（平成24年8月公表）を示す。

表 1-2 千早赤阪村周辺及び南海トラフの活断層

断層	延長 (km)	确实度	活動度	活動規模 (M <sub>j</sub> )	地震発生確率 (%) (※は「ほぼ」と表記)			
					30年以内	50年以内	100年以内	
内陸地震断層	上野断層帯	43	±	B	7.5程度	2~3	3~5	6~10
	生駒断層帯	38	±	B	7.0~7.5	0~0.1*	0~0.3*	0~0.6*
	右馬高槻断層帯	55	±	A	7.5±0.5	0~0.02*	0~0.06*	0~0.3*
	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁-和泉山脈南縁)	66~74	±	A	8.0程度	0~5*	0~0*	0~20*
	六甲・淡路島断層帯	71	±	A~B	7.0程度	0~0.0*	0~2*	0~5*
	大阪湾断層帯	30	±	A	7.5程度	0.004以下	0.007以下	0.02以下
	山崎断層帯 (南東部)	30	±	—	7.3程度	0.03~5	0.06~8	0.1~20
	琵琶湖西岸断層帯	60	±	B	7.8程度	0.00~0	0.2~20	0.3~30
	花折断層帯	58	±	B	7.3程度	0~0.6*	0~1*	0~2*
	京都西山断層帯	42	±	B	7.5程度	0~0.8*	0~1*	0~3*
奈良盆地東縁断層帯	35	±	B	7.4程度	0~5*	0~7*	0~10*	

※地震調査研究推進本部が発表した長期評価（平成19年1月）による。  
 ※河内大和地震は、M<sub>j</sub>=6.4程度と推定し（宇佐美，2003）、対象に加えた。  
 出典：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年）」

第1部 総則  
第3章 計画の条件等

	断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (%)		
			30年以内	50年以内	100年以内
陸域・沿岸域の活断層	上町断層帯	7.5 程度	2~3	3~5	6~10
	生駒断層帯	7.0~7.5	ほぼ0~0.2	ほぼ0~0.3	ほぼ0~0.6
	有馬高槻断層帯	7.5±0.5	ほぼ0~0.03	ほぼ0~0.07	ほぼ0~0.4
	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁)	7.6~7.7 程度	0.07~14	0.1~20	0.3~40
	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.9 程度	ほぼ0~5	ほぼ0~9	ほぼ0~20
	六甲・淡路島断層帯 (主部/六甲山地南縁-淡路島東岸区間)	7.9 程度	ほぼ0~1	ほぼ0~2	ほぼ0~6
	大阪湾断層帯	7.5 程度	0.004 以下	0.008 以下	0.02 以下
	山崎断層帯 (主部/南東部)	7.3 程度	ほぼ0~0.01	ほぼ0~0.02	0.002~0.05
	琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	1~3	2~5	4~10
	琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	ほぼ0	ほぼ0	ほぼ0
	三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	ほぼ0~0.6	ほぼ0~1	ほぼ0~2
	三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	7.5 程度	ほぼ0~0.8	ほぼ0~1	ほぼ0~3
	奈良盆地東縁断層帯	7.4 程度	ほぼ0~5	ほぼ0~7	ほぼ0~10

※地震調査研究推進本部が発表した長期評価（平成28年1月）による。

	南海トラフの巨大地震	
	＝(津波断層モデル)＝	＝(強震断層モデル)＝
面積	約14万km <sup>2</sup>	約11万km <sup>2</sup>
モーメントマグニチュードM <sub>w</sub>	9.1	9.0

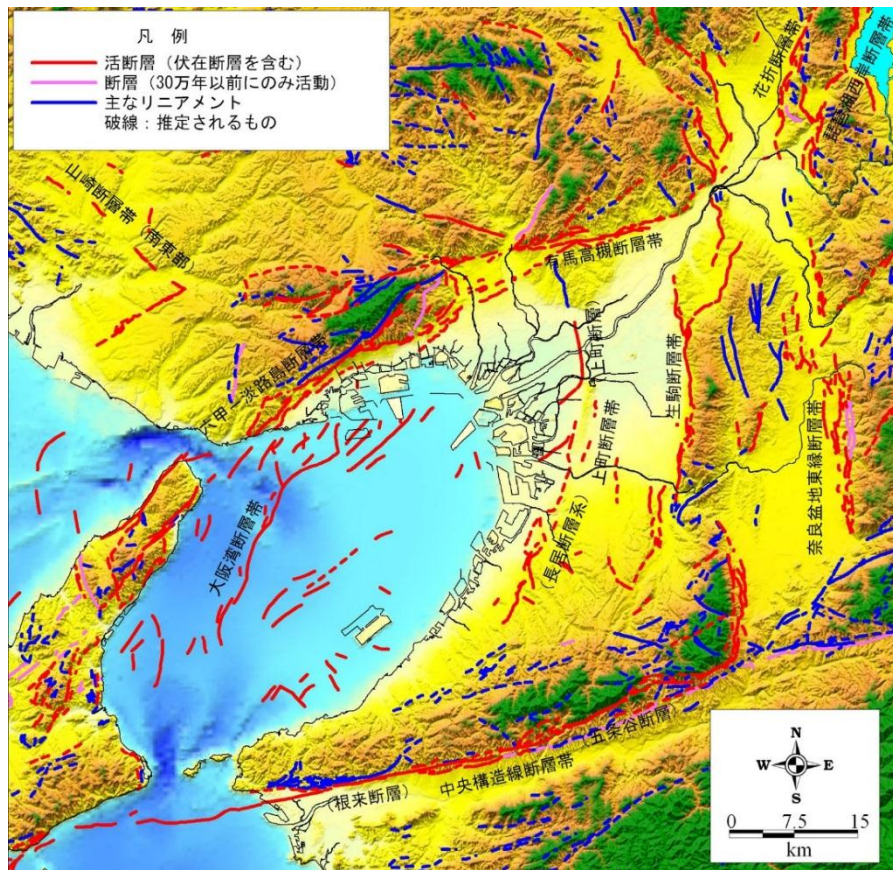
出典：内閣府資料（平成24年8月）

領域または地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8~9 クラス	20%程度	70%程度	90%程度

※地震調査研究推進本部が発表した長期評価（平成28年1月）による。



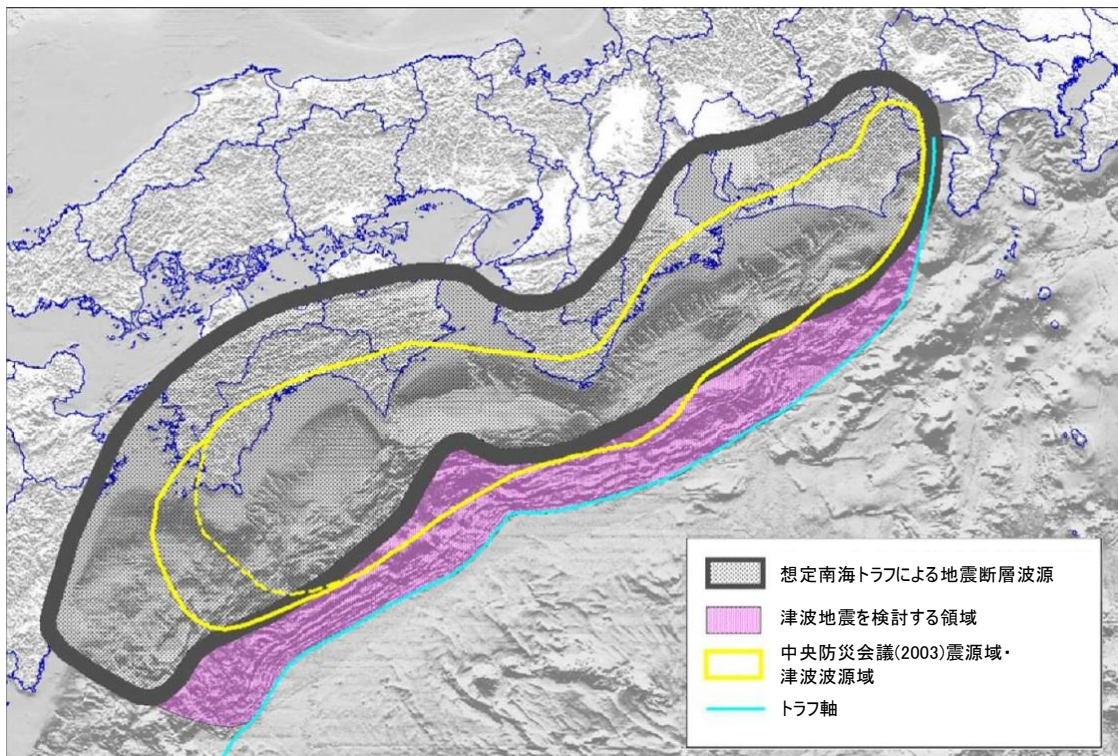
図 1-5 千早赤阪村周辺の断層位置図



大阪周辺の活断層

(『近畿の活断層』[岡田・東郷編(2000)] などによる)

出典：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年）」



南海トラフの巨大地震の想定震源断層域

出典：内閣府資料（平成24年8月）

## 第2 社会的条件

### 1 人口

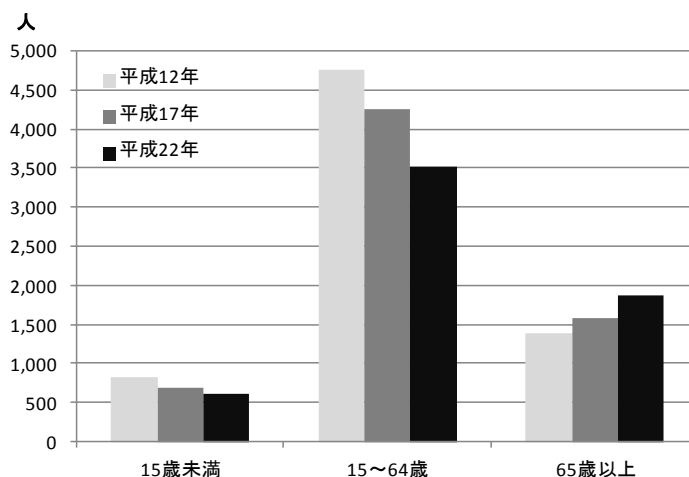
村の人口は、昭和45年には、約5,000人であったが、昭和55年以後の小吹台の宅地開発により8,000人近くまで増加した。しかし、平成22年国勢調査では6,015人、2,088世帯となっており、過疎化、少子高齢化、核家族化が進行している。また、65歳以上の人口が39.4%を超えており、これらのことから地域防災活動において、防災活動の担い手層の変化や避難行動要支援者の増加等を検討する必要がある。

表 1-3 千早赤阪村の人口等の推移（国勢調査、10月1日現在）

年次	世帯数 (戸)	人口(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	平均世帯人数 (人/世帯)
		総数	男	女		
昭和40年	1,109	5,440	2,725	2,715	146.5	4.9
昭和45年	1,084	5,013	2,422	2,591	135.0	4.6
昭和50年	1,143	5,062	2,416	2,646	136.3	4.4
昭和55年	1,781	7,288	3,511	3,777	196.3	4.1
昭和60年	1,903	7,697	3,671	4,026	205.9	4.0
平成2年	1,985	7,617	3,651	3,966	203.8	3.8
平成7年	2,073	7,459	3,569	3,890	199.5	3.6
平成12年	2,106	6,968	3,295	3,673	186.4	3.3
平成17年	2,119	6,538	3,080	3,458	174.9	3.1
平成22年	2,088	6,015	2,825	3,190	160.9	2.9
平成27年(※1)	<u>2,024</u>	<u>5,378</u>	<u>2,558</u>	<u>2,820</u>	<u>144.2</u>	<u>2.7</u>

※1：平成27年国勢調査は速報値

図 1-6 最近10年間の人口構成の推移



出典：国勢調査統計資料より作成

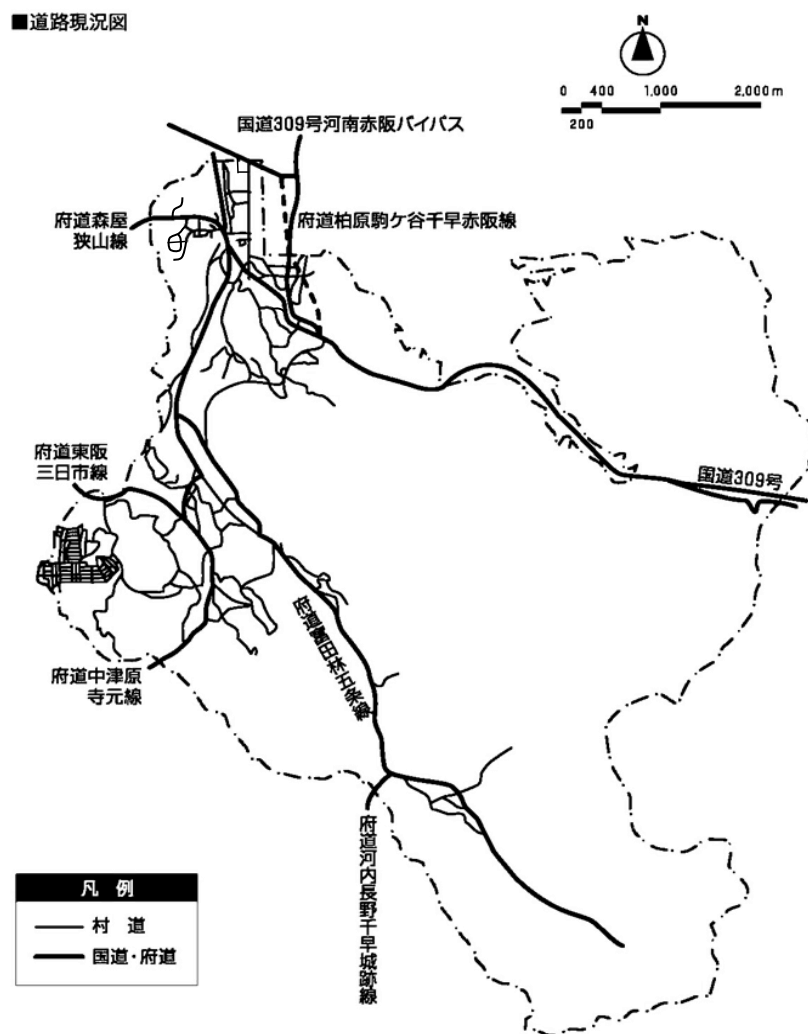
### 2 交通

道路は、国道309号及び府道富田林五条線が村の基幹路線となっている。

国道309号は、水越トンネルの開通、河南赤阪バイパスの整備の進展に従い、物流、観光、防災などの機能としての重要性を増している。が開通しており、~~奈良県側との交流も盛んである。~~府道富田林五条線は金剛山への観光ルートとして利用されており、途中から府道河内長野千早城跡線を経て河内長野市へと通じている。また、府道森屋狭山線は富田林市市街地へ、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（主要地方道）が河南町、太子町へのルートとなっている。

この他に府道東阪三日市線、中津原寺元線が整備されている。

図 1-7 千早赤阪村周辺の道路状況



## 第2節 災害の想定

### 第1 想定される災害

村における地勢、地質、気象等の地域の特性及び過去において発生した各種の災害状況等を勘案して、発生が予想される災害は次のとおりである。

#### 1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾濫及び浸水、ため池の破堤など
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊など

#### 2 集中豪雨などの異常気象による災害

- (1) 河川、ため池等の氾濫による水害など
- (2) 山ろく地域における山崩れ、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊など
- (3) 宅地造成地におけるがけ崩れなど
- (4) ゲリラ豪雨等による浸水・冠水被害など



(5) その他、雷、ひょう、突風・竜巻災害など

### 3 大規模な火災

- (1) 住宅地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

### 4 地震による被害

- (1) 地震による家屋の倒壊、道路の亀裂等
- (2) 地震に伴う火災等
- (3) 地震に伴う断水、停電等

### 5 異常干ばつによる災害被害

- (1) 干ばつによる上水道水源枯渇など
- (2) 干ばつに伴う農産物の枯死など

### 6 その他大規模な事故による被害

- (1) 航空災害
- (2) 道路災害
- (3) 危険物等災害
- (4) 原子力事故、広域放射能汚染、放射線事故など
- (5) その他、広域停電、風評被害など

## 第2 地震による被害想定

### 1 大阪府による被害想定

南海トラフ巨大地震については、平成 24 年度内閣府において「南海トラフの巨大大地震モデル検討会」にて第一次報告（平成 24 年 3 月 31 日、12 月 11 日）が、~~また、されている。~~  
~~一方、中央防災会議防災対策推進検討会議では「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により南海トラフの巨大地震について被害想定結果が提示された（平成 24 年 8 月 24 日）。南海トラフの巨大地震における被害想定は、これらに基づいて見直し中であるため、その見直し結果が出たのちに整理するものとする。~~

これらを受け大阪府では「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において平成 25 年度に人的被害などの被害想定が提示された。

また、大阪府では、平成 19 年に活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定した被害想定について「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）」が平成 19 年 3 月に公表されている。~~下表に示すとおり被害想定を見直すとともに、平成 24 年度に新たな被害想定を実施している。~~

#### ○想定地震発生時の条件

- ・季節、時間：冬の夕刻、平日午後 6 時
- ・気象条件：晴れ、平均風速超過確率 1% 風速

村における地震被害想定は、大阪府の地震被害想定結果を参考とし以下のとおりとする。



表 1-4 大阪府における被害の想定（千早赤阪村分）

想定地震項目		上町断層系	生駒断層系	中央構造線	南海トラフ
想定される計測震度		5強～6弱	5弱～5強	6弱～6強	5強～6弱
液状化危険度		ほとんどなし			
建物被害棟数	全壊	165	0	94	41
	半壊	33	1	168	430
	合計	49	1	262	471
炎上出火件数		0	0	0	0
死者		0	0	0	1
負傷者		5	0	28	29
重傷者		1	0	3	2
り災者数		118	3	618	666
避難所生活者数		35	1	180	306
応急仮設住宅必要数	全壊世帯	15	1	94	41
	焼失世帯	0	0	0	0
	合計	15	1	94	41
	法対象世帯	5	0	28	12
停電軒数		294	0	1470	1616
断水率		11.3	1.5	33.4	52.7
通信被害（被災回線数）		131	73	986	667

注) 死者及び負傷者には地震により発生する斜面災害による被害を含む。

法対象世帯は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」（昭和40年5月11日、厚生省通達）による。全壊・焼失世帯の合計の3割を想定

注) 想定地震項目出典

「上町断層系・生駒断層系・中央構造線：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）」平成19年度 大阪府」

「南海トラフ：「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成25年度 大阪府」

## 2 必要とされる避難所、物資の備蓄等

村では、必要とされる避難所等の面積や重要物資の備蓄目標量の設定など、この被害想定に基づき予防、応急の両面から対応可能な計画としている。

表 1-5 地震災害時に必要とされる避難所等の面積

項目	面積	備考
避難所必要面積	<del>207</del> 330 m <sup>2</sup>	避難所生活者数180306人×1人当たりの必要面積1.65m <sup>2</sup> /人
広域避難地必要有効面積	0.0 ha	広域火災等の発生は想定されない
応急仮設住宅建設必要面積	761 m <sup>2</sup>	全壊棟数の45%の応急仮設住宅が必要と推定、応急仮設住宅1棟当たり18m <sup>2</sup> とした

## 第3 その他の被害想定

### 1 風水害・土砂災害の被害想定及び必要とされる避難所

風水害の警戒時等では、土砂災害等の危険回避のため、避難者数は約1,600人と推定される。この時、必要となる避難所の面積は2,640m<sup>2</sup>と見積られる

## 第4章 村と住民の役割

### 第1節 防災関係機関等の業務大綱

村及び村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する大阪府及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

#### 第1 村の処理すべき事務または業務の大綱

##### 1 村

##### (1) ~~政策推進室、~~人事財政課、総務課、議会事務局

~~(※政策推進室はH25.4.1から総務課となる。)~~

##### ア 予防対策

- ・ 村の防災対策の総合調整に関すること
- ・ 防災会議に関すること
- ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・ 情報通信体制の整備に関すること
- ・ 防災に関する教育、訓練に関すること
- ・ 防災知識の普及、啓発に関すること
- ・ 消防計画に関すること
- ・ 消防力の強化に関すること
- ・ 緊急通行車両の届け出に関すること
- ・ 自主防災組織の育成に関すること
- ・ 防災行政無線の整備等に関すること
- ・ 災害予防対策に対する予算措置に関すること
- ・ 災害予防対策に対する会計措置に関すること
- ・ 庁舎等の防災に関すること
- ・ 緊急物資の備蓄及び供給体制の整備に関すること
- ・ ~~避難地~~場所、避難路の指定及び整備に関すること

##### イ 応急対策

- ・ 気象予警報の伝達に関すること
- ・ 被害情報の収集・伝達に関すること
- ・ 災害対策本部の設置及び廃止に関すること
- ・ 災害対策本部会議に関すること
- ・ 災害対策本部の指揮伝達に関すること
- ・ 職員の動員及び配置に関すること
- ・ 国、大阪府との連絡調整に関すること
- ・ 自衛隊の派遣要請及び自衛隊との連絡調整に関すること
- ・ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 広域応援の要請及び職員派遣依頼に関すること
- ・ 災害広報、広聴、報道機関との連絡に関すること
- ・ 災害に係わる住民の請願、陳情に関すること
- ・ 無線の管理、運用に関すること

- ・被害状況の調査及び大阪府等関係機関への報告に関する事
- ・災害記録の収集及び編集に関する事
- ・災害救助法の適用申請等に関する事
- ・消防活動に関する事
- ・危険物の防災対策に関する事
- ・高圧ガス、火薬類の防災対策に関する事
- ・職員の手当に関する事
- ・村有財産（公共施設）の被害調査及び応急措置に関する事
- ・災害による家屋等の被害調査に関する事
- ・緊急通行車両の確保及び緊急輸送に関する事
- ・災害応急対策に対する予算措置に関する事

ウ 復旧・復興対策

- ・被災者に対するり災証明の調査及び発行に関する事
- ・激甚災害指定の要請に関する事
- ・村有財産（公共施設）の復旧に関する事
- ・災害に伴う村税の減免に関する事
- ・災害復旧、復興対策に対する会計措置に関する事
- ・災害救助法による物資、資材に要した費用及び災害対策本部の活動に要した費用の精算に関する事
- ・災害弔慰金の支給等に関する事
- ・義援金品等の受付、保管に関する事
- ~~・災害弔慰金の支給等に関する事~~
- ・義援物資に関する事
- ・物価の監視、安定に関する事

(2) 住民課、健康福祉課

ア 予防対策

- ・保健、福祉施設の耐震対策に関する事
- ・避難所の福祉的整備に関する事
- ・災害時の医療体制の整備計画に関する事
- ・富田林医師会等医療機関及び富田林保健所や富田林薬剤師会との連絡調整に関する事
- ・救助、救急活動に関する事
- ・ボランティアの活動環境の整備に関する事
- ・毒物、劇物の災害予防に関する事

イ 応急対策

- ・避難勧告、避難指示による避難誘導に関する事
- ・避難所の開設及び避難者の収容に関する事
- ・避難所の管理、運営に関する事
- ・避難行動要支援者等の避難に関する事
- ・避難所における高齢者、障がい者等に対する福祉に関する事
- ・被災者に対する健康管理、保健、福祉活動に関する事
- ・保健、医療、福祉施設の被害調査及び応急措置に関する事
- ・緊急食糧食料及び日常生活用品の配布に関する事
- ・炊き出しに関する事
- ・義援金品の配分に関する事
- ・食品衛生の監視及び感染症対策に関する事

第1部 総則  
第4章 村と住民の役割

- ・医療救護班の編成及び医療、助産活動に関すること
- ・応急保育に関すること
- ・死体の捜索、処理、埋葬に関すること
- ・災害により発生する廃棄物の処理に関すること
- ・仮設トイレの設置に関すること
- ・環境衛生に関すること

ウ 復旧・復興対策

- ・保健、医療、福祉施設の復旧に関すること
- ・被災者の健康相談、メンタルケアに関すること

(3) ~~地域振興課~~ まちづくり課

ア 予防対策

- ・住宅の災害予防耐震対策に関すること
- ~~・河川、土砂災害予防対策に関すること~~
- ・ロープウェイ及び香楠荘の災害予防対策に関すること
- ・防災営農対策及び農林業施設の災害予防対策に関すること

イ 応急対策

- ~~・洪水予報等の関係機関への伝達に関すること~~
- ~~・雨量、水量等の情報の収集に関すること~~
- ~~・水防活動に関すること~~
- ~~・水害、土砂崩れ等の災害状況調査及び報告に関すること~~
- ~~・労務動員に関すること~~
- ~~・災害時の交通規制に関すること~~
- ~~・障害物の除去及び道路啓開に関すること~~
- ~~・救助物資等の緊急輸送路の確保に関すること~~
- ・ロープウェイ及び香楠荘の利用者の避難誘導及び安否確認に関すること
- ・ロープウェイ及び香楠荘の被害調査及び応急措置に関すること
- ~~・公共土木施設の被害調査及び応急措置に関すること~~
- ・農林業施設の被害調査及び応急措置に関すること
- ・商工業者の被害調査及び応急措置に関すること
- ・応急危険度判定士の要請及び派遣に関すること

ウ 復旧・復興対策

- ~~・公共土木施設の復旧に関すること~~
- ・応急仮設住宅の建設に関すること
- ・ロープウェイ及び香楠荘の復旧に関すること
- ・農地及び農林業施設の復旧に関すること
- ・被災農家、林家に対する復旧、復興支援に関すること
- ・被災中小企業等に対する復旧、復興支援に関すること
- ・被災者に対する雇用確保に関すること
- ・復興に係わる都市計画等の策定に関すること

(4) 教育課

ア 予防対策

- ・学校施設及び社会教育、体育施設の災害予防対策に関すること
- ・文化財の災害予防対策に関すること
- ・学校における防災教育及び訓練の実施に関すること

イ 応急対策

- ・避難所（~~学校・社会教育施設~~）の開設及び避難者の収容に関すること
  - ・避難所（~~学校・社会教育施設~~）の管理、運営に関すること
  - ・学校、幼稚園の児童、生徒、園児の安否確認、避難に関すること
  - ・被災児童、生徒、園児の救護に関すること
  - ・学校施設及び社会教育、体育施設の被害調査及び応急措置に関すること
  - ・学校、幼稚園の災害記録に関すること
  - ・文化財の被害調査及び応急措置に関すること
  - ・応急教育の実施に関すること
- ウ 復旧・復興対策
- ・学校施設及び社会教育、体育施設の復旧に関すること
  - ・被災児童、生徒に対する就学援助に関すること
- (5) ~~上下水道課~~施設整備課
- ア 予防対策
- ・上下水道施設の災害予防対策に関すること ※1
  - ・緊急時の給水体制の整備に関すること
  - ・河川、土砂災害予防対策に関すること
- イ 応急対策
- ・雨量、水量等の情報の収集に関すること
  - ・水防活動に関すること
  - ・水害、土砂崩れ等の災害状況調査及び報告に関すること
  - ・公共土木施設の被害調査及び応急措置に関すること
  - ・労務動員に関すること
  - ・災害時の交通規制に関すること
  - ・障害物の除去及び道路啓開に関すること
  - ・救助物資等の緊急輸送路の確保に関すること
  - ・緊急給水の実施に関すること
  - ・上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること ※1
  - ・水道の広域応援の要請に関すること ※1
  - ・飲料水の摂取制限等に関すること ※1
- ※1：平成29年4月より、上水道に関する役割は大阪広域水道企業団で実施する。
- ウ 復旧・復興対策
- ・公共土木施設の復旧に関すること
  - ・上下水道施設の復旧に関すること
- (6) 消防本部（富田林市に事務委託）
- ア 予防対策
- ・消防施設等の充実に関すること
  - ・消防水利の確保に関すること
- イ 応急対策
- ・救助・救急に関すること
  - ・消火に関すること
  - ・消防関係機関への連絡及び応援の要請に関すること
- ウ 復旧・復興対策
- ・消防施設の被害調査及び復旧に関すること
- (7) 南河内環境事業組合
- ・災害時における、し尿、ごみ等の処理に関すること

・災害時に備えた処理施設の整備に関すること

2 千早赤阪村消防団

- ・消防団員の教育及び訓練に関すること
- ・消防資機材の整備、備蓄に関すること
- ・消防活動の実施に関すること
- ・災害情報等の収集及び必要な広報に関すること
- ・災害の防除、警戒、鎮圧に関すること
- ・要救助被災者の救出、救助に関すること
- ・避難及び救護の協力に関すること

第2 大阪府の処理すべき事務または業務の大綱

1 大阪府

(1) ~~南河内地域防災推進室~~ 政策企画部（危機管理室）

- ~~・災害予防、災害応急対策に関する村及び関係機関との連絡調整に関すること~~
- ・村等防災関係機関との調整に関すること
- ・地域防災計画の指導に関すること

(2) 富田林土木事務所

- ~~・土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること~~
- ~~・水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること~~
- ・河川の整備に関すること
- ・水防に関すること
- ・土砂災害の防止に関すること
- ・土砂災害防止法に基づく区域指定に関すること
- ・地すべり等防止法に基づく区域指定に関すること
- ・道路の整備に関すること
- ・道路交通の確保に関すること
- ・災害危険度判定調査の促進に関すること
- ・防災都市づくり計画の推進に関すること
- ・都市の復興に関すること
- ・都市公園の整備に関すること
- ・土木施設の緑化に関すること
- ・公共土木施設等の二次災害の防止に関すること
- ・斜面判定制度に関すること
- ・災害復旧事業に係わる市町村助言に関すること
- ・防災知識の普及・啓発に関すること

(3) 富田林保健所

- ~~・災害時における保健衛生対策に関すること~~
- ・災害時における保健衛生活動、保健衛生の指示及び防疫活動に関すること
- ・災害時の医療体制の整備及び連絡調整に関すること
- ・医療救護班の活動に関すること
- ・医師会等の協定に関すること
- ・毒物・劇物の災害予防に関すること
- ・食品衛生の監視及び感染症対策に関すること

(4) 大阪府南河内農と緑の総合事務所



- ・ 自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること
- ・ 森林の防災に関すること
- ・ 治山事業の推進に関すること
- ・ 山地災害危険地の把握に関すること
- ・ 林野火災対策に関すること
- ・ 復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること
- ・ ため池防災に関すること
- ・ 土地改良事業に関すること
- ・ 農林水産施設の防災計画に関すること
- ・ 農地防災対策に関すること
- ・ 農作物及び家畜の防疫等に関すること
- ・ 動物の保護等に関すること
- ・ 耕地関係復旧事業の指導調整に関すること
- ・ 応急救助用食料の確保、調達に関すること
- ・ 農林災害復旧補償に関すること
- ・ 被災農林業者に対する災害融資に関すること
- ・ 地盤沈下対策に関すること
- ・ 廃棄物の処理に関すること
- ・ 飲食物の摂取制限等に関すること

## 2 大阪府警察（富田林警察署）

- ・ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ・ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ・ 交通規制、管制に関すること
- ・ 広域応援等の要請、受け入れに関すること
- ・ 遺体の検視（見分死体調査）等の措置に関すること
- ・ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持に関すること
- ・ 災害資機材の整備に関すること
- ・ 村の防災会議及び災害対策本部に関すること
- ・ 村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
- ・ 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること
- ・ 消防活動及び水防活動の実施に関すること
- ・ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 住民の防災活動の促進に関すること

## 第3 指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱

### 1 指定地方行政機関

- (1) ~~郵便局（千早赤阪小吹郵便局、東阪簡易郵便局、千早簡易郵便局、水分簡易郵便局）~~
  - ・ ~~災害時における郵便業務の確保に関すること~~
  - ・ ~~被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること~~
- (1) 近畿農政局大阪食糧事務所（大阪地域センター）
  - ・ ~~応急食糧（米穀）及び乾パンの備蓄に関すること~~
  - ・ ~~災害時における主要食糧の需給調整に関すること~~
  - ・ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること
- (2) 近畿中国森林管理局 ~~・ 国有保安林~~

第1部 総則  
第4章 村と住民の役割

- ・ 国有保安林・治山施設の整備に関すること
  - ・ 林野火災予防体制の整備に関すること
  - ・ 林野火災対策の実施に関すること
  - ・ 災害対策用材の供給に関すること
- (3) 大阪管区気象台
- ・ 気象状況の観測施設の整備に関すること
  - ・ 防災気象知識の普及に関すること
  - ・ 災害に係る気象・地象・水象等に関する予警報の発表及び伝達に関すること
  - ・ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- (4) 近畿地方整備局
- ・ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
  - ・ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
  - ・ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
  - ・ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
  - ・ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- 2 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）
- ・ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
  - ・ 村が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること
- 3 指定公共機関及び指定地方公共機関
- (1) 郵便局（千早赤阪小吹郵便局、東阪簡易郵便局、千早簡易郵便局、水分簡易郵便局）
- ・ 災害時における郵便業務の確保に関すること
  - ・ 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
- (2) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）
- ・ 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
  - ・ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
  - ・ 気象警報の伝達に関すること
  - ・ 災害時における重要通信に関すること
  - ・ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
  - ・ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
  - ・ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (3) KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社
- ・ 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
  - ・ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
  - ・ 気象警報の伝達に関すること
  - ・ 災害時における重要通信確保に関すること
  - ・ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
  - ・ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- (4) ソフトバンク株式会社
- ・ 電気通信施設の整備と防災管理
  - ・ 災害時における通信の確保
  - ・ 被災施設の復旧
- (5) 大阪ガス株式会社



- ・ガス施設の整備と防災管理に関すること
- ・災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (36) 一般社団法人大阪府 ~~LP~~エルピーガス協会
  - ・LP ガス施設の整備と防災管理に関すること
  - ・災害時におけるLP ガスによる二次災害防止に関すること
  - ・災害時におけるLP ガス及びLP ガス器具等の供給確保に関すること
  - ・被災LP ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (47) 関西電力株式会社(羽曳野営業所)
  - ・電力施設の整備と防災管理に関すること
  - ・災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
  - ・災害時における電力の供給確保に関すること
  - ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (8) 大阪広域水道企業団
  - ・上水道施設の災害予防対策に関すること
  - ・上水道施設の被害調査及び応急措置に関すること
  - ・水道の広域応援の要請に関すること
  - ・飲料水の摂取制限等に関すること
  - ・水道用水、工業用水道施設の耐震化等に関すること
  - ・水道用水、工業用水道の被害情報に関すること
  - ・災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関すること
  - ・水道用水及び工業用水の供給確保に関すること
  - ・応急給水及び応急復旧に関すること
  - ・大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備に関すること
- (9) 日本赤十字社大阪府支部
  - ・災害医療体制の整備に関すること。
  - ・災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
  - ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
  - ・義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
  - ・避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
  - ・救援物資の備蓄に関すること。

## 第4 村の区域内の公共的団体等の処理すべき事務または業務の大綱

### 1 公共的団体

- (1) 区長会
  - ・区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
  - ・水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること
  - ・災害時における避難、救助活動の協力に関すること
  - ・自主防災に関すること
- (2) 富田林医師会
  - ・災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること
  - ・救護活動に必要な医薬品及び医療資機材の確保に関すること
- (3) 社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会

第1部 総則  
第4章 村と住民の役割

- ・災害時における**避難行動要支援者**対策に関すること
- ・災害時におけるボランティアの結成及び受入れ、活動体制の整備等に関すること
- ・災害復旧、復興時における相談、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関すること

(4) 大阪南農業協同組合

- ・防災営農の指導及び被害調査の協力にかん関すること

(5) 村施設指定管理者

- ・災害時における村管理施設の維持と災害対応支援に関すること。

(46) 民生・児童委員協議会

- ・通常時における要援護高齢者や障害者の把握に関すること
- ・災害時における**避難行動要支援者**対策への協力に関すること

(57) 実行組合長会

- ・農地の防災対策、防災営農対策に関すること
- ・村の実施する農地及び農業用施設関係被害調査及び災害復旧の補助に関すること

(68) 大阪府森林組合

- ・村が行う被害調査及び応急対策の協力に関すること
- ・山林被害の災害復旧の実施
- ・山林の防災対策、防災営林対策に関すること
- ・村の実施する山林及び林業用施設関係被害調査及び災害復旧の補助に関すること

(79) 老人クラブ等文化事業団体

- ・村が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力に関すること
- ・被災者の救助活動の協力に関すること

(810) 交通安全協会

- ・村が行う災害時における交通対策への協力に関すること

(911) 防犯委員会

- ・災害時における防犯対策に関すること

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し村が行う防災活動について、積極的に村及び防災関係機関等に協力するものとする。

(1) 診療所、保健、福祉施設の管理者

- ・施設の防災管理及び入所者等の安全確保に関すること
- ・災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること

(2) 学校、幼稚園等の管理者

- ・施設の防災管理及び児童、生徒、**園児**の安全確保に関すること
- ・災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること

(3) 危険物関係の取扱い施設の管理者

- ・施設の防災管理に関すること
- ・災害時における危険物の保安措置に関すること

(4) 店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

- ・施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること

(5) ため池・水路管理者

- ・ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
- ・ため池、水路等の施設の被害調査に関すること
- ・湛水防除に関すること
- ・ため池、水路等の施設の復旧事業の推進に関すること

(6) その他の防災上重要な施設の管理者

- ・前記(1)～(5)に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること

(注)防災関係機関等が直接管理する庁舎等の施設に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧については、全ての機関に該当するので、ここでは掲載していない。

## 第5 関西広域連合

- ・大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- ・大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- ・大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- ・大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

## 第2節 住民、事業所者の基本的責務

大規模な災害時には、村をはじめとした関係機関の被災も想定される。このため、自助、共助の考え方を基本に、住民、事業者、行政等がそれぞれ防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねを行う事により、災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」への取り組みを進めていく必要がある。

### 第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害弱者への援助、避難所の自主的運営の他、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時に道路が寸断され孤立の危険がある集落については、1週間分程度の食糧食料品・医薬品その他生活必需品の備蓄、非常時の通信手段の確保などの対策を集落の住民が主体となって行っておく必要がある。

さらに、地域の高齢化率の上昇に伴い、避難行動要支援者支援についても住民と行政が一体となって地域コミュニティとして取り組み、災害時人的被害ゼロを目指して地域防災力を向上させていくものとする。

### 第2 事業所者の基本的責務

事業所者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、避難行動要支援者支援、帰宅困難者対策、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

## 第5章 計画の運用

### 第1節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

### 第2節 計画の周知徹底

本計画は、村の全職員及び村の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者に対し周知徹底させるよう図る。

また、本計画を円滑に実施するため、村及び防災関係機関は、平素平常時から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第42条第5項に基づき計画の要旨を公表し、住民に周知徹底を図る。

### 第3節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

表 1-1 用語の意義

用語	意義
住民	村の区域内に住所を有する者、他市町村から村の区域内に <u>通園・</u> 通学・通勤する者及び災害時に村の地域に滞在する者等も含める。
<u>要配慮者（避難行動要支援者を含む）</u>	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
市町村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防団）を含める。
防災関係機関	国、大阪府、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。
<u>関西広域連合</u>	<u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。</u>
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう）、その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	港湾法第4条第1項の港湾局、土地改良法第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道大阪府の区域内において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	村の区域内の関係機関、団体等として本計画では農協、大阪府森林組合、商工会等の経済団体、富田林医師会、歯科医師会、薬剤師会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
その他防災上重要な施	村内の診療所、学校、保健、福祉関係の施設管理者の他、不特定多数の人が出入りする店

設の管理者	舗、旅館や危険物を取り扱う工場、事業所等の管理者をいう。
<del>第五管区海上保安本部</del>	<del>第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上警備救難部をいう。</del>
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、村域は陸上自衛隊第三師団の警備区域内となっている。
ライフライン	上水道、簡易水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

## 〔第2部 災害予防対策計画〕

## 第2章 災害応急対策—復旧対策—の備え **防災体制の整備**

### 第1節 総合的防災体制の整備

村は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

#### 第1 中枢組織体制の整備

村は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係わる中枢的な組織体制の整備・充実を図る。なお、本文中の震度については、大阪管区気象台発表の村及び富田林市、河内長野市、河南町（以下、近隣市町という）の震度とする。

##### ~~1~~ **千早赤阪村防災対策推進本部**

~~村は、通常時の防災予防対策を総合的かつ、効率的に進めるため千早赤阪村防災対策推進本部を設置する。~~

~~[組織]~~

~~本部長 村長~~

~~副本部長 副村長、教育長~~

~~本部員 課長、参事~~

##### ~~2~~ **1 千早赤阪村災害警戒本部**

~~村は、風水害等災害の発生のおそれがあり、時間、規模等の推測が困難なとき、局地的な災害が発生し始めたとき~~小規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき、あるいは村域及び近隣の市町において震度4以上5弱又は5強の地震が発生を観測したとき、また震度4-3以下の場合で、村域において被害が発生したとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他必要により村長が配備を指令するときには、災害警戒本部を設置する。

[組織]

本部長 副村長

副本部長 教育長、総務課長

本部員 理事、課長、参事

##### ~~3~~ **2 千早赤阪村災害対策本部**

村は、災害対策基本法第23条に基づき、中規模または大規模な災害が発生したとき 又は発生のおそれがあるとき、村域及び近隣の市町に震度~~4~~5弱以上の地震が発生したとき、大阪府域に特別警報が発表されたとき、南海トラフ地震と判定されうる地震が発生したとき、その他村長が必要と認めたとときなど災害救助法の適用を要する災害が発生したときには千早赤阪村災害対策本部を設置する。

[組織]

本部長 村長

副本部長 副村長、教育長

本部員 理事、課長、参事

各部 総務部、救助部、防災部、教育部、水道部

<資料> 資料1-3 千早赤阪村災害対策本部条例

## 第2 組織動員体制の整備

~~村は、村域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制及び服務等に関し、次のとおり定める。~~

### 1 配備基準

~~配備基準は、以下の(1)～(4)のとおりであるが、防災活動を実施するための各課の職員数は、それぞれの配備に応じて村長が指令する。~~

#### (1) 事前配備

##### ア 配備時期

- ~~① 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき。~~
- ~~② 局地的な災害が発生し始めたとき。~~
- ~~③ その他必要により村長が当該配備を指令するとき。~~

##### イ 配備内容

~~水防その他災害の発生を防ぎよするため情報連絡活動、物資、資機材の点検整備を実施する体制~~

##### ウ 動員人数

~~各部数人で災害に関する情報連絡が可能な人員~~

#### (2) A号配備

##### ア 配備時期

- ~~① 局地的な災害が村内の数箇所に発生し、または発生するおそれがあるとき。~~
- ~~② その他必要により村長が当該配備を指令するとき。~~

##### イ 配備内容

~~小規模の災害応急対策を実施する体制~~

##### ウ 動員人数

~~全職員の4分の1~~

#### (3) B号配備

##### ア 配備時期

- ~~① 村内の各地に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。~~
- ~~② 気象台発表により村域及び近隣の市町において震度4の地震が発生したとき。~~
- ~~③ 上記イで震度3以下の地震の場合であっても、村内で被害が発生したとき。~~
- ~~④ その他必要により村長が当該配備を指令するとき。~~

##### イ 配備内容

~~相当規模の災害応急対策を実施する体制。~~

~~震度4程度の地震が発生した場合に、情報収集や関係機関との連絡活動を実施する体制~~

##### ウ 動員人数

~~全職員の2分の1~~

#### (4) C号配備

##### ア 配備時期

- ~~① 村域及び近隣市町において震度5弱以上の地震が発生したとき、あるいは、村内の各地に大規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。~~
- ~~② その他必要により村長が当該配備を指令するとき。~~



~~イ 配備内容~~

~~村の全力をあげて緊急に防災活動を実施する体制~~

~~ウ 動員人数~~

~~全職員~~

~~＜資料＞ 資料 2-3 災害時における課別配備職員数~~

~~2 動員方法~~

~~村は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、配備指令の伝達先各簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておくなど、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。特に震災時など不測の災害に対応するため、通常時から非常招集のための体制・施設整備や訓練等を実施するとともに、職員に対しその内容を周知・徹底させることとする。~~

~~また、配備指令がない場合でも自主参集によって適切な対応が可能となるよう、職員に対し勤務場所への参集方法について周知・徹底を図る。~~

~~3 非常招集及び自主参集を要しない者~~

~~(1) 心身の障害により許可を受けて休暇中の者~~

~~(2) (1)に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者~~

~~4 その他の防災関係機関の組織体制の整備~~

~~災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図り、各職員に対し周知・徹底を図る。~~

第3章 2 防災中枢機能等**防災拠点機能**の確保、充実

村は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設**拠点機能**の整備

村は、防災中枢**拠点**施設として災害対策本部室等の**防災中枢施設**の整備に努める。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

＜資料＞資料〇-〇 村で締結済みの相互応援協定等

2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食糧**食料**等を備蓄する。

第4章 3 地域防災拠点の整備

村は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、大阪府南部広域防災拠点**(りんくうタウン南地区)**、中部広域防災拠点(八尾空港周辺)及び後方支援活動拠点(錦織公園)と連携して、村域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として千早赤阪村B&G海洋センター(体育館を除く)を地域防災拠点として整備する。また、隣接する村民運動場について自衛隊の仮泊地及び災害時用臨時ヘリポートとして整備する。

＜資料＞ 資料 4-8 大阪府の防災拠点等一覧

第5章 4 ~~人材(専門家)~~、**装備・資機材等の確保備蓄**

村及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材(専門

家)、装備・資機材等の確保、整備に努める。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

### 1 専門的知識・技能を有する人材（専門家）の確保

災害時の被害想定に基づき、必要となる被災建築物応急危険度判定士、被災家屋調査員、被災宅地危険度判定士、防災ボランティアコーディネーター、介護福祉士、通訳等の必要な専門的知識・技能を有する人材の需要を把握し、その育成、または本村域外からの支援による確保に努める。

### 2 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、下記の備蓄に努める。

- (1) 水防、消防等の資機材
- (2) 建設用資機材
- (3) 医薬品、薬剤等の医療品
- (4) その他災害用装備資機材

### 3 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

- (1) 不良箇所の有無
- (2) 機能点検の実施
- (3) 種類、規格と数量の確認
- (4) 薬剤等の効能の確認
- (5) その他

資機材等の点検の結果、破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

村は、自主防災組織が災害活動を円滑に実施できるよう支援に努める。

### 4 データの保全

地籍、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

---

## 第5章 防災訓練の実施

---

村及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、関係機関の積極的参加と住民、自主防災組織及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。実施にあたっては、災害対策はソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することを念頭にマニュアル等の理解、活用を進めながら各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

また、被害が広域にわたる災害も想定し、近隣市町と合同による広域的な訓練も取り入れ、防災訓練の充実を図る。

### 1 総合的防災訓練の実施

村は、大阪府等関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

## 2 組織動員訓練

災害時における初動体制、休日・夜間等の勤務時間外における職員の配備を迅速に行うため、情報の収集、伝達、連絡、非常参集等について訓練する。

また、消防団員についても電話連絡または伝令通信連絡などによる参集、さらに、停電時及び通信途絶時を想定して、車両による参集について訓練を行う。

## 3 消防訓練

消防訓練は、消防水利の活用、機材の操作法等の消防技術の習得をめざし、各種・各地区にわたる防火対象物の状況想定に基づく訓練を実施する。また、あわせて通信連絡、非常招集、救助等についても訓練する。

## 4 水防訓練

水防技術の向上を図るため、本村の実状に即した効果的な訓練を実施し、洪水防ぎよに万全を期する。

水防訓練は、定期的または随時、主要河川において出水期前に実施するものとし、水防工法等訓練の内容については、大阪府水防計画の定めるところとする。

## 5 避難訓練

災害時において、避難が迅速的確に行えるよう、避難準備情報、避難の勧告、指示、誘導等について訓練する。

また、~~災害時要援護者~~避難行動要支援者の積極的参加を得て、高齢者、障がい者等の避難誘導や介助方法等について、重点的に実施する。

## 6 通信訓練

災害時において、有線通信が不通となった場合に、無線通信の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作、通信統制等、非常無線通信に関する訓練を実施する。

## 7 その他の訓練の実施

村は、その他の救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、林野火災対策、危険物災害対策、航空機災害対策等にかかる訓練を単独または共同で実施する。

---

## 第7-6 防災体制の整備

---

村及び防災関係機関は、平常時から、大規模災害を視野にいれ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

### 1 広域防災体制の整備

#### (1) 広域応援体制の整備

村は、地震災害、大規模火災等の災害を視野にいれ、近隣市町や消防本部との相互応援の充実や体制の整備を図る。

村では、広域での応援の重要性を考慮し、中河内、南河内の9市2町1村及び堺市と南河内地域の6市2町1村で「災害相互応援協定」を結び、人員の派遣、物資の援助をはじめとした総合的な応援体制の整備を進めている。

## 第2部 災害予防対策計画

### 第1章 防災体制の整備

#### (2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

村及び大阪府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

#### (3) 広域緊急援助隊の受け入れ体制の整備

富田林警察署は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「広域緊急援助隊」との連携や受け入れ体制の整備を図る。

#### (4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）をはじめ、その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進し、村は連携を強化する。

#### <資料>

資料 3-1 大阪府中ブロック消防相互応援協定

資料 3-2 大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定

資料 3-3 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定

資料 3-4 水越トンネルに関する消防相互応援協定書

資料 3-5 大阪府下広域消防相互応援協定

資料 4-1 災害相互応援協定(中河内地域並びに南河内地域の9市3町1村)

資料 4-2 災害相互応援協定(堺市と南河内地域の6市2町1村)

資料 4-3 災害時における物品の供給協力に関する協定書(大阪いずみ市民生活協同組合)

資料 4-4 大阪広域水道震災対策相互応援協定

資料 4-10 災害時における物資の供給協力に関する協定書(株式会社サンプラザ)

---

## 第7章 人材の育成

村及び防災関係機関は、防災活動を円滑に実施するため、幹部職員を含めた職員に対しより一層の防災教育を行うとともに相互に密接な連携を保ち単独または協力して、住民に防災の知識を普及し、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

防災業務に従事する職員に対し、適切な判断力を養うため、講習会、研修会を実施するとともに、防災活動実施要領等に基づく各自の任務について周知徹底する。

#### (1) 教育の方法

ア 講習会、研修会等の実施

イ 見学、現地調査等の実施

ウ 防災活動マニュアル等の配付

#### (2) 教育の内容

ア 千早赤阪村地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

ウ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性

エ 過去の主な被害事例及び災害発生原因とその特性

オ 防災知識と技術

カ 災害応急対策の従事する場合の安全確保

キ 防災関係法令の適用

ク その他必要な事項

### 1 村職員

村は、職員に対し、平常時から本計画による各機関の防災体制並びに防災関係法令の適用等の指導を行い、防災知識の習得を図り、災害時における体制の確立に努める。

## 2 消防団員

消防団員は、地域に密着した防災関係機関としての任務の重要性に鑑み、出火防止、初期消火、救急救助、火災や災害現場における安全確保等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

## 3 富田林警察署

災害時の警備に関する幹部の指揮及び指導能力の養成と一般部隊員に対する災害警備の知識の習得を図るための教育を実施し、警備態勢の確保を図る。

## 4 家屋被害認定を行う者の育成

村は、府の実施する家屋被害認定担当者向けの研修に参加し、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図る。

---

## 第9-8 防災に関する調査研究の活用

村では、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、防災関係機関によって行われる災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究の結果を活用し、的確な防災体制の整備を図る。

---

## 第10-9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

村は、大阪府と連携して、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

また、村は自衛隊の災害派遣が行われる場合に部隊が迅速かつ円滑に活動できるよう村民運動場を受け入れ基地（仮泊予定地）として指定し、そのための受け入れ体制の整備を図る。

---

## 第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

中央構造線地震等の大規模地震が発生した場合、村内の庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。そのような状況においても、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。このため、村においては、業務継続計画（BCP）の作成・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

### 1 業務継続計画（BCP）の作成・運用

村は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、業務継続計画（BCP）を作成・運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 村の行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。



## 第2部 災害予防対策計画

### 第1章 防災体制の整備

- (5) 庁舎が被災した場合やコピーやパソコンなどの事務機器が損傷した場合等に備えて、代替案の検討をしておく。また、業務データの喪失などの事態に備えて、バックアップを準備する。

## 2 村の体制整備

### (1) 被災者支援システムの導入

村は、被災者支援システムの導入に努める。

### (2) 業務継続の体制整備

村は、BCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

### (3) 相互応援体制の強化

村は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

---

## 第11 事業者、ボランティアとの連携

村は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

## 第2節 情報収集伝達体制の整備

村及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの充実を図る。

### 第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

村及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、災害時に相互に通信することができるよう連携して災害情報収集伝達システムの構築を図る。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

### 第2 災害通信施設の整備

村及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

#### 1 消防無線

##### (1) 富田林市消防本部千早赤阪分署

本部が消防救急活動を迅速に実施するための消防無線について、下記表2-2のとおり配備している。~~平成28年5月までにアナログ無線からデジタル無線への移行が必要となっているため、平成27年度までにデジタル無線整備を行う。~~

表2-1 消防無線の状況

局名	台数	施設の状況
移動局	<u>4</u> <del>7</del>	車載 <u>4</u> <del>3</del> 携帯 <u>3</u> <del>3</del>

##### (2) 千早赤阪村消防団

~~消防団の消防無線について、下記表2-3のとおり配備している。上記のとおりデジタル化への移行が必要となっているため、代替案を考え整備を図る。~~

表2-2 ~~消防無線の状況~~

局名	台数	施設の状況
<del>基地局</del>	<del>1</del>	<del>設置場所 総務課 市町村波 151.71MHz</del>
移動局	<u>17</u>	車載 <u>15</u> 携帯 <u>2</u>

#### 2 防災行政無線の整備

村は、デジタル同報無線について、~~下記表2-4のとおり配備しており、情報伝達のできない住民に対して、対策を講じる必要がある。~~同報系を下記表2-2のとおり配備し、移動系を2-3のとおり配備し、村民への的確な情報伝達及び村災害対策本部における情報収集、伝達、司令等を行い、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため整備している。また、情報伝達のできない住民に対して戸別受信機等の整備に努める。

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

表 2-3 千早赤阪村 防災行政無線 同報系 局一覧表

No.	局名	読み	住所
親	くすのきホール	くすのきほーる	大字水分 2 6 3
2	赤阪小学校体育館	あかさかしょうがっこうたいいくかん	大字水分 5 6
3	旧自然休養村管理センター	きゅうしぜんきゅうようそんかんりせんたー	大字森屋 9 6 2
4	森屋公民館	もりやこうみんかん	大字森屋 3 7 0-乙
5	保健センター	ほけんせんたー	大字水分 1 9 5-1
6	水分老人憩の家	すいぶんろうじんいこいのいえ	大字水分 1 0 3-1
7	川野辺老人憩の家	かわのべろうじんいこいのいえ	大字川野辺 3 0 2-2
8	二河原辺集会所	にがらべしゅうかいしょ	大字二河原邊 1 2 8
9	吉年老人憩の家	よどしろうじんいこいのいえ	大字吉年 5 6-1
10	小吹老人憩の家	こぶきろうじんいこいのいえ	大字小吹 8 4 7-1
11	中津原老人憩の家	なかつはらろうじんいこいのいえ	大字中津原 4 7 9-4
12	下東阪老人憩の家	しもあずまざかるうじんいこいのいえ	大字東阪 1 9 9-1
13	千早小吹台小学校体育館	ちはやこぶきだいしょうがっこうたいいくかん	大字小吹 6 8-7 8 0
14	小吹台老人憩の家	こぶきだいらうじんいこいのいえ	大字小吹 6 8-8 3 0
15	千早赤阪村 B&G 海洋センター	ちはやあかさかむらびーあんどじーかいようせんたー	大字東阪 2 5 5-1
16	桐山老人憩の家	きりやまろうじんいこいのいえ	大字桐山 4 9 9
17	上東阪老人憩の家	かみあずまざかるうじんいこいのいえ	大字東阪 5 6 6
18	千早老人憩の家	ちはやろうじんいこいのいえ	大字千早 2 3 1
19	旧千早小学校体育館	きゅうちはやししょうがっこうたいいくかん	大字東阪 3 8 8
20	多聞尚学館	たもんしょうがくかん	大字千早 1 0 4 0
21	緑公園	みどりこうえん	大字小吹 6 8-9 0 8
22	小吹ろ組	こぶきろぐみ	大字小吹 1 0 6 1-7
23	水分奥代	すいぶんおくんだい	大字水分 2 1 6 0

表 2-4 千早赤阪村 防災行政無線 移動系 局一覧表

No.	呼出名称	所在地・積載車両・所管	備考
1	ぼうさいちはやだけやま	大阪府富田林市竜泉 880-1	基地局
2	ぼうさいちはや 200	千早赤阪村役場 総務課	半固定局
3	ぼうさいちはや 300	消防団指令車	車載型
4	ぼうさいちはや 301	消防団 (第1分団ポンプ自動車)	車載型
5	ぼうさいちはや 302	消防団 (第1分団ポンプ積載車)	車載型
6	ぼうさいちはや 303	第2分団 (森屋)	車載型
7	ぼうさいちはや 304	第2分団 (川野辺)	車載型
8	ぼうさいちはや 305	第3分団 (水分)	車載型
9	ぼうさいちはや 306	第3分団 (桐山)	車載型
10	ぼうさいちはや 307	第3分団 (二河原辺)	車載型
11	ぼうさいちはや 308	第5分団 (吉年)	車載型
12	ぼうさいちはや 309	第5分団 (小吹)	車載型
13	ぼうさいちはや 310	第5分団 (中津原)	車載型
14	ぼうさいちはや 311	第6分団 (下東阪)	車載型
15	ぼうさいちはや 312	第6分団 (上東阪)	車載型
16	ぼうさいちはや 313	第7分団 (千早)	車載型
17	ぼうさいちはや 314	第8分団 (小吹台)	車載型
18	ぼうさいちはや 315	総務課	車載型
19	ぼうさいちはや 316	総務課	車載型
20	ぼうさいちはや 317	総務課	車載型
21	ぼうさいちはや 318	総務課	車載型
22	ぼうさいちはや 319	総務課	車載型
23	ぼうさいちはや 320	総務課	車載型
24	ぼうさいちはや 321	施設整備課	車載型
25	ぼうさいちはや 322	施設整備課	車載型
26	ぼうさいちはや 323	施設整備課	車載型
27	ぼうさいちはや 324	教育課	車載型
28	ぼうさいちはや 325	教育課	車載型
29	ぼうさいちはや 326	健康福祉課	車載型
30	ぼうさいちはや 327	健康福祉課	車載型



31	ぼうさいちはや 328	住民課	車載型
32	ぼうさいちはや 400	総務課	携帯型
33	ぼうさいちはや 401	総務課	携帯型
34	ぼうさいちはや 402	総務課	携帯型

### 3 有線通信設備（災害時優先電話）の活用

- (1) 村は、情報連絡に用いる電話として、災害時優先電話を管理し災害時には有効活用する。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の防災管理に努め、災害時優先扱いの電話が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

### 4 大阪府防災行政無線

大阪府が防災対策の一環として、災害発生時における災害応急対策を迅速かつ、円滑に実施するため、大阪府と大阪府の各出先機関及び大阪府内各市町村等を結ぶ無線網で、災害予防及び、災害復旧対策等における防災上の各種情報、並びに気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めるために平常時から活用し、習熟に努める。

### 5 大阪府防災情報システム

大阪府防災情報システムは大阪府や府内市町村等を接続したシステムで、気象情報や被害情報を共有する機能を有する。

通常時における気象等の情報収集や訓練や災害発生時の情報交換等に活用し、習熟に努める。

### 6 その他の防災関係機関の通信施設の整備

その他の防災関係機関においても、防災情報の一元化を図るため、計画的な情報通信施設等の整備及び運用体制の強化を図る。

### 7 緊急警報放送の受信機器の整備

一刻を争う情報の受信体制については、各放送局から緊急警報放送が放送されるので、緊急警報放送受信機を整備し、災害時の初動体制を確立する。

## 第3 情報収集伝達の強化

村及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び防災行政無線をはじめ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、公共情報コモンズ（L-ALERT）、かんさい生活情報ネットワーク、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。多様な伝達手段の確保を図るとともにまた、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。また村は、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うために、庁舎警備員により24時間常駐体制をとる。

## 第4 伝達システム不能時の代替案の検討

通信機器等伝達システムが被災した場合、または、電源が長期に使用不能の場合、緊急の通信手段も使用できなくなることが想定される。このような事態に備え、各部署は情報連絡員を配置し、徒歩、自転車、バイク等による情報の伝達を行うことを検討する。

## 第5 災害広報体制の整備

## 第2部 災害予防対策計画

### 第1章 防災体制の整備

村及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、通常時からその体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

#### 1 広報体制の整備

- (1) 広報責任者の選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
  - ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
  - イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
  - ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
  - エ 災害時要援護者要配慮者への支援の呼びかけ
  - オ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (4) 災害時要援護者要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

#### 2 緊急放送体制の整備

村及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

#### 3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

#### 4 災害時の公聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

### 第3節 火災予防対策の推進

### 第4-3節 消火・救助・救急体制の整備

村、大阪府及び富田林警察署富田林市消防本部は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めるものとする。

村は、大阪府及び国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者等への協力に努める。

なお、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

## 第1 消防力の充実

村は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

### 1 富田林市への委託による広域消防化

平成12年4月1日から富田林市に消防業務の委託を行っており、消防の充実に図り、必要とされる消防施設や情報通信施設等の整備を目指す。

### 2 消防施設及び消防水利等の強化

「消防力の基準」(平成12年1月20日消防庁告示第1号平成26年10月31日改正消防庁告示第28号)に基づき、必要消防力を算定し、これを基に実状に応じた消防車両等の資機材及び人員を配置するものとする。

また、初動及び活動体制を確立するため、無線施設等の整備を図る。

消防施設等の配置は、地域の実状を充分考慮の上、年次計画をたて整備拡充を図る。

### 3 消防水利の確保

(1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消火栓等の整備を推進する。

(2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実状に応じて、消防水利の多様化を図る。

(3) 消防水利の不足等により消火活動に支障をきたすおそれのある地域に対しては、消火栓の増強、可搬式動力ポンプ等を整備し、消火体制の強化を図る。

また、消防水利は火災発生に即応できるよう常時使用可能な状態となるよう維持管理に努めるものとする。

### 4 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎよ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

### 5 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

#### (1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇改善をはじめ、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進等により組織強化に努め

## 第2部 災害予防対策計画

### 第1章 防災体制の整備

る。

#### (2) 消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材、安全確保用装備の充実強化を図る。

#### (3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度な知識及び技能の向上を図るや、地域の自主防災組織との連携強化、安全確保の向上が図られるようために教育訓練を実施する。

ア 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）

イ 火災防ぎょ訓練（基本、招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導、警戒、通信連絡訓練等）

ウ 水害防ぎょ訓練（基本、水防、浸水区域内火災防ぎょ訓練）

エ 救助救急訓練

オ 総合防災訓練

<資料> 資料 3-6 消防団員及び消防資機材の状況

資料 3-7 消防用水利の現況

---

## 第2 広域消防応援体制の整備

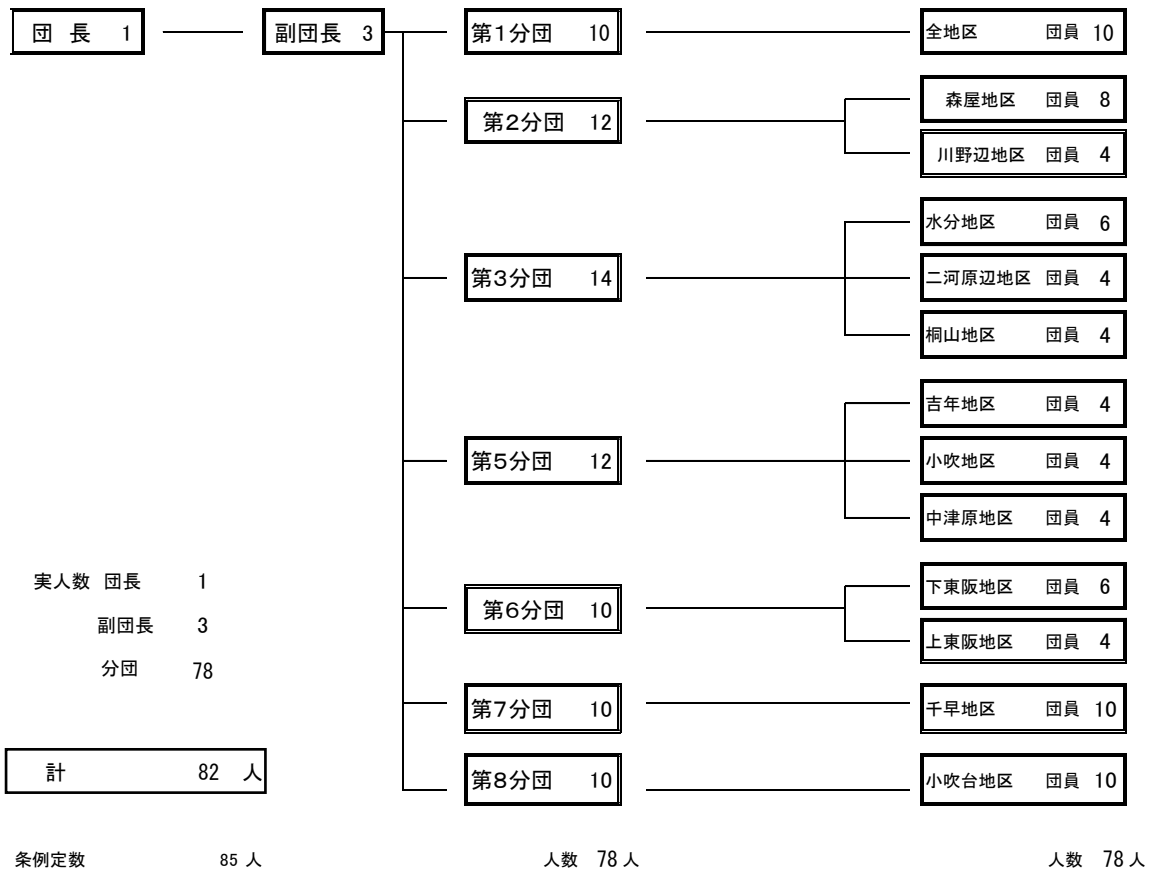
村は、地震等大規模災害発生に備え、近隣市町相互の応援協定の締結に努める他、受入れ体制の整備に努める。

---

## 第3 連携体制の整備

村は、大阪府、他市町、富田林警察署、自衛隊等と連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

図 2-1 千早赤阪村消防団組織図 (H28. 5 現在)



## 第5-4節 災害時医療体制の整備

村は、災害時の医療活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府及び富田林医師会をはじめとする医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

また、大規模災害発生時において村は、大阪府富田林保健所内に設置される地域災害医療本部に参加し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

### 第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し大阪府下の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

#### 1 現地医療活動

医療機関をできるだけ「救護所」として位置づけ、患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療は、富田林医師会が編成する医療救護班が「救護所」において実施する。

医療救護は、次の2種類の救護所において実施することとし、さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を活かした医療救護を行う。

##### (1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する応急救護所（小中学校医務室、公共施設村内医療機関等）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

※トリアージ：被災負傷者・病人を治療優先順位に基づいて分類すること

##### (2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

##### (3) 地域災害医療本部の設置

大阪府富田林保健所内に地域災害医療本部が設置された場合で、村単独では十分対応できない規模の災害の場合は、富田林保健所に医療救護班の派遣調整を要請する。

#### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、拠点となる災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

村においては、保健センター（村診療所）を医療救護活動の拠点となる村災害医療センターと位置づける。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

---

## 第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

---

村は、大阪府及び医療関係機関と連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。特に、富田林市へ消防救急委託をしているため、富田林市消防本部千早赤阪分署との連携を強化する。

### 1 広域災害・救急医療情報システムの整備・拡充

村は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、大阪府と連携して広域災害・救急医療情報システムの利用を行う。

### 2 連絡体制の整備

(1) 村は、保健センターに災害時の連絡・調整窓口を設置し、大阪府や医療関係機関等との情報交換・提供を行う。

(2) 村は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、保健センター職員の中から災害医療情報連絡員を指名する。

### 3 その他

(1) 村は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

---

## 第3 現地医療体制の整備

---

村は、富田林医師会、大阪府等と連携し、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

### 1 医療体制の整備

村は、応急的な治療を施すために医療救護班を編成し、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、富田林医師会、大阪府等との協力連携体制の整備を図る。

### 2 救護所の設置

村は、災害時の医療活動を行う場所として、災害現場付近に応急救護所を設置し、避難所その他適当な箇所に医療救護所を設置する。また、医療機関を救護所として指定する場合は、開設者と調整する。

### 3 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

村及び大阪府富田林保健所は、村災害対策本部及び地域災害医療本部を通じて他市等からの緊急医療班の受入体制について、あらかじめ調整しておく。

村は、保健センターに窓口・拠点を設置し、医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う。

---

## 第4 後方医療体制の整備

---

### 1 災害医療機関の整備

村は、大阪府や富田林医師会と連携して後方医療体制の充実に努めることとし、村の医療救護活動の拠点として、保健センター（村診療所）を村災害医療センターとして指定する。

大阪府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定する。

<資料>資料 4-9 拠点となる災害医療機関及びその役割



## 2 病院災害対策マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害発生時の避難、応急対応策などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

---

## 第5 医薬品等の確保体制の整備

村は、富田林医師会及び富田林薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の確保及び供給体制を整備する。

---

## 第6 患者等搬送体制の確立

村及び大阪府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、自衛隊等とも協力し、陸路・空路を利用した搬送手段及び搬送体制の充実を図る。

### 1 患者搬送

村及び大阪府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

### 2 医療救護班の搬送

村、大阪府及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

### 3 医薬品等物資の輸送

村は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

---

## 第7 個別疾病対策

村及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター（大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター、大阪府立精神医療センター、大阪府立成人病センター、大阪府立母子保健総合医療センター）、各専門医会等関係団体等と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制などを整備する。

---

## 第8 関係機関協力体制の確立

村及び大阪府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実状に応じた災害時医療体制を構築する。

---

## 第9 医療関係者に対する訓練などの実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

村及び医療関係機関等は、大阪府や地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。



## 第5節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

### 第1 陸上輸送体制の整備

#### 1 緊急交通路の選定

村は、大阪府、富田林警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

大阪府は、「広域緊急交通路」（災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を確保するための道路）として国道309号（河南町境～奈良県境）を選定する。

村では、大阪府で選定した「広域緊急交通路」と村が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、村災害医療センターなどを連絡する「地域緊急交通路」として、府道富田林五条線（国道309号～千早終点）、府道森屋狭山線（富田林市境～国道309号）及び村道水分東阪線（国道309号～府道富田林五条線）を選定する。

<資料>資料2-10 広域及び地域緊急交通路

#### 2 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

#### 3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

#### 4 緊急交通路の周知

村、大阪府、富田林警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

### 第2 航空輸送体制の整備

村は、災害時などに応援を受け入れるため、災害時用臨時ヘリポートを次の場所を選定し、その整備を図る。

#### 1 災害時用ヘリポートの選定

村は、地域の実情を踏まえ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議するとともに、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火等を円滑に実施するため、災害時用ヘリポートとして村民運動場及び大阪府立金剛登山道第2駐車場を選定する。

また、選定基準は次のとおりとする。また、村は大阪府と連携し、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等にヘリサインの整備に努める。

(1) 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

## 第2部 災害予防対策計画

### 第1章 防災体制の整備

- (2) 地面斜度6度以内のこと
- (3) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること  
[必要最小限度の地積]
  - ◎大型ヘリコプター 100m 四方の地積
  - ◎中型ヘリコプター 50m 四方の地積
  - ◎小型ヘリコプター 30m 四方の地積
- (4) 二方向から離着陸が可能であること
- (5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと
- (6) 車両等の進入路があること
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合
  - ア 水利、水源に近いこと
  - イ 複数の駐機が可能なこと
  - ウ 補給基地が設けられること
  - エ 気流が安定していることなお、受け入れにあたっては次の事項に留意する。ニ
  - ア 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流しまたは旗を立てること
  - イ 着陸点にはHを表示すること
  - ウ 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること

表 2-4 災害時用臨時ヘリポート選定・整備一覧表

ヘリポート名	千早赤阪村民運動場	<u>大阪府立金剛登山道第2駐車場</u>
所在地	千早赤阪村大字東阪 117-5	<u>千早赤阪村大字千早 23-2</u>
管理者	千早赤阪村	<u>大阪府</u>
電話番号	0721-72-7183	<u>0721-74-0044</u>
幅×長さ	100m×103m	<u>3,023 m<sup>2</sup></u>

## 2 ヘリポートの報告

村は、新たにヘリポートを選定した場合または報告事項に変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、大阪府に次の事項を報告する。（大阪府、平成10年7月21日消防第434号）

- (1) 災害時用臨時ヘリポート選定・整備報告（様式1）
- (2) 離発着場位置図等（様式2）
- (3) 国土地理院使用地形図一覧表（様式3）

## 3 ヘリポートの管理

村は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

---

## 第3 輸送手段の確保体制

---

村は、陸上輸送、航空輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備することとし、車両等の確保、管理に努めるとともに、村内の民間の陸運会社等との連携に努める。

## 第4 交通規制・管制の整備

### 1 緊急通行車両事前届出

村は、災害対策基本法第50条第2項に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について大阪府公安委員会に対し事前届出を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。

### 2 交通の確保

村は、地域緊急交通路として定めた路線について緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する場合は、富田林警察署に交通規制を要請するとともに、各種被害想定に基づきう回路線の設定等の交通確保措置について検討する。

### 3 大阪府警察（富田林警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

#### (1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

#### (2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

### 4 道路管理者

村をはじめ各道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

## 第7.6節 避難収容受入れ体制の整備等

災害から住民を安全に避難させるため、避難地場所、避難経路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

### 第1 避難地場所、避難経路の選定

村は、避難地場所及び避難経路を選定する。

なお、指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

#### 1 火災時の避難地場所及び避難経路の選定

##### (1) 一時避難地指定緊急避難場所

火災発生時に住民が一時的に避難できる場所を一時避難地指定緊急避難場所として選定する。

指定緊急避難場所
①村民運動場、②くすのきホール駐車場、③千早小吹台小学校運動場、④赤阪小学校運動場、⑤旧千早小学校運動場、⑥多聞尚学館運動場、
指定緊急避難場所 兼 指定避難所
⑦B&G海洋センター体育館、⑧くすのきホール、⑨千早小吹台小学校体育館、⑩赤阪小学校体育館、⑪保健センター

##### (2) 避難経路

避難地場所に通じる避難経路として国道309号（河南町境～奈良県境）、府道富田林五条線（国道309号～千早終点）、村道水分東阪線（国道309号～府道富田林五条線）を選定する。

#### 2 その他の避難地場所及び避難経路の選定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実状及び災害特性に応じた安全な避難地場所、避難経路を選定する。

##### (1) 避難地場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

##### (2) 避難経路

避難地場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び沿道

### 第2 避難地場所、避難経路の安全性の向上

村は、関係機関と協力し、一時避難地指定緊急避難場所及び避難経路を、災害時要援護者避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

## 1 ~~一時避難地~~指定緊急避難場所

- (1) 避難地場所標識等による住民への周知
- (2) 複数の進入口の整備

## 2 避難経路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

---

## 第3 避難所の選定指定、整備

---

村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に收容することのできる避難所を選定指定、整備する。また、避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難場所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

### 1 避難所の選定指定

#### (1) 指定避難所

指定避難所は、地区単位で選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、災害時要援護者要配慮者に配慮して整備する。

なお、公共宿舍施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努める。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難場所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

#### (2) 福祉避難所（二次的避難所）

災害が大規模の場合は、災害時要援護者要配慮者等の受入れ施設として保健センターを選定する特別養護老人ホーム春の家及びケアハウス春の家と協定を結んでいる。

### 2 ~~災害時要援護者要配慮者に配慮した避難施設・設備の整備・確保施設整備等~~

村は、災害時要援護者要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、災害時要援護者要配慮者を保護するために、福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員を確保する。

避難所に指定された施設については、災害時に高齢者や障がい者が利用しやすいよう、以下の点に留意して施設の福祉的整備を図る。

- (1) 施設管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用

できる場合は、この限りでない。)

また、避難場所から仮設便所等の設置場所まで支障なく通行できるルートを確保するため、段差の解消（仮設スロープの設置を含む）等に努める。

- (3) 村は、施設管理者の協力を得て、障がい者や高齢者等の避難生活（水・食糧食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障ないよう配慮する。
- (4) 村は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

### 3 避難所の運営管理体制の整備

避難所の運営管理は原則として施設管理者が行うものとし、村は避難所の管理開設・運営マニュアルを作成し、管理運営体制を整備する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

<資料>資料 2-9 避難地場所・避難所一覧表

---

## 第4 避難誘導體制の整備

---

### 1 村

- (1) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。この際、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所等への移動又は屋内での待避等を行うべきことについても住民等へ周知徹底に努める。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、消防団及び区長会など地域住民と連携した体制づくりを図る。
- (3) 村が中心となって、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障がい者避難行動要支援者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (4) 村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

### 2 学校、診療所等の施設管理者

学校、幼稚園、診療所、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、日頃から村、富田林警察署等関係機関と協議の上、次の事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者



- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の準備
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難誘導の要領・措置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路、避難経路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

### **3 不特定多数の者が利用する施設の管理者**

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、府、村は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

---

## **第5 広域避難体制の整備**

村は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

近隣市町との間で「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所災害時の一時避難所としての相互利用に関する協定」が締結されている。

### **1 関西圏における広域避難の受入体制の整備**

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行うことが必要となる。

大阪府では関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難を受入れるが、村はこれに協力し、受入体制を整備する。

村は、府から広域避難の受入れの要請があったときは、関西広域連合の原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、被災住民（滋賀県長浜市）の受け入れを行う。

---

## **第5-6 応急危険度判定体制の整備**

村は大阪府と連携して、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための応急危険度判定体制を整備する。

### **1 被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制整備**

村は、大阪府が開催する応急危険度判定（養成）講習会に協力するとともに、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。また、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの育成を図る。

### **2 被災建築物応急危険度判定体制の普及啓発**

村は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

### **3 被災宅地危険度判定体制の整備**

第2部 災害予防対策計画  
第1章 防災体制の整備

村は、大阪府で実施する被災宅地危険度判定制度を活用し、地震等災害により被災した宅地の危険度を判定するため、判定士の確保・養成に努める他、制度について広報活動を行うなど普及啓発に努める。

---

第7 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

---

村は、応急仮設住宅の建設を円滑に進めるために~~旧野外活動センター~~多目的広場を応急仮設住宅の建設候補地として選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

---

第8 斜面判定制度の活用

---

村は、土砂災害から住民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力して、活動及び斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう住民に対して、普及啓発に努める。

---

第9 罹災証明書の発行体制の整備

---

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、府による住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等に参加、協力し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。



## 第7節 緊急物資確保体制の整備

村は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食糧食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、大阪府及び村による被害想定調査による備蓄目標量の計画的確保を図るものとする。

### 第1 給水体制の整備

村は、大阪広域水道企業団と相互に協力して、発災後3日間は住民1人当たり1日3Lの飲料水を確保し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- (1) 給水拠点の整備（浄水池・配水池容量の増強、緊急遮断弁及び自家発電設備を有するポンプ設備〔拠点給水設備〕、給水栓付き空気弁〔あんしん給水栓〕、飲料水耐震性貯水槽等の整備等）
- (2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備
- (3) ~~パック~~ボトル水・缶詰水等の備蓄
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

ア 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、村は大阪府に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、大阪府、41市町及び大阪広域水道企業団に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を組織し、相互応援態勢を整備する。

イ 村域を越えた周辺市町近隣市町との広域的相互応援体制を整備する。

- (6) 災害時協力井戸の登録を推進し、飲用以外の生活用水の確保を図る。

### 第2 食糧食料・生活必需品の確保

村は、大阪府及び村被害想定調査結果から算定された備蓄目標量を基に、計画的な食糧食料・生活必需品の確保に努める。

#### 1 村、大阪府

災害時の必要物資備蓄対応日数は、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（中間とりまとめ）」（H27.9 大阪府）において、上町断層帯地震等の直下型地震において発災後1日間、南海トラフ巨大地震において発災後3日間とされている。

また、大阪府と市町村の役割分担として必要量を1：1で備蓄（哺乳瓶は市町村で100%確保）することとされている。

備蓄量は、南海トラフ巨大地震と直下型地震それぞれの必要量の多い方とされている。

今後、府における備蓄方針が明確になった段階で村における備蓄目標量の見直しを行う。

- (1) 重要物資の備蓄

ア アルファ化米、乾パンなど

村及び大阪府は、それぞれ要給食者の1食分を備蓄する。

イ 高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

村及び大阪府は、それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳瓶について

は、村が避難所生活者のうち乳児分を、大阪府が予備分をそれぞれ備蓄する。

ウ 毛布

村は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。大阪府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）

村及び大阪府は、それぞれ1日分を備蓄する。

オ 簡易トイレ

村は、必要量を備蓄により確保する。

表 2-5 重要物資備蓄目標量

項目	目標量	項目	目標量
アルファ化米等	1600食	毛布等	500枚
高齢者用食	50食	おむつ	250個
粉ミルク	20人・日	生理用品	2700個
哺乳ビン	20本	簡易トイレ	16個

(2) その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

ア 精米、即席麺などの主食

イ ボトル水・缶詰水等の飲料水

ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食

エ 被服（肌着等）

オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

ク 生活用品（トイレットペーパー、マスク、大人用おむつ等）

ケ 医薬品等（常備薬、救急セット等）

コ 仮設風呂・仮設シャワー

サ 簡易ベッド、間仕切り等

シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

ス 棺桶、遺体袋

など

(3) 備蓄・供給体制の整備

村及び大阪府は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。村では次の事業を実施する。

ア できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

イ 備蓄物資の点検及び更新

ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施

エ 供給体制の整備 （共同備蓄や相互融通含む。）

<資料>資料 2-7 防災備蓄倉庫保有状況

資料 4-6 大阪府災害用備蓄物資

資料 4-7 府民センタービル別の備蓄状況

**2 住民・事業者における備蓄の促進**

村は、災害への備えとして、住民・事業者において1週間分以上の飲料水、食品及び、携帯

トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄、非常持ち出し袋（品）などを準備することの必要性などについて啓発等を進める。

---

### 第3 災害時孤立化への対応

---

風水害時、地震災害時に孤立化の危険がある集落に対し、各自で~~3日~~1週間程度分の生活必需品・医療品の備蓄等について、自助努力により整備しておくなどの対策の必要性についての普及啓発に努める。

## 第8節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

### 第1 上水道（村、大阪広域水道企業団）

村は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）の整備に努める。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を推進する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (4) 管路図等の管理体制を整備する。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保に努める。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### 4 相互応援体制の整備

- (1) 上水道においては、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、村は、~~大阪府と連携し大阪広域水道震災対策中央本部体制の整備に努める。~~  
「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、大阪府、41市町及び大阪広域水道企業団に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を組織し、相互応援態勢の整備に努める。
- (2) ~~大阪府及び近隣市町との広域的相互応援体制の整備に努める。~~

### 第2 下水道（村、大阪府）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を保存・整備する。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### 4 協力応援体制の整備

大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合せ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

---

### 第3 電力（関西電力株式会社）

---

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

#### 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

#### 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に防災訓練を実施する。

#### 4 協力応援体制の整備

- 単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。
- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
  - (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

---

### 第4 ガス（大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会）

---

#### ■大阪ガス株式会社

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

#### 1 応急復旧体制の強化

## 第2部 災害予防対策計画

### 第1章 防災体制の整備

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の開発、導入を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - ア 緊急時に遠隔操作で導管網ブロック単位にガスの供給を遮断するシステム及び基準値以上の揺れを感知すると自動的に遮断するシステムの導入を図る。
  - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
  - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
  - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

## 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

## 3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

## 4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

### ■一般社団法人大阪府エルピーガス協会

一般社団法人大阪府エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策の検討推進を図っていく。

なお、村は、一般社団法人大阪府エルピーガス協会南河内南支部と「災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定」を締結している。

---

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社、NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

---



災害により電気通信設備または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

## 1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

## 2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保しまたは災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、~~食糧~~食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

## 3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
  - ア 災害予報及び警報の伝達
  - イ 非常招集
  - ウ 災害時における通信疎通確保
  - エ 各種災害対策機器の操作
  - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
  - カ 消防及び水防
  - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

## 4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調  
電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社との協調  
グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

## 5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、大阪府、村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

## 第6 住民への広報

---

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

### 1 村及び大阪府

村及び大阪府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

### 2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会等は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

### 3 西日本電信電話株式会社、NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

西日本電信電話株式会社、NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等について広報する。



## 第1-09節 交通確保体制の整備

### 第1 道路施設

道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

道路管理者（村、大阪府等）は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、民間建設業者等に対しても資機材の確保整備を呼びかけ、災害時における協力を要請する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うため、人員の確保等の体制の整備に努める。

### 第2 乗合旅客自動車運送事業者

乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社、金剛自動車株式会社）は、災害時におけるバスの運行途絶は住民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

## 第1-1-10節 災害時要援護者避難行動要支援者支援体制の整備

村は、災害時の情報提供、避難誘導など様々な場面において、障がい者・高齢者等の災害時要援護者避難行動要支援者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

### 第1 災害時要援護者障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

大阪府が平成 1927 年3月に作成した「避難行動要支援者支援プラン作成指針（旧 災害時要援護者支援プラン作成指針）」に基づき、「災害時要援護者避難行動要支援者支援計画プラン（全体計画）」の作成に努める。また、当該プランの作成に併せて、以下の取組みを推進する。

#### 1 要援護者避難行動要支援者の情報把握・共有化

健康福祉課や総務課をはじめとする関係課が連携し、災害時要援護者避難行動要支援者の情報把握に努める。

また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、富田林保健所などの関係機関において把握している情報についても共有できるよう努める。

#### 2 支援体制の整備

事前に把握した災害時要援護者避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、各地区及び自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

#### 3 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制の確立を推進する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を推進する。

#### 4 避難行動要支援者名簿の作成

村は災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

##### (1) 名簿に記載する対象者

避難行動要支援者名簿に記載する対象者は、以下のうち、名簿への記載を希望する対象者とする。

- ① 高齢者（要介護認定者、一人暮らし高齢者（高齢者のみの世帯）、家族と同居しているものの日中は一人になることが多い高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者など）
- ② 身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者など）
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者（高次脳機能障がい者、発達障がい者を含む）
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（人工透析を受けている者、難病等の者（人工呼吸器の装着や経管栄養などの医療的ケアを必要とする者）など）
- ⑥ 乳幼児・児童（特に低学年児童）
- ⑦ 妊産婦

なお、避難行動要支援者名簿へ登載すべき者かどうかは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断するものとする。

##### (2) 台帳作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は以下のとおりとし、住民基本台帳、介護

保険受給者台帳、身体障がい者手帳交付台帳等により各種情報を収集する。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

### (3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は、名簿情報の提供先として次のとおりとする。

なお、名簿情報が秘匿性の高いものであることから、名簿の提供にあたっては、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを説明するとともに、施設可能な場所への名簿の保管や必要以上に複製しないこと、名簿提供先が団体である場合は名簿を取り扱う者を限定することなど情報漏えいの防止に関する指導を行う。

- ①民生委員・児童委員
- ②区長会や自主防災組織
- ③消防署
- ④警察署

また、災害時において生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ない状況にあると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず警察及び自衛隊、医療団体等の関係機関に名簿情報の提供を行う。

### (4) 個別計画の作成

要支援者の避難支援を行う「避難支援者」を決め、災害時の情報伝達や避難方法など個別計画を、本人と避難支援者が作成する。

### (5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うにあたり、避難支援等関係者本人等の安全を確保するため、安全確保の措置を講ずる。

---

## 第2 福祉避難所の選定

---

村は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、災害時要援護者避難行動要支援者が必要な生活支援が受けられるように福祉避難所の選定に努める。

---

## 第3 外国人に対する支援体制整備

---

村は、大阪府と連携して村内在住の外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。

---

## 第4 その他の災害時要援護者要配慮者に対する配慮

---

村は、障がい者・高齢者・外国人以外の災害時要援護者要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

## 第1-2-1 1 節 観光客を含む帰宅困難者支援体制の整備

村には金剛山などの観光名所があり、常時観光客が来訪する地域である。大規模地震や広域停電等により公共交通機関等が停止したり、道路が寸断された場合、自力で帰宅できない観光客が帰宅困難者となることが予想される。一方、村の昼間人口は5,000人程度であり、常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺への1,000人程度の流出人口が想定され、比較的少数ではあるがこれらの通勤者・通学者が帰宅困難者となることが想定される。

現在、基本的な帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制を図ることであり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則に基づいて、観光客への避難場所提供などの処置を検討しておく。さらに、村では、村外の帰宅困難者に対しては、あらゆる手段を講じて情報提供を行うことなどが考えられるが、共働きの夫婦等が帰宅できなくなった時などでは、村内に発生する孤立乳幼児や児童や、在宅の要介護者などに対する対策の検討も行う。

## 第1-3-1 2 節 集落等の孤立対策

風水害や地震災害の際、土砂災害などによる交通途絶により、村においても各地区が孤立の危険があると予想されるため、孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、自助努力による食糧食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄について普及啓発し、防災体制の整備を推進する。

### 第1 防災資機材等の整備

#### 1 通信手段の確保

村は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、連絡手段が確保できるよう、防災行政無線などの通信設備の整備に努める。

#### 2 食糧食料等の備蓄

村は、集落が孤立した際の住民の食糧食料や生活必需品の確保のため、食糧食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を推進するとともに住民に対して、食糧食料等備蓄を呼びかける。

#### 3 収容避難所の確保

村は、土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に収容避難所となりえる場所の確保と住民への周知に努める。

#### 4 防災資機材の整備

村は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

#### 5 ヘリコプター離着陸可能な場所の確保

村は、大阪府と連携して、負傷者や食糧食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所の確保に努めるとともに、これら離着陸場所の防災関係機関への周知に努める。

### 第2 孤立予防対策の推進

村は、国、大阪府と連携して、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に対する危険箇所の周知に努める。

---

### 第3 防災体制の整備

---

#### 1 自主防災組織の育成等

村は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

村では「自主防災組織育成の資機材等の助成」を行っている。

#### 2 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

## 第2章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

村及び関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、災害時要援護者要配慮者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

### 第1 防災知識の普及啓発

村及び関係機関は、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

#### 1 普及啓発の内容

##### (1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 過去の被害事例や過去の災害から得られた教訓の伝承
- ウ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- エ 地域の危険場所
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

##### (2) 災害への備え

- ア ~~2～3日~~ 1週間分の飲料水、食糧食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- エ 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- オ 避難地場所・避難経路・避難所（コンクリート屋内退避所を含む）、家族との連絡方法等の確認
- カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- ク 地震保険、火災保険の加入の必要性

##### (3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- イ 家屋等の補修
- ウ 情報の入手方法
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- オ 避難の方法、時期
- カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- キ 自家用車の使用自粛等の注意事項



- ク 災害時要援護者要配慮者への支援
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- シ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ス 津波に対する基本事項

## 2 普及啓発の方法

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震、豪雨災害で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するよう努める。

- (1) 生涯学習における講座の整備  
学校や社会教育を通じて防災上必要な知識の普及を目指した講座の整備に努める。
- (2) パンフレット等による啓発  
防災パンフレット、ビデオ等を活用し、普及啓発を実施する。  
また、外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。  
ポスターの掲示、回覧板等を利用して、災害防止の周知を図る。
- (3) 広報紙、機関誌の活用  
村広報や関係機関の各種機関誌に防災関係記事を掲載する。
- (4) 活動等を通じた啓発  
防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。
- (5) 防災訓練及び個別訓練  
災害時において住民が十分な防災知識を持ち、自発的な防災活動を行えるよう、関係機関との連携により、総合訓練及び個別訓練の実施を図る。

## 3 災害時要援護者要配慮者に対する啓発

- (1) 福祉施設等において、災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
- (2) 村及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
- (3) 日常の心得や災害時の避難方法等を内容とする啓発用の点字パンフレットやカセットテープを配布し、防災知識の普及に努める。

## 4 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

- (1) 防火管理者等に対し、技能講習などの講習会を実施し、事業所の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自または地域単位で随時、訓練や講習会を実施する。

---

## 第2 学校における防災教育

~~学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。~~

### 1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を確保するとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校の発達段階に応じた防災教育を実施する。



(1) 教育の内容

- ア 気象、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 身の安全の確保方法、~~避難地~~・~~避難経路~~・避難場所・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- エ 災害についての知識
- オ ボランティアについての知識・体験
- カ 地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本の活用
- ウ 特別活動を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災施設の見学や防災関係の催し等の実施
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

## 2 消防団等による防災教育

村は大阪府と協力して、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、村民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。

## 第2節 自主防災体制の整備

村は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

### 第1 自主防災組織の育成

村は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

また、地域の防災リーダーの育成等のため、大阪府等で行われる研修等の情報を自主防災組織に提供し、これらへの参加・人材の育成を促進する。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

#### 1 活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ア 防災に対する心構えの普及啓発（広報の発行、講習会の開催など）
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害発生への備え（災害時要援護者避難行動要支援者の把握、防災訓練の実施、避難地場所・避難経路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など）
- オ 復旧・復興に関する知識の習得

##### (2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、災害時要援護者避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止、初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の村への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ その他、防災関係機関の実施する応急活動への協力

#### 2 育成方法

自主防災組織は、区長会等を活用し、防災担当員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とし、村は、地域の実状に応じて自主的に設置、運営される自主防災組織の育成に努める。

##### (1) リーダーの育成

自主防災組織の活動を活発にするためには、その中核となるリーダーの役割が極めて重要であるため、村及び消防機関は講習会等を実施しリーダーの育成に努める。

また、消防団員の経験者など、防災活動の経験のある者をリーダーとして育成する。

##### (2) 災害・防災情報の収集・伝達

災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の収集・伝達協力要請について指導する。

##### (3) 災害時要援護者避難行動要支援者対策

災害時要援護者避難行動要支援者を迅速に避難誘導できるよう地区内の災害時要援護者避難行動要支援者等の適切な避難誘導等するために、個別支援計画の検討を行う。

(4) その他

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会実施等の情報）
- ウ 防災訓練、応急手当訓練の実施

### 3 各種組織の活用

区長会、消防団など防災・防火に関する組織における自主的な防災活動の促進を図る。

---

## 第2 事業所者による自主防災体制の整備

---

村は、事業所者に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、村は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

### 1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業業務継続計画（BCP）の作成・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食糧食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害時要援護者避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止、初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の村への伝達、救援情報等の周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

### 2 啓発の方法

村は、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

---

## 第3 救助活動の支援

---

村、富田林警察署及び関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

---

#### 第4 地区防災計画の策定等

---

一定の地区（小学校区等）内の住民及び事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、地区の防災力向上のための取り組みについて自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

村は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるよう努める。

また、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

### 第3節 ボランティアの活動環境の整備

村は、千早赤阪村社会福祉協議会、大阪府、日本赤十字社大阪支部、その他ボランティア活動推進機関と連携して、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、下記のとおり必要な環境整備を図るなど地域のボランティア活動の支援を行うものとする。

#### 1 受入れ窓口の整備

村は、千早赤阪村社会福祉協議会と災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口を設置及び連携により運営等の連絡調整を行う。

#### 2 事前登録

村は、千早赤阪村社会福祉協議会と災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録などを行う。

#### 3 人材の育成

村及び関係機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 4 活動支援体制の整備

村は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるように、あらかじめ計画する。

#### 第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

また、防災体制の整備や予想被害からの復旧計画の策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

村は大阪府と連携して、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

## 第3章 災害に強いまちづくり 災害予防対策の実施

### 第1節 市街地の防災機能の強化

村は、大阪府及び防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、建築構造物施設の耐震化促進などにより、災害に強い都市基盤を形成し、市街地における防災機能の強化に努めるものとする。

市街地の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとする。

#### 第1 防災空間の整備

村は、大阪府と連携し避難地場所・避難経路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、避難地場所等の避難場所の確保、整備を図る。

##### 1 道路・沿道の整備

- (1) 村は、幹線道路（国道、府道等）と補助幹線道路（幹線村道）及び一般村道を有機的に連携させ、多重ネットワークの形成に努め、避難地場所にスムーズに避難できるよう計画調整を図る。また、各道路について幅員の拡大等の整備に努める。
- (2) 避難地場所等に通ずる避難経路となる道路及び沿道を整備する。
- (3) 避難経路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化及び耐震化に努める。

##### 2 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

##### 3 都市計画

都市化への対応、乱開発の防止とともに、計画的で良好な市街地形成を図るために、都市計画マスタープランに沿った計画的で秩序ある土地利用に努める。

##### 4 都市公園等の整備

一時指定緊急避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

###### (1) 避難地場所となる公園の整備

近隣の住民が避難する都市公園の整備に努める。

また、面積 10ha 以上の広域避難地については存在しないが避難可能な空地の用地確保及び整備に努める。

###### (2) その他防災に資する公園の整備

緊急避難の場所となる公園の整備に努める。

#### 第2 都市基盤施設の防災機能の強化



村は、大阪府と連携して、公園、道路、河川等都市基盤施設とため池等農業水利施設の災害対策上有効な防災機能を強化するとともに、避難地~~場所~~または避難経路における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を進める。

---

## 第4 建築物の安全に関する指導等

---

村は、大阪府と協力して、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

---

## 第6 文化財

---

村は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

### 1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発

村は、文化活動や広報活動を通じて住民に対し、文化財に対する保護意識の高揚を図る。

### 2 所有者等に対する防災意識の徹底

村は、文化財の所有者等に対し、防火管理者を中心として消防用設備等の設置を進めるとともに、建築物の倒壊防止や瓦等の落下防止、美術工芸品保存施設の耐震構造化など、必要な火災や震災等に対する予防措置をとるよう意識の徹底を図るとともに、神社・仏閣等の祭礼等にあたっては、火の取り扱い等に注意を呼びかける。

また、重要文化財等について初期消火を重点に自衛消防の組織の編成を促す。

---

## 第7 ライフライン・通信施設災害予防対策

---

ライフライン及び通信事業に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

### 1 上水道（村、大阪広域水道企業団）

村及び大阪広域水道企業団は、水道施設の耐震性を強化し、災害による被害を最小限にとどめ、給水確保を図るため、浄水、送水及び配水施設の整備増強を行う。

(1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 施設の定期的な巡視を行うとともに、消防法、~~高圧ガス取締法~~に適合した設備を設ける。

(3) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア 浄水池~~配水池~~、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

(4) ~~浄水池~~配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化、自己水の活用等バックアップ機能を強化する。

(5) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

(6) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 2 下水道（村、大阪府）

村及び大阪府は、災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 管渠、ポンプ場から処理場へのネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう努める。

## 3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## 4 ガス（大阪ガス株式会社、一般社団法人大阪府エルピーガス協会等）

### ■大阪ガス

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

### ■大阪府エルピーガス協会

災害時における被害の拡大防止、エルピーガスの安定供給及び迅速な応急復旧を行うために防災体制を整備する。

#### (1) 応急復旧体制の強化

#### (2) 災害対策用資機材の整備、点検

#### (3) 防災訓練の実施

・情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

#### (4) 協力応援体制の整備

・「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。なお、大阪府エルピーガス協会南河内南支部とは「災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定」を締結している。

## 5 電気通信（西日本電信電話株式会社、NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
  - ア 豪雨、洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う とともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
  - イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
  - ウ 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
  - ア 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。
  - イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
  - ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
  - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化  
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化  
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

---

## 第9 ~~業務継続計画（BCP）の作成・運用~~

---

## 第8 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

---

村は、災害発生時において、南河内環境事業組合と連携し、し尿及びごみを適正に処理し、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

### 1 し尿処理

- (1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化等に努める。
- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 大阪府と協力し、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

### 2 ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

### **3 災害廃棄物等処理**

- (1) あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (2) 大阪府と協力して、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備に努める。
- (3) 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

## 第2節 地震災害予防対策の推進

### 第1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、大阪府が策定する地震防災対策特別措置法に基づく第4次地震防災緊急事業五箇年計画（初年度は平成23年度）に沿って、大阪府との連携により事業の推進を図る。

#### 1 計画対象事業

- (1) 避難地場所
- (2) 避難経路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
- (6) (5)に掲げるものの他、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (7) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (8) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (9) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設または設備
- (10) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な配水池、飲料用耐震性貯水槽、自家発電設備その他の施設または設備
- (11) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (12) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材

### 第2 建築物の耐震対策等の促進

村は、「千早赤阪村耐震改修促進計画（平成24年度見直し）」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。防災関係機関においても、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画大阪府耐震改修促進計画」及び「千早赤阪村耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び必要な耐震改修等の促進に努める。

また、村は大阪府と連携して広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助する

#### 1 耐震化の目標

現況の耐震化率を平成27~~37~~年度までに~~90~~95%以上とすることを目標とする。

#### 2 耐震化の方策

##### (1) 住宅、民間特定建築物等

ア 村は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい等を含め、リフォーム時の耐震改修等についてのパンフレットの配布など、耐震に関する知識の普及啓発に努める。



イ 村は、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

(2) 公共建築物

ア 村は、公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

イ 村は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

---

### 第3 土木構造物の耐震対策等の推進

---

村及び各土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

#### 1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とともに考慮の対象とする。

(2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、村の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

#### 2 道路施設（村・大阪府）

震災時における道路機能の確保を推進する。

(1) 道路法面、盛土欠落危険地調査の把握

土砂災害防止法に基づく調査については、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の協力を得ながらハザードマップを作成する。

#### 3 橋梁（村・大阪府）

村内の橋梁は、長寿延命化修繕計画に基づき整備に努める。

#### 4 隧道の整備（村・大阪府）

震災時における隧道の交通機能を確保するため、所管隧道について、安全点検調査を実施し、隧道の保全に努める。

#### 5 河川施設（村・大阪府）

村は、大阪府地域防災計画に基づき、河川構造物について、耐震点検を実施し、保全に努める。

#### 6 ため池施設（村）

ため池管理者は、老朽ため池の耐震対策を検討する。

## 第3節 水害予防対策の推進

村及び関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

### 第1 河川対策

#### 1 河川の改修

本村の河川は、一級河川では千早川、水越川、普通河川では中津原川他7河川がある。村は、村の管理する普通河川について、その必要箇所の調査を行い、防災緊急性の高いものから改修計画を検討し、洪水による被害を防止する。

#### 2 河川施設等の点検・整備

村は、水防施設の破損による浸水被害を防止するため、施設の点検・整備を行うものとする。

### 第2 水害減災対策の推進

近畿地方整備局、府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報伝達・避難体制の整備を行う。

#### 1 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

大阪府は、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

村は大阪府と協力して、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。

#### 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

村は、浸水想定区域の指定があった場合は、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 浸水想定区域内の地下空間等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

④ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

#### 3 防災訓練の実施・指導



村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、防災訓練等を実施する。実施にあたっては、様々な条件に配慮し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

#### **4 消防団（水防団）の強化**

村は、消防団（水防団）及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、消防団（水防団）の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

---

### **第3章 農地防災対策**

---

村及び関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

#### **1 農地関係湛水防除**

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

#### **2 老朽ため池**

村は、ため池の決壊による災害を防止するため、老朽化の著しいため池や防災上重要なため池を中心に、それらの管理者、所有者等に対し、改修補強等の措置をとるよう指導する。

＜資料＞ 資料 5-2 ため池一覧表

## 第4節 土砂災害予防対策の推進

村は防災関係機関と連携して、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するものとする。

### 第4-1 土砂災害警戒区域等における防災対策

村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府が行う土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に対して、村長は意見を表明する。

#### 2 指定区域内での開発規制

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

#### 3 建築物の構造規制

土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。

#### 4 建築物の移転等の勧告

土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

#### 5 警戒避難体制等

~~村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。また、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条）~~

##### (1) 危険区域等の周知

村は、土砂災害警戒区域の範囲や避難場所・避難路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）を記載した印刷物を作成し、住民へ周知する。

##### (2) 警戒避難体制の確立

村は、土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

①土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発表・伝達に関する事項

②避難場所及び避難路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）に関する事項

③土砂災害に関する避難訓練の実施

④土砂災害警戒区域内に、学校、医療施設、主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

⑤救助に関する事項

⑥その他必要な事項

## 6 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知

地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、大阪府知事より通知を受けて、一般に周知するとともに必要な措置を講じる。

<資料> 資料 2-1 土砂災害危険個所

---

## 第2 土石流対策（砂防）

村は大阪府と連携して、「土石流危険溪流」の把握・周知に努めるとともに、大阪府との連携により、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

### 1 土石流危険溪流の把握

土石流危険溪流とは、平成 11 年 4 月 16 日付建設省河砂第 20 号による土石流危険溪流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、5 戸以上の人家（5 戸以下であっても官公署、学校等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれのある溪流である。

### 2 土石流監視観測局、土石流監視局の設置

村は、土石流危険箇所内に設置してある土石流監視観測局からの雨量情報を、大阪府内に設置した土石流監視局で把握し、土石流発生の予測を行い、地域住民への警戒避難体制を強化する。

<資料> 資料 2-1 土砂災害危険個所

---

## 第3 地すべり対策

村は大阪府と連携して、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努めるとともに、大阪府との連携により、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

### 1 地すべり危険区域の把握

本村には、地すべり等防止法第 3 条に基づき、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域はないが、地すべり危険箇所調査の結果、地すべりの危険があるとされる箇所がある。

### 2 行為の制限

関係機関は、地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害し、または地すべりを助長若しくは誘発する原因となる行為は、地すべり等防止法第 18 条に基づき行為の制限を行う。

<資料> 資料 2-1 土砂災害危険個所

---

## 第4 急傾斜地崩壊対策

村は大阪府と連携して、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努めるとともに、大阪府との連携により、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

### 1 急傾斜地崩壊危険区域の把握

急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても官公署、学校、旅館等に危険が生じるおそれのある土地の区域をいう。

そのうち知事の指定した区域を急傾斜地崩壊危険区域といい、崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者または他の者に危害が生ずる急傾斜地及び隣接する土地で崩壊を助長または誘発する区域とされ、本村には、急傾斜地の崩壊により災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第3条に基づき指定された危険区域がある。

また、法指定されていないが、急傾斜地危険箇所調査の結果、崩壊の危険があるとされる箇所がある。

### 2 災害危険区域の把握

建築基準法第39条に基づき、大阪府建築基準法施行条例第3条により急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域以外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として大阪府が指定する区域がある。

### 3 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）においては、崩壊を助長または誘発するおそれのある行為は法律に基づき規制し、保全を図るとともに居住建物については、建築基準法に基づき建築制限を行う。

<資料> 資料2-1 土砂災害危険箇所

---

## 第5 土砂災害警戒情報の作成・発表

大雨による土砂災害の危険度が高まった際、大阪府が独自で作成・発表する土砂災害警戒情報・土砂災害警戒準備情報に基づき、村長は防災活動や住民への避難勧告等の災害予防対応を適切に行う。

---

## 第6 山地災害対策

村は大阪府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」の把握・周知に努める。

### 1 山地災害危険地区の把握

山地災害危険地区とは、林野庁長官通達に基づく山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により現に災害が発生し、または発生するおそれのある森林で、その危害が人家または公共施設に直接、危害が及ぶおそれのある地区である。

### 2 対策

治山治水緊急措置法及び森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努める。

<資料> 資料2-1 土砂災害危険箇所

## 第7 宅地防災対策

村は大阪府と連携して、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

## 第8 警戒体制等の整備

### 1 避難体制の整備

村は、関係住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

#### (1) 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料（地区別ハザードマップ）を作成するとともに、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知するものとする。

#### (2) 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

#### (3) 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量及び千早赤阪村避難勧告等判断・伝達マニュアルに基づいて予警報及び避難命令を迅速かつ正確に地域住民に伝達できるよう、体制を確立する。

### 2 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

村は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域についての的確に把握するものとする。

### 3 情報収集及び伝達体制の整備

村は、気象予警報等の情報の収集及び伝達が迅速、的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器による地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

### 4 避難経路等の整備

(1) 村は、地区別ハザードマップを基に、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難経路、避難場所を選定するとともに、関係住民に周知するものとする。

(2) 避難経路、避難場所の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと。

イ 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと。

ウ 危険区域の人家からできるだけ近距離にあること。

### 5 防災知識の普及

村及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努めるものとする。

## 第5節 危険物等災害予防対策の推進

村は、（平成25年3月1日から大阪府より村へ権限移譲され、また富田林市へ事務委託している。）大阪府の協力を得て、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る必要がある。

### 第1 危険物災害予防対策

村は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### 1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 富田林警察署等関係機関と連携して、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

#### 2 指導

- (1) 予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
  - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する調査の強化
  - イ 危険物取扱者、危険物の運搬、積載方法についての検査の強化
  - ウ 危険物施設の管理者、保安監督者の保安監督についての指導の強化
  - エ 危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設設備の整備及び緊急措置要領の策定など当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

#### 3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- (3) 自主的な災害予防体制の確立を図るため、隣接する危険物事業所の相互応援協定を促進し、自衛消防力の確保を図る。

#### 4 啓発

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

#### 5 消防資機材の整備

危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力を強化するとともに、消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

<資料>資料2-2 危険物施設一覧表

資料3-8 千早赤阪村・富田林市消防事務の委託に関する規約

---

## 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

---

### 1 規制・指導

村は、（平成25年3月1日から大阪府より村へ権限移譲され、また富田林市へ事務委託している。）大阪府の協力を得て、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制並びに富田林警察署と連携した火薬類の盗難防止対策を行うとともに、高圧ガス、火薬類を取扱う事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。特に、LPガスについては、住民の生活に密着しており、安全対策について取扱い業者に周知徹底した指導を行う。

村は、広報活動等を通じてこれに協力し、安全対策を行う。

#### (1) 規制

ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動、その他取扱いについて、施設、設備等が技術上の基準に適合するよう規制する。

イ 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害防止規程の整備や、従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

#### (2) 保安指導

ア 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。

イ 販売、消費事業所に対し巡回保安指導を行い、保安確保を図る。

ウ 高圧ガス積載車両等については、関係機関と緊密に連携して、随時、一斉取締りを行う。

### 2 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス保安法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、耐震性の向上に努めるよう指導する。

### 3 自主保安体制の確立

高圧ガス及び火薬類の取扱者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導するほか、自主的な防災組織による自主保安活動を充実するよう指導する。

### 4 啓発

高圧ガス及び火薬類の取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

(1) 高圧ガス取締法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。

(2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者または消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して、講習会等を実施する。

---

## 第3 毒物、劇物災害予防対策

---

### 1 規制・指導

村は、大阪府の協力を得て、毒物、劇物による危害を防止するため、毒物及び劇物取締法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、製造、貯蔵または取扱施設に対し、関係行政機関との連携のもとに、危害防止規程の策定を指導するなど、防止上適切な措置を講じるよう指導する。また、消防機関は、毒物、劇物を業務として製造、貯蔵または取り扱おうと



する者に届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

## 2 施設の耐震化の促進

事業所の管理者に対し、消防法、高圧ガス取締法等関連法令に基づく構造、設備基盤の遵守はもとより、耐震性の向上に努めるよう指導する。

## 3 啓発

毒物、劇物に関する知識の普及など、関係者の危害防止意識の高揚を図る。

---

## 第4 管理化学物質災害予防対策

---

村は、管理化学物質として大阪府生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生 of 未然防止について意識の高揚を図る。

### 1 規制

(1) 管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

### 2 指導

(1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。

(2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

(3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を府へ通報するよう、指導する。

### 3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

### 4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生 of 未然防止について意識の高揚を図る。

---

## 第5 放射性同位元素災害予防対策

---

放射線災害を防止するため、村及び消防機関並びに放射性同位元素に係る施設の設置者は、次の事項を推進する。

放射性同位元素の使用者は、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規程等の整備、保安組織の確立、従業員の教育・防災訓練の実施、放射線障害の防止に万全を期することとする。また、消防機関は、放射性同位元素を業務として貯蔵または取り扱おうとする者に、届け出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないように指導する。

## 第6節 火災予防対策の推進

村は、住宅地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

### 第1 建築物等の火災対策

#### 1 火災予防査察の強化

村は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

- (1) 防火対象物に対する査察
- (2) 一般対象物に対する査察
- (3) その他の査察（特別査察、臨時査察）

#### 2 防火管理制度の推進

村は、学校、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- (1) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- (2) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- (3) 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

#### 3 防火対象物定期点検報告制度の推進

村は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

#### 4 住民、事業所に対する指導、啓発

村及び大阪府は、住民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図面の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

- (1) 住民及び事業所に対し、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用法等についての指導を行う。
- (2) 防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士又は区長会等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等の指導を行う。
- (3) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより火災又は水害の多発時期あるいは、火災予防運動週間等に広報活動を実施する。
- (4) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、初期消火訓練や防火講習、防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。
- (5) 保育園、幼稚園、小・中学校等において防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待する。

#### 5 定期報告制度の活用

大阪府は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

#### 6 防火基準適合表示制度の推進

村は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取り組みを推進する。

## 第2 林野火災予防

村及び大阪府、大阪府森林組合、林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

### 1 林野の現況

- (1) 国有林 86 ha
- (2) 民有林 2,930ha

### 2 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれのある場合は、巡視、監視を強化し、地域住民及び入山者等に対し、警戒を呼びかけるとともに、火気取扱い上の指導を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 火災警報の発令及び周知

気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者に対し、サイレン、広報車等により周知を行う。

#### (2) 火気の使用の制限

気象条件等により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認める場合は、富田林市火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

#### (3) 火入れの許可等

森林等において、火入れを行おうとする者に対し、森林法に基づく手続きをとるとともに、関係機関との連絡を密にして防火の徹底を図る。

### 3 予防施設の整備

村及び関係機関は、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火基地等の施設を整備するとともに、防ぎよ資機材の整備、消火薬剤の備蓄に努めるものとする。

### 4 消防体制の整備

村及び消防機関は、関係機関の協力を得て地域における総合的な消防体制を確立するように努める。

また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制を確立する。‘

### 5 防火思想の普及

関係機関は、林野火災の発生期を重点に地域住民、入山者等に対し予防広報を実施する。

### 6 林野火災特別地域対策事業の推進

村は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、大阪府から助言があった場合は協力して林野火災特別地域対策事業を実施する。

### 7 林野火災対策用資機材の整備

村は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

#### (1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー等作業用機器

#### (2) 消火薬剤等の備蓄

第一燐酸アンモニウム（MAP）、第二燐酸アンモニウム（DAP）、展着剤等

## 第7節 防災営農計画

### 第1 基本方針

各種災害やこれに起因する病虫害対策として、村及び大阪府の指導のもとに実行組合長会を通じて巡回指導を実施するとともに、講習会や研究会を開催し、農業経営の安定を図る。

### 第2 営農指導体制の確立

村は、被害を回避するため、気象庁が発表する長期または短期予報、その他予想される被害に関する情報、資料等を的確に収集し、各農家に対し、速やかに伝達する。また、農業経営に対する専門的な技術指導を実施し、必要によって直接現地指導を行うなどの体制を確立するものとする。

さらに被害が発生したときのため災害復旧計画の一貫としての融資制度に関する説明会を開催するなど、災害対策に関する総合的な体制を整備するものとする。

### 第3 営農技術、知識等の普及

災害を回避し、被害を未然に防止するための営農技術及び災害に耐え、被害を最小限にいとめるための知識を習得させるため、研修会等を開催する。

### 第4 家畜に関する計画

家畜感染症の発生予防及びまん延防止のため、大阪府の指示のもとに注射、検査、消毒等の指導を行う。

また、飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、大阪府に依頼して大阪府保管の飼料の払い下げを求める。

[第3部 災害応急対策計画]

## 第1章 活動体制の確立

### 第1節 組織動員

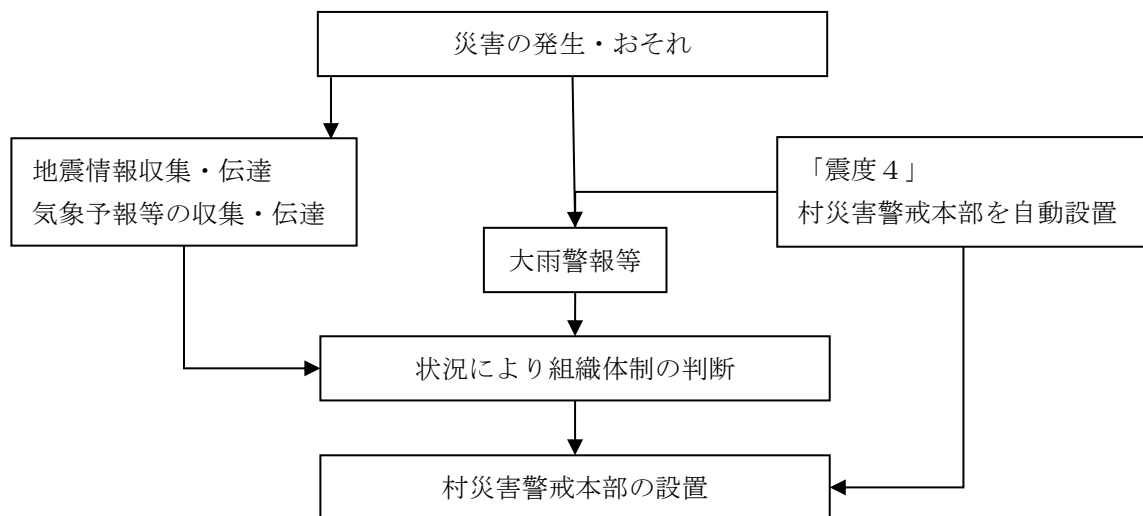
村及び防災関係機関は、村の区域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意ものとする。

また、村は府と連携し、災害情報の収集伝達及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。

#### 第1 千早赤阪村災害警戒本部の設置

村は、~~村の~~区域内に災害が発生するおそれがある場合、または大阪管区気象台発表により村域及び近隣市町において震度~~5弱又は5強~~4の地震を発生観測したとき、あるいは震度~~4~~3以下の地震を発生観測して被害の発生が報告された場合には、災害警戒本部を設置し、大阪府等と連携を図りながら、災害による被害の確認や情報収集及び連絡活動を主とする警戒活動を行うとともに、さらに被害の発生が認められ、災害救助法の適用を要する場合には、災害対策本部を設置する。

<応急対策の流れ>



#### 1 設置基準

村災害警戒本部は、次の各号のいずれか該当するときに設置する。

##### ■地震

- ① 村域又は近隣市町で震度4を観測したとき（自動設置）
- ② 小規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき
- ③ 東海地震に係る警戒宣言の発令を認知したとき
- ④ その他村長が必要と認めたとき

##### ■風水害

- ① 暴風・大雨・洪水警報等が発表されたとき（事前配備）
- ② 土砂災害警戒準備情報が発表されたとき（事前配備）
- ③ 土砂災害警戒情報が発表されたとき（警戒配備）

④小規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき（警戒配備）

⑤その他村長が必要と認めたとき（警戒配備）

## 2 災害警戒本部の設置及び廃止

### (1) 災害警戒本部の設置の通知

災害警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知、公表する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

- ア 村職員
- イ 大阪府知事
- ウ 富田林警察署長
- エ 村消防団長
- オ 近隣市町長
- カ 指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- キ 村内の公共的団体の長及びその他防災上重要な施設の管理者

### (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は村役場に設置する~~こととする~~。ただし、災害の規模、その他の状況に応じて応急対策の推進を図る必要があるときは、村長は他の適当な場所に設置することができる。

### (3) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- ア 予想された災害の危険が解消したとき~~＝~~
- イ 災害の発生が確認され、災害応急対策が必要となり、災害対策本部が設置されたとき~~＝~~
- ウ その他災害警戒本部長が適当と認めたとき~~＝~~

## 3 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりとする。

### (1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- ア 本部長には、副村長を充てる
- イ 副本部長には、教育長、総務課長を充てる
- ウ 本部員には、**理事**、課長、参事をもって充てる
- エ 本部長が不在、あるいは事故によりその執務が執れない場合は、副本部長の中から教育長、総務課長の順に、本部長を代理する

### (2) 本部事務局

- ア 災害警戒本部には、本部事務局を設ける
- イ 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う
- ウ 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合には、連携を図る
- エ 本部事務局は、総務課におき、その要員等は、防災関係業務の主管する各課より指定された職員をあらかじめ定めておく~~ものとする~~

### (3) 本部連絡員等

災害~~対策~~**警戒**本部員会議と事務局と各部との連絡のため、本部連絡員をおく。

本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部の活動状況等の連絡を行う。

## 4 所掌事務

(1) 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること

(2) 大阪府、富田林警察署及び村内主要機関等の関係機関との連絡活動に関すること



- (3) 二次災害の発生を防ぎよするための情報連絡活動、物資、資機材の点検整備に関すること
- (4) 災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること

## 5 動員人数

動員人数は事前~~事前配備または警戒~~配備またはA号配備（B号配備）とする。

---

## 第2 千早赤阪村災害対策本部の設置

---

村長は、村の区域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき、または、村域あるいは近隣市町において震度~~6~~5弱以上の地震が発生したときは、千早赤阪村災害対策本部条例に基づき、千早赤阪村災害対策本部を設置する。

### 1 災害対策本部の設置基準

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- (3) 大阪管区気象台の発表の地震情報で、村域及び近隣市町において震度~~6~~5以上の地震が発生したとき
- (4) 特別警報が発表されたとき
- (~~4~~5) 災害警戒本部が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- (~~5~~6) その他村長が必要と認めたとき

### 2 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 災害対策本部の設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知、公表する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

- ア 村職員
- イ 大阪府知事
- ウ 富田林警察署長
- エ 村消防団長
- オ 近隣市町長
- カ 指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- キ 村内の公共的団体の長及びその他防災上重要な施設の管理者

- (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は村役場に設置することとし、「千早赤阪村災害対策本部」の標識を村役場正面玄関に掲示する。ただし、災害の規模、その他の状況に応じて応急対策の推進を図るため必要があるときは、村長は他の適当な場所に設置することができる。

また、強い揺れにより、庁舎が被災し使用できなくなった場合に緊急利用の可能なオフィススペース・資機材を有する代替施設として「くすのきホール」の活用を検討する。

- (3) 災害対策本部の廃止

千早赤阪村災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 予想された災害の危険が解消したとき＝
- イ 災害応急対策が概ね完了したとき＝
- ウ その他災害対策本部長が適当と認めたとき＝

### 3 災害対策本部の組織

千早赤阪村災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- (1) 千早赤阪村災害対策本部の組織

第3部 災害応急対策計画  
第1章 活動体制の確立

災害対策本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- ア 本部長には、村長を充てる
- イ 副本部長には、副村長、教育長を充てる
- ウ 本部員には、**理事**、課長、参事をもって充てる
- エ 本部長が不在、あるいは事故によりその執務が執れない場合は、副村長、教育長、総務課長の順に、本部長を代理する

(2) 本部事務局

- ア 災害対策本部には、本部事務局を設ける
- イ 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う部連絡員をおく
- ウ 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合には、連携を図る
- エ 本部事務局は、総務課におき、その要員等は、防災関係業務の主管する各課より指定された職員をあらかじめ定めておくものとする

(3) 本部連絡員等

災害対策本部員会議と事務局と各部との連絡のため、本部連絡員をおく。

本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部の活動状況等の連絡を行う。

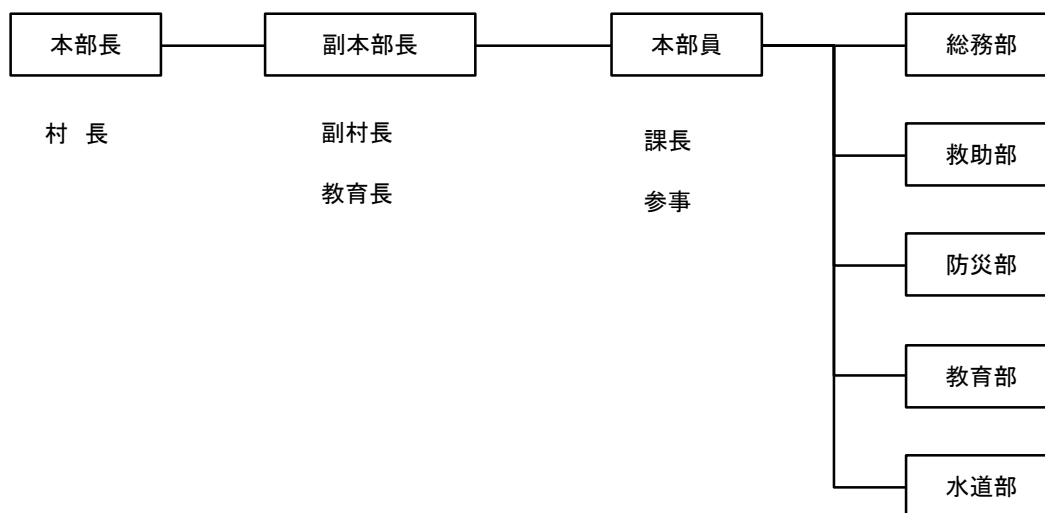


図 千早赤阪村災害対策本部の組織

4 本部会議

- (1) 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- (2) 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
  - ア 災害応急対策の基本方針に関すること
  - イ 動員配備体制に関すること
  - ウ 各部間の連絡調整事項の指示に関すること
  - エ 自衛隊災害派遣要請に関すること
  - オ 国、大阪府及び関係機関との連絡調整に関すること
  - カ 災害救助法の適用要請に関すること
  - キ 他市町との相互応援に関すること
  - ク その他災害に関する重要な事項

5 災害対策本部の任務分担

千早赤阪村災害対策本部の任務分担は、表のとおりとする。

## 6 動員人数

動員人数は災害の規模にあわせ、~~(風水害編：A号配備、B号配備、C号配備)~~ or (地震編：~~C号配備~~) A号配備、B号配備のいずれかとする。

資料 千早赤阪村災害対策本部条例

表 千早赤阪村災害対策本部の任務分担表

部名	課名等	任務分担
本部	村長 副村長 教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>2 災害対策本部会議に関する事</li> <li>3 防災会議に関する事</li> <li>4 無線通信に関する事</li> <li>5 災害情報の収集、伝達に関する事</li> <li>6 災害対策本部の指揮伝達に関する事</li> <li>7 避難所の開設及び閉鎖に関する事</li> <li>8 避難準備情報、勧告、指示に関する事</li> <li>9 職員配備体制等に関する事</li> <li>10 消防団出勤に関する事</li> <li>11 近隣市町との連絡及び応援協定に関する事</li> <li>12 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>13 他の部に属さない事項に関する事</li> </ol>
総務部	総務課 人事財政課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の招集に関する事</li> <li>2 議員への連絡調整に関する事</li> <li>3 国・府等への報告に関する事</li> <li>4 住民からの苦情、相談等に関する事</li> <li>5 各部への報告に関する事</li> <li>6 災害広報、広聴、報道機関との連絡に関する事</li> <li>7 被害状況の総括及び報告に関する事</li> <li>8 職員の手当に関する事（時間外勤務人員把握）</li> <li>9 災害に関する情報の緊急放送に関する事</li> <li>10 家屋等の被害調査や被災証明に関する事</li> <li>11 り災証明発行に関する事</li> <li>12 災害による家屋等の被害調査に関する事</li> <li>13 災害対策予算措置に関する事</li> <li>14 庁舎の管理に関する事</li> <li>15 義援金、支援の受付、配分に関する事</li> <li>16 災害警戒本部の活動に要した費用の精算に関する事</li> </ol>
防災部 水道部	施設整備課 まちづくり課	<p>●防災部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>2 公共土木施設に支障がある土砂、廃材等障害物の除去に関する事</li> <li>3 避難路の確保に関する事</li> <li>4 河川の巡視に関する事</li> <li>5 道路、橋梁等公共土木施設、農林業施設の被害調査に関する事</li> <li>6 雨量・水量等の情報に関する事</li> <li>7 交通規制に関する事</li> <li>8 府（富田林土木等）との連絡調整に関する事</li> </ol> <p>●水道部※1</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の供給に関する事</li> <li>2 断水地区への臨時給水に関する事</li> <li>3 上下水道施設の被害調査に関する事</li> </ol> <p>※1：平成29年4月より、上水道に関する役割は大阪広域水道企業団で実施する。</p>

救助部	教育課 住民課 <u>健康福祉課</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区会長への協力要請に関する事</li> <li>2 ボランティアの協力要請に関する事</li> <li>3 避難者の誘導に関する事</li> <li>4 被災傷病者の把握及び報告に関する事</li> <li>5 避難勧告、避難指示の伝達及び避難所の運営に関わる事</li> <li>6 要配慮者対策に関する事</li> <li>7 救護所の設置に関する事</li> <li>8 被災者用の医療、助産、保健に関する事</li> <li>9 被災用食料・物資及び生活必需物資の輸送に関する事</li> <li>10 し尿及びごみ処理等に関する事</li> <li>11 保育所児童の避難支援及び被害情報の調査に関する事</li> <li>12 義援物資の受付、配分に関する事</li> <li>13 災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給及び貸付に関する事</li> </ol>
教育部	教育課 住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>園児</u>児童生徒の避難救助及び被災状況の調査に関する事</li> <li>2 教育施設、文化財等の被害調査及び復旧に関する事</li> <li>3 休校、休園等の処理に関する事</li> <li>4 教育活動の確保に関する事</li> <li>5 避難所の開設及び<u>び</u>収容に関する事</li> </ol>

※本部以外の各部の総括は、当該部配備員に参集又は待機の連絡をすること（A・B号配備も同様）

### 第3 防災会議

村の地域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、千早赤阪村防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

### 第4 動員配備計画

災害が発生した場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため、災害時における職員の動員、配備等に関し次のとおり定める。

#### 1 配備基準

配備基準は、以下の(1)～(4)下表のとおりであるが、防災活動を実施するための各課の職員数は、それぞれの配備に応じて村長が指令する。ただし、地震発生時における配備基準は、A号配備及びB号配備とする。

#### 【動員配備計画（地震災害時）】

	配備区分	配備基準	配備内容	動員人数
災害警戒本部	警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 村域又は近隣市町（河南町、富田林市、河内長野市）で震度4を観測したとき（自動配備）</li> <li>2. 小規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき</li> <li>3. 東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき</li> <li>4. その他必要により村長が認めたとき</li> </ol>	小規模の災害 応急対策を実施する体制	30人
策本部 災害対	A号配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 村域又は近隣市町（河南町、富田林市、河内長野市）で震度5弱を観測したとき（自動配備）</li> <li>2. 中規模な災害が発生したとき又は発生のおそれが</li> </ol>	中規模の災害 応急対策を実施する体制	52人

		あるとき 3. 東南海・南海地震と判定されうる地震が発生したとき 4. その他必要により村長が認めたとき		
	B号配備	1. 村域又は近隣市町（河南町、富田林市、河内長野市）で震度5強以上を観測したとき（自動配備） 2. 大規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき 3. 大阪府域に特別警報（高潮、波浪及び津波に関する特別警報を除く。）が発表されたとき 4. その他必要により村長が認めたとき	村の全力をあげて緊急に災害応急対策を実施する体制	全職員

【動員配備計画（風水害時）】

	配備区分	配備基準	配備内容	動員人数
災害警戒本部	事前配備	1. 暴風・大雨・洪水警報等が発表されたとき 2. 土砂災害警戒準備情報が発表されたとき 3. 降水量、水位の観測状況等により、事前配備体制の拡充が必要なとき (2. 3の場合は、必要により動員人数を拡充する)	災害警戒本部の設置に至らない場合の災害対応の準備する体制	7人 ～ 8人 (8人～ 16人)
	警戒配備	<del>1. 村域又は近隣市町（河南町富田林市、河内長野市）で震度4を観測したとき（自動配備）</del> 1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 小規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき 3. その他必要により村長が認めたとき	小規模災害応急対策を実施する体制	30人
災害対策本部	A号配備	1. 中規模な災害が発生したとき又は発生するおそれのあるとき 2. その他必要により村長が認めたとき	中規模の災害応急対策を実施する体制	52人
	B号配備	1. 大規模な災害が発生したとき又は発生のおそれがあるとき 2. 大阪府域に特別警報（高潮、波浪及び津波に関する特別警報を除く。）が発表されたとき 3. その他必要により村長が認めたとき	村の全力をあげて緊急に災害応急対策を実施する体制	全職員

~~(1) 事前配備~~

~~ア 配備時期~~

- ~~① 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき~~
- ~~② 局地的な災害が発生し始めたとき~~
- ~~③ その他必要により村長が当該配備を指令するとき~~

~~イ 配備内容~~

~~二次災害の発生を防ぎやすするため情報連絡活動、物資、資機材の点検整備を実施する体制~~

第3部 災害応急対策計画  
第1章 活動体制の確立

~~ウ 動員人数~~

~~各部数人で災害に関する情報連絡が可能な人員~~

~~(2) A号警戒配備~~

~~ア 配備時期~~

- ~~① 局地的な災害が村内の数箇所に発生し、または発生するおそれがあるとき~~
- ~~② その他必要により村長が当該配備を指令するとき~~

~~イ 配備内容~~

~~小規模の災害応急対策を実施する体制~~

~~ウ 動員人数~~

~~全職員の43分の1~~

~~(3) BA号配備~~

~~ア 配備時期~~

- ~~① 村内の各地に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき~~
- ~~② 村域及び近隣市町において震度5弱又は5強4の地震が発生したとき~~
- ~~③ 上記②で震度4.3以下の地震であっても、村内で被害が発生したとき~~
- ~~④ その他必要により村長が当該配備を指令するとき~~

~~イ 配備内容~~

~~相当規模の災害応急対策を実施する体制、または震度5弱又は5強程度4の地震が発生した場合に、情報収集や関係機関との連絡活動を実施する体制~~

~~ウ 動員人数~~

~~全職員の2分の1 3分の1~~

~~(4) C号配備~~

~~ア 配備時期~~

- ~~① 村内の各地に大規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき~~
- ~~② 村域及び近隣市町において震度6弱以上の地震が発生したとき~~
- ~~③ その他必要により村長が当該配備を指令するとき~~

~~イ 配備内容~~

~~村の全力をあげて緊急に防災活動を実施する体制~~

~~ウ 動員人数~~

~~全職員~~

資料2-3 災害時における各課配備職員数

2 動員方法

職員の配備は、次の区分に従い村長が決定し、指令を発するものとする。

(1) 勤務時間内における配備指令の伝達系

勤務時間内において配備指令が出されたときは、総務課長から各課長を経て各職員に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。

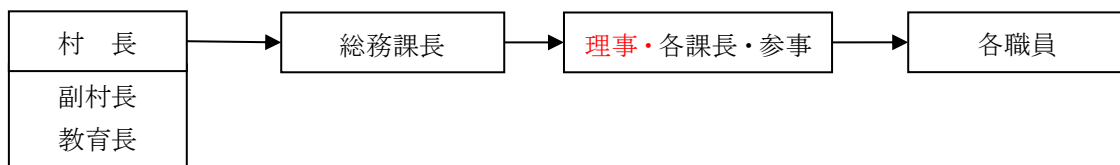


図 勤務時間内における配備指令の系統図

(2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア 庁舎警備員は、気象予警報、降雨量、災害の前兆現象等について、防災関係機関や住民



- 等からの通報があったとき、または、大規模な地震が発生したときは、震度等の地震情報の収集を行い、直ちに総務課長に連絡する。
- イ 総務課長は、上記の情報について、確認し、村長、副村長等に連絡し協議の上、村長から配備指令が出されたときは、直ちに各課長に伝達する。
  - ウ 各課長は、配備指令に基づき、職員を直ちに非常招集する。招集の方法は原則として次の手段による。
    - ① 電話
    - ② その他、必要によって使送等
  - エ 非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出動し、指示された任務に従事する。
  - オ 総務課長及び各課長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。

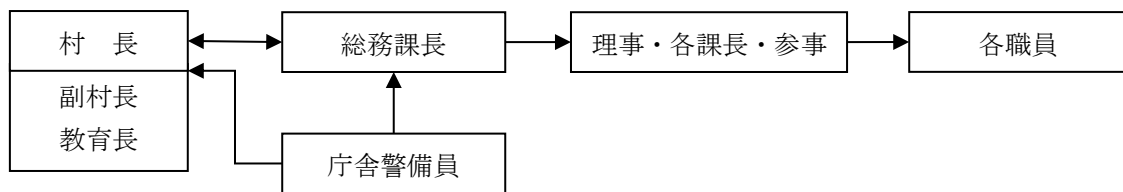


図 勤務時間外における配備指令の系統図

### 3 発生直後の行動

職員が取るべき発生直後の行動について、次の内容を骨子とした行動マニュアルを整備する。

- (1) 発生直後（勤務時間内・勤務時間外共通）
  - ア 自身の安全確保：（負傷した場合は、災害対策活動から離脱）
  - イ 被災状況の確認、負傷者の救援・救護：（いかなる場合も人命優先）
  - ウ 建物（庁舎等）の確認：（庁舎等が使用できない場合は、代替施設の活用）
- (2) 発生後 30 分～数時間（勤務時間内）
  - ア 安否確認：（職員、来庁者、家族一家族の安否が確認されない職員は、すぐに帰宅して家族の安否確認を行う）
  - イ 庁舎内の状況確認：（建物被害、電気、通信、ライフライン）
  - ウ 体制整備
- (3) 発生後 30 分～数時間（勤務時間外）
  - ア 安否確認：（家族、周辺の住民-けが人等がいる場合は、救助・応急手当等必要な処置を講じた後、防災活動を行う）
  - イ 建物内施設の確認：（建物被害、電気、通信、ライフライン）
  - ウ 情報収集：（メール、TV、ラジオ等、あらゆる手段により地震情報を収集）
  - エ 自主参集：（食糧食料 1 食の他、活動に必要なものを携行し、速やかに所定の参集場所に参集）
  - オ 参集途上の行動：（被災状況の情報収集、救助・救護の必要を発見したら人命優先）
  - カ 参集した旨の報告
  - キ 庁舎内の状況確認
  - ク 参集後の状況報告
  - ケ 職員の安否確認及び参集状況の確認
  - コ 体制整備

### 4 自主参集



勤務時間外において村域及び近隣市町において震度5弱~~以上~~又は5強~~(6弱以上)~~の地震が発生した場合には、~~A~~号配備(~~B~~号配備)に指定された職員は、それぞれ配備指令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により地震が発生したことを覚知した場合は、自らの判断で可能な範囲で、速やかに勤務場所に参集するものとする。

しかしながら、被災地においては村職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となる場合や村の責任者が直ちに登庁、参集し、指揮を執ることが困難な場合がある。したがって、こうした想定外の事態も考慮する。

(1) 道路の寸断、火災等により勤務場所に参集できない職員の場合

- ア 居住地に近接した参集可能な村の機関あるいは指定された避難場所、避難所に参集し、当該機関の長等の指示に従いながら職務に従事する。なお、参集時には、途中の被害状況等を正確に報告する。
- イ 職員の到着の報告を受けた災害対策基地や出先機関等の長は、参集状況を把握して、速やかに災害対策本部に報告する。
- ウ 出先機関等の長は、その後の状況によって参集職員の勤務場所への復帰が可能となった場合には、所掌業務の緊急度を勘案して、参集職員の復帰を命じることができるものとする。この場合、勤務場所の所属長等に連絡する。
- エ 村の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡する。
- オ 災害はその種類や規模により、発生する業務も大きく変化するので、特に投入人員が限定される初動時においては、分掌規定にかかわらず、本部長の判断で弾力的な人員配置を行う。

(2) 責任者が不在の場合

ア 責任者の明確化

各部署において、それぞれの責任者が登庁あるいは参集できない場合は、在庁あるいは参集職員の中での最上級者が直ちに職務を代行する。その期間は、責任者が登庁あるいは参集するまで、あるいは、災害対策本部等により代理の者が指名されるまでとし、その場合は速やかに任務、対策等を引き継ぐ。

イ 災害対策活動優先順位の明確化

初動時には行政の対応能力も限定されるので、責任者不在の場合には、特に防災無線の開局、人命救助、情報収集、救援依頼等の活動にその全力を投入する。

## 5 非常招集及び自主参集を要しない者

- (1) 心身の障害~~がい~~により許可を受けて休暇中の者
- (2) (1)に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

## 6 動員報告

各課長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したときまたは職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により総務課長に報告する。

総務課長は常に職員の動員状況を把握する。

また、動員した人数が不足する場合は、あらかじめ予定している応援の職員を動員する。

## 7 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災に係る組織動員体制の整備を図る。

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務または業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

---

## 第6 福利厚生

---

村は災害応急活動に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考えて、活動の長期化に対処できるようするとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際し、宿泊施設の確保や食料の調達等、福利厚生の充実を図る。

### (1) 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

### (2) 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

### (3) 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策室の実情に即し適宜要員の交代等を行う。

---

## 第7 長期的対応のオペレーション体制

---

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、村及び大阪府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を検討する。

## 第2節 自衛隊の災害派遣

村長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、大阪府を通じて、自衛隊に災害派遣を要請要求するものとする。

### 第1 派遣要請

#### 1 大阪府知事への要請要求

村長が、大阪府知事（危機管理室）に対して自衛隊の災害派遣を依頼要求しようとする場合は、災害派遣要請依頼要求書に定められた事項を明らかにし、電話または口頭をもって依頼要求する。なお、事後速やかに大阪府知事に文書を提出する。

#### 2 村長の直接通知

村長は、通信の途絶等により、大阪府知事に対して要請の依頼要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに大阪府知事に通知する。

#### 3 自衛隊に対する情報の提供

村長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できる限り早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

資料 自衛隊派遣要請、大阪府知事への依頼要求書様式

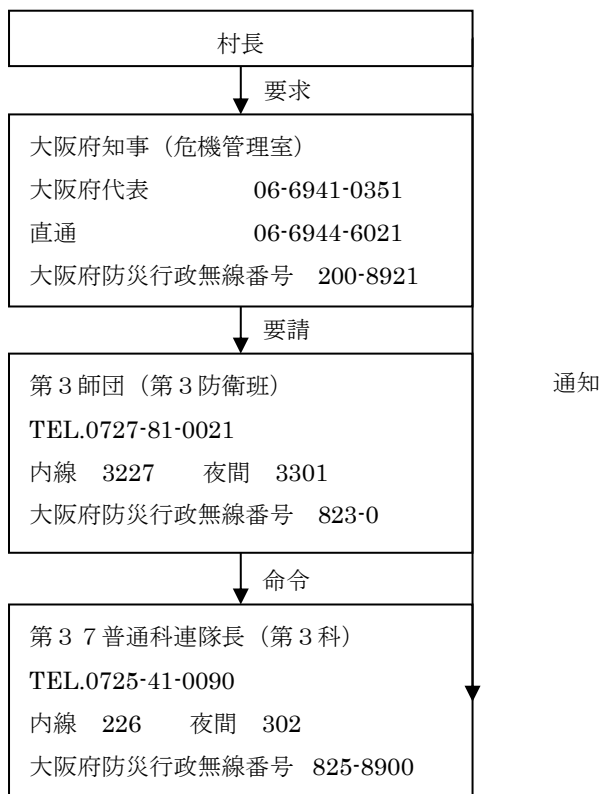


図 自衛隊の派遣要請及び情報の提供

## 第2 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、大阪府知事の要請を待つかとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に大阪府知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、大阪府知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、村長、富田林警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、大阪府知事からの要請を待つかとまがないと認められる場合

## 第3 派遣部隊の受入れ

### 1 派遣部隊の誘導等

- (1) 大阪府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、富田林警察署及び災害派遣を依頼要求した村をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 村は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、富田林警察署に対し被災地等への派遣部隊の誘導を依頼する。

### 2 受入れ体制

- (1) 他の機関との競合重複の排除

村長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。

- (2) 連絡員等の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう部隊が活動を行う期間、村民運動場を部隊の現地本部として提供するとともに、村もこれにあわせ連絡所を開設し連絡員を配置することにより、部隊の誘導及び村本部との連絡を行う。

- (3) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊に対する作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救援活動の実施に必要な資機材をあらかじめ準備し、使用に際しての管理者の了解を取りつけておくなど、作業が円滑に進展するよう配慮するものとする。

- (4) 仮泊予定地

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、仮泊予定地として村民運動場を指定する。

- (5) ヘリコプター発着可能地点

村は、村内のヘリコプター発着可能地点として指定した村民運動場及び大阪府立金剛登山道第2駐車場について準備に万全を期する。また、この他ほかでも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

---

## 第4 派遣部隊の活動

---

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

### 1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

### 2 避難の援助

避難勧告、避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### 3 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

### 4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう運搬、積込み等の水防活動を行う。

### 5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する~~ものとする~~。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

### 6 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去にあたる。

### 7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する~~ものとする~~。

### 8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

### 9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

### 10 物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

### 11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

---

## 第5 撤収要請

---

村長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他関係機関と協議の上、速やかに電話または口頭により大阪府知事（危機管理室）に撤収要請を依頼する~~ものとする~~。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する~~ものとする~~。

### 第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

村は、住民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに大阪府や他市町等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期するものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

#### 第1 大阪府及び他市町等への要請

村長は、村単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合には、大阪府及び他市町に対して迅速に応援を要請する。

##### 1 大阪府及び他市町への応援要請

###### (1) 要請の方法

村長は、大阪府及び他市町に対して応援の要請が必要となった場合には、大阪府知事及び関係市町長に対して被害状況を連絡するとともに、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。なお、大阪府に対して応援要請を行う場合は、電話、ファクシミリ等により連絡するとともに、原則として大阪府防災情報システムにより行い、その後文書を提出する。

###### (2) 応援の内容

- ア 食糧食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- イ 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- エ 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- オ 避難者、傷病者の受入れ
- カ 前各号に掲げるものの他、特に必要な事項

##### 2 大阪府知事に対する緊急消防援助隊の派遣要請

村長は、大規模な災害が発生し、村だけで対応できない場合は、緊急消防援助隊（消防庁）の派遣を大阪府に対し要請する。

##### ~~3 知事の指示等~~

~~知事は、村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、村長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。~~

##### ~~4 知事による応急措置の代行~~

~~知事は、府域に係る災害が発生した場合において、被災により村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、村に代わって行う。~~



---

## 第2 広域応援協定市町等への応援要請

---

### 1 要請の方法

村長は、災害応急対策に関する広域の各災害相互応援協定に基づき、関係市町または消防組合に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。ただし、そのいとまがないときは、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

### 2 応援の内容

- (1) 食糧食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

---

## 第3 広域応援等の受入れ

---

村は、広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、富田林警察署等と連携し、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 宿泊施設等の準備

広域応援部隊の要員に対し、宿泊施設等の場所の確保を行う。

### 4 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備する他、必要な設備の使用等に配慮する。

---

## 第4 指定地方行政機関の長、指定公共機関（特定公共機関）の長、都道府県知事または他の市町村長に対する職員の派遣要請、若しくは大阪府知事に対するあっせん要請

---

村長は、災害応急対策または災害復旧を円滑に実施するため、大阪府知事を通じて指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、または内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

### (1) 要請の方法

村長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（特定公共機関）の長、他都道府県知事または市町村長に対し、職員の派遣を要請する必要があるときは、以下の事項について文書を作成し、大阪府知事に要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件



- オ その他必要な事項
- (2) 派遣のあっせん要請

村長は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県または市町村の職員の派遣のあっせんに要請する必要があるときは、以下の事項について文書を作成し、大阪府知事に要請する

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

資料 3-1 大阪府中ブロック消防相互応援協定

資料 4-1 災害相互応援協定

---

## 第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

---

村は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

### 第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、~~千早赤阪村~~が関係地域の全部又は一部となった場合、村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、村の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第2章 情報収集伝達・警戒活動

### 第1節 警戒期の情報伝達

村及び防災関係機関は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

#### 第1 大阪管区气象台の発表する気象予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

##### 1 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表される。

表 大阪管区气象台から発表される注意報

種類		発表基準
気象 注意報	風雪 注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
	強風 注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
	大雨 注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 1時間雨量が30mm以上になると予想される場合 イ 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合 <b>ウ 土壌雨量指数基準 80</b>
	大雪 注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	濃霧 注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。視程が陸上（気象官署において）で100m以下になると予想される場合
	雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥 注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象官署において実効湿度が60%以下で、 <b>最少</b> 湿度が40%以下になると予想される場合
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水 注意報☆	浸水 注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水 注意報	洪水 注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 1時間雨量が30mm以上になると予想される場合 イ 3時間雨量が70mm以上になると予想される場合

## 2 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

表 大阪管区气象台から発表される警報

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 1時間雨量が50mm以上になると予想される場合 イ 3時間雨量が110mm以上になると予想される場合 <u>ウ 土壌雨量指数基準 114</u>
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ア 1時間雨量が50mm以上になると予想される場合 イ 3時間雨量が110mm以上になると予想される場合
<u>記録的短時間大雨情報</u>		<u>1時間雨量100mm</u>

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行なわれたときに切り換えられ、または解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）
- 注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
- 注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

## 3 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

表 大阪管区气象台から発表される特別警報

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合である。大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想され、雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続する。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかける。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表されており、「必要に応じ適時改善・見直しを行っていく」とされている。

また、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

具体的には、火山噴火については「噴火警報（居住地域）」※、地震については「緊急地震速報」（震度6弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけている。

これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。

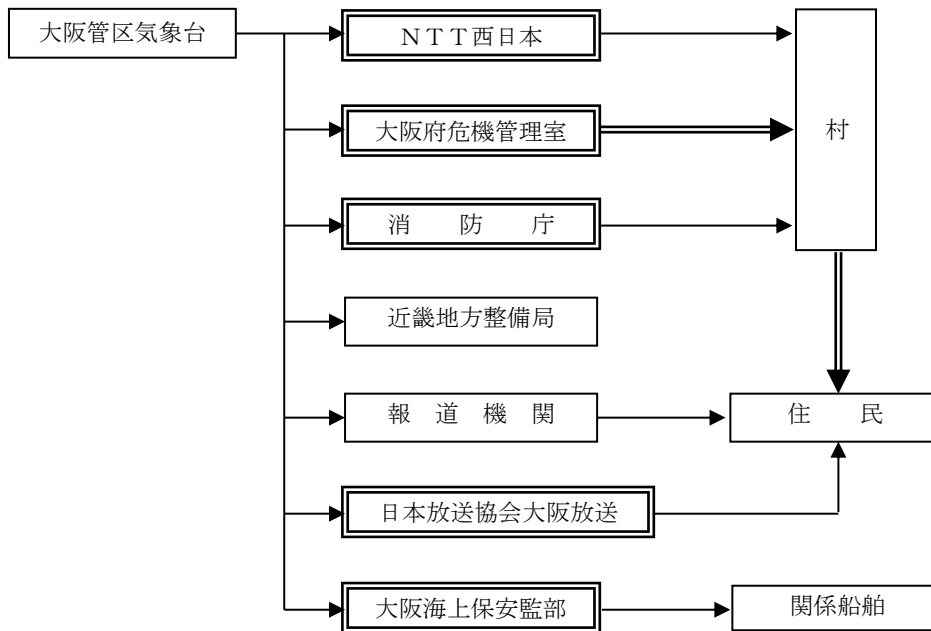
現象の種類	発表基準
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報（居住地域）※を特別警報に位置づける)
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける)

※：噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（居住地域厳重警戒）を特別警報に位置づけている。

地震動の特別警報、警報及び予報については以下の区分で運用される。なお、その名称については、「緊急地震速報」の名称で一般に認知されつつあることから、引き続きこの名称を用いて発表される。

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は 「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。
地震動警報		このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

特別警報の関係機関への伝達経路は以下のとおり。



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

**図 特別警報の関係機関への伝達経路**

**4 気象情報**

~~大阪管区气象台は、気象等の予報に係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に発表する。~~ 警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

<p><u>竜巻注意報</u></p>	<p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域(概ね府域)を対象に発表する。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、再度発表される。この情報は防災機関や報道機関へ伝達されるとともに、気象庁ホームページの「気象情報」ページでお知らせされる。発表される。</u></p>
<p><u>記録的短時間大雨情報</u></p>	<p><u>数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したときに、府県気象情報の一種として発表される。基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府域で決められている。この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。</u></p>

気象予警報等の伝達系統は、次の図3-1のとおりである。

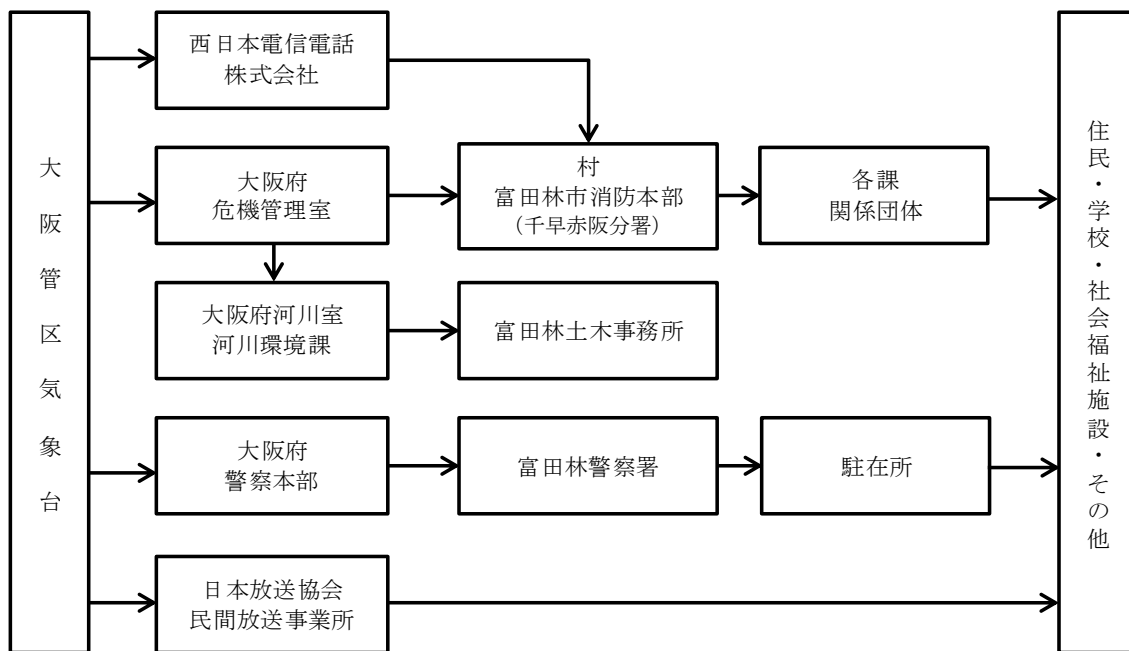


図 気象予警報等の関係機関への伝達経路

### 1 気象予警報等の収集伝達

- (1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、総務課が行う。
- (2) 総務課は、この予警報等を受信したときは、直ちに村長、副村長に報告するとともに、関係各課に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置(防災パトロールも含む。)を講じるとともに、関係機関等に伝達する。
- (4) 総務課は、予警報等のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知するとともに、災害危険箇所等に係る住民に対して、広報車、サイレン等で周知を図る。
- (5) 夜間休日における情報の収集は、庁舎警備員が行い、大雨洪水注意報や警報等については、直ちに総務課長、村長等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

## 第3 大阪府と大阪管区気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

府及びおよび大阪管区気象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、気象台と共同で土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2)

### 発表基準

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。



#### 解除基準

土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に大阪府と気象台の協議の上解除する。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

---

## 第4 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条第3項に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、村長が知事からこの通報を受けたときは、必要により関係団体及び住民等に火災警報を発令する。

### 1 火災気象通報の通報基準は次のとおりとする。

実効湿度60%以下で、最小湿度が40%以下となり、府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は、通報を取りやめることができる。

### 2 火災警報発令、解除の住民への周知については、次の要領で行う。

①「火災警報発令中」の掲示板を火災警報発令時に消防署等に掲示し、解除時にはこれを撤去する。

②消防組合等の広報車車両で、巡回し周知する。

---

## 第5 住民への周知

村は、気象予警報等の伝達を受けたとき、または、自ら火災を発見し火災警報を発したときは、広報車、警鐘などを利用し、予警報を一般住民、学校、自主防災組織、ため池管理者等へ迅速確実に伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して災害時要援護者要配慮者等に必要な情報が速やかに届くよう配慮する。

---

## 第6 異常気象への対応

気象庁では、局地的ゲリラ豪雨（突発的な集中豪雨）の発生予想モデルを開発中であり、また、ウエザーニューズ等の民間気象情報サービスでは、独自の情報ネットワークよりゲリラ情報を収集しエリアメールサービスなどを開始している。村は、土砂災害相互情報システムの雨量情報等を活用し、村域内にゲリラ豪雨の発生が予想されるような時は、事前動員配備等の警戒体制をとり、危険地区の巡回や、災害時要援護者避難行動要支援者の安否確認・避難支援などの必要な措置に備える。



## 第2節 警戒活動

村を**はじめ及び**防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う**ものとする**。

### 第1 気象観測情報の収集伝達

村は、各防災関係機関と連携して、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

#### 1 雨量・水位等に関する情報の収集

##### (1) 雨量・水位等の観測所

村は、局地的な集中豪雨等に対処するために、雨量、水位等の観測を行う。

なお、村が設置した雨量・水位等の観測所は、~~下記のとおり~~**次のとおり**である。

表 雨量観測所の状況

観測所	管理者	観測者
川野辺（ <del>障害</del> <b>企業団</b> 水受水施設）	大阪府富田林土木事務所長	大阪府職員 村地域振興課職員
水分（水越峠金剛山登山道沿）		
桐山（給食センター桐山側駐車場）		
小吹（千早小吹台小学校校舎）		
金剛山（ロープウェイ千早駅駅舎）		
千早赤阪村役場		大阪府職員

##### (2) 土石流テレメーターの活用

村は、土石流テレメーターを設置し、土石流危険溪流の水位等の情報を収集する。

##### (3) 関係機関の雨量・水位等の情報の収集

村**及び**、大阪府及びその周辺地域の雨量等の気象情報については、大阪府防災情報システムを活用して情報の収集を図る。

### 第2 水防活動

村、消防団及び防災関係機関は、村域における河川・ため池の洪水による水害を警戒し、または防ぎよし、これによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持する**こととする**。**また、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。**

#### 1 水防体制

水位が警戒水位に達したときまたは水防上必要があると認めるとき、村長は消防団を出動させ、水防の万全を期する**ものとする**。

消防団は、村長の指示に従い、または緊急を要し指示を待ついとまがないと認めるときは、自らの判断で水防業務にあたり、水防の万全を期す**る。ものとする。**

##### (1) 指揮伝達系統

村長（総務課長） — 消防団長（副団長） — 分団長（副分団長） — 団員

村長（~~地域振興~~**まちづくり**課長） — ため池管理者

##### (2) 消防団の配備

ア 村長は気象予警報等の受報、その他により必要と認めるときは消防団長に対して団員の配備を指示する**ものとする**。

イ 消防団長は、村長の指示を受けたとき、または自ら必要と認めたときは、消防団員に配備を指示し伝達するものとする。

ウ 消防団員の配備区分

(a) 警戒配備（最少人員）

雨量水位その他の状況により河川・ため池等の警戒にあたるため出動する。

(b) 非常配備

第1 配備（準備体制）全団員の4分の1程度

第2 配備（警戒体制）全団員の2分の1程度

第3 配備（非常体制）全団員

## 2 情報の収集・伝達及び警戒態勢

(1) 情報の収集・伝達

ア 大阪管区気象台の発表する気象予警報についての情報の収集伝達は、第1節「~~気象予警報等の~~警戒期の情報伝達」による。

なお、総務課に入った情報については、庁内の連絡体制により関係各課に通知する。

イ テレビ・ラジオ等の放送その他の情報により洪水のおそれがあると認めたときは、消防団長や消防関係者に通知するとともに、必要な措置について指示を行う。

(2) 警戒体制の確立

ア 村長は、常に水位の観測や雨量の観測等を行い、防ぎよ体制に万全を期する。

イ 消防団長は、村長からの指示を受け、またはその他の情報により洪水のおそれがあると認めたときは、関係者に通知するとともに、状況に応じ、待機または出動準備体制に入り、巡視等を実施する。

(3) 観測結果の報告

雨量水位等の観測者は、観測した結果を、村長に連絡し、警戒を要すると判断したときは、村長に応援を要請し、水防体制をとる。

(4) 水防信号

水防法第13条に基づき、水防に用いる信号は次のとおりとする。

表 水防信号

警鐘信号			サイレン信号		
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒	○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒	○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第3信号	○—○—○— ○	○—○—○— ○	○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒	○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第4信号	乱打			約1分 約5秒 約1分 約5秒	○— 休止 ○— 休止
1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。					

第1信号 河川では量水標が警戒水位に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 消防団員及び消防機関に属する者が、直ちに行動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが行動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。

~~(5) 避難のための立退き~~

~~第5節「避難誘導」に定めるとおりとする。~~

(6) 警戒区域の設定

~~第5節「避難誘導」に定めるとおりとする。~~

3 情報連絡

次の基準に従って、情報連絡を緊密に行うものとする。

- (1) 村長と消防団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等を相互に通報し合うこととする。
- (2) 消防団長は出動した団員から現場の状況等を収集し、逐一村長に報告することとする。
- (3) 村長は、常に富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長、富田林警察署長等と連絡をとり、情報を収集し、提供し合うこととする。

4 水防工法

水防工法は、大阪府水防計画に定めるところによる。準じる。

5 水防資機材

村は、水防活動が十分に実施できるよう水防資機材を準備しておくとともに、保有状況を常時的に把握し、災害時には現場への配送、輸送を迅速に行い、水防作業を円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、水防活動時に保有する資機材が不足する場合は、富田林土木事務所が保有する資材の調達を行う提供（貸出）を要請する。

6 応援要請

村長は、村職員、消防団員だけでは必要な措置がとれないときは、近隣市町長に対し、資機材、要員の応援を要請する。

資料 2-6 水防資機材の保有状況

---

第3 土砂災害警戒活動

---

村及び大阪府は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の基準

- (1) 土石流発生危険溪流・急傾斜地崩壊危険箇所

ア 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

- ① ~~当日雨量が100mmをこえた場合~~
- ② ~~前日までの連続雨量が40mm～100mmあり、当日雨量が80mmをこえた場合~~
- ③ ~~前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmをこえた場合~~

イ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報を発表時

~~第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強雨が降り始めた場合~~

- (2) ~~土石流発生危険溪流~~

- ア ~~第1次警戒体制（警戒雨量） 77mm~~
- イ ~~第2次警戒体制（避難雨量） 112mm~~

- (2) ~~地すべり危険箇所、山地災害危険地区~~

(1) ~~→(2)~~を参考に、警戒活動を開始する。

2 警戒活動の内容

- (1) 第1次警戒体制

- ア 村は、各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ 村は、地元自主防災組織等の活動を要請する。

ウ 村は必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制

ア 村は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ 村は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難準備情報、避難勧告、避難指示を行う。

### 3 斜面判定士制度の活用

村は、大阪府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時または、災害発生のおそれのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士制度を活用する。

### 4 情報の収集及び連絡体制

(1) 情報の収集伝達

村は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに危険箇所の状況を的確に把握するため、情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

(2) 伝達情報の内容

ア 危険箇所及びその周辺の降雨量

イ 斜面の地表水、湧水、亀裂状況

ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況

エ 人家等建物の損壊状況

オ 住民及び滞留者数

### 5 情報交換の徹底

村をはじめ、大阪府及び関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

---

## 第4 異常現象発見時の通報

---

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、村長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に、また村長は必要に応じ大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

### 1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動など

### 2 水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂または欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂または沈下 など

### 2 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など

(2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など

(3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 など

(4) 山地災害

わき水の量の変化（増加または枯渇）、山の斜面を水が走る など

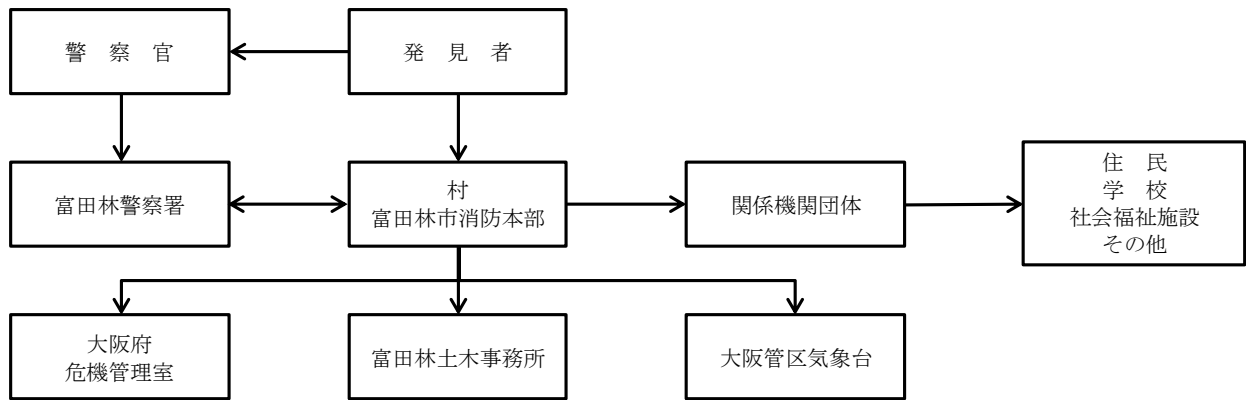


図 異常現象の通報伝達系統図

## 第5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

### 1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上水道、下水道（村、大阪広域水道企業団）
  - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
  - イ 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）
  - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
  - イ 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガス株式会社等、一般財団法人エルピーガス協会）
  - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
  - イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
  - ウ 主要供給路線、橋梁架管等の巡回点検
- (4) 電気通信 固定電話事業会社（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））
  - ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
  - イ 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の措置
  - ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
  - エ 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源施設に対する必要な措置の実施
  - オ 防災のために必要な工事車両、資機材の準備
  - カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
  - キ その他安全上必要な措置
- (5) 電気通信携帯事業会社（NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）
  - ア 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するための措置

### 2 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保

- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

### 3 道路施設管理者

道路施設管理者は、気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 定められた基準により、通行の禁止、制限を行う。
- (2) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

### 第3節 発災直後の情報収集伝達

村及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

#### 第1 情報収集伝達経路

村は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。情報の連絡の流れ及び各関係機関の連絡先は表5-4のとおりである。

#### 第2 村における情報収集・被害調査

村は災害発生後、直ちに消防無線、防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、関係機関と連携をとり被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。

##### 1 情報の収集

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、大阪府をはじめ防災関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 他の防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

##### 2 初動情報の把握

災害時の各防災関係機関の災害対策本部の初動情報を把握し、今後の村の体制を確立するため、次の事項について調査する。

- (1) 人的被害、避難の状況
- (2) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の設定状況
- (3) 防災関係機関の防災体制の状況
- (4) 防災対策の実施状況
- (5) その他必要な事項

##### 3 被害状況等の把握

(1) 村は、災害情報の一元化を図るため、総務課長を情報総括責任者として、災害情報の収集・総括・報告を実施する。

(2) 災害対策本部の各担当部長（~~課長~~）は、被害の程度・規模等の状況を災害の推移に応じて、迅速かつ的確に調査結果をまとめ、本部長（~~総務課長~~ **村長**）に報告する。

① 被害状況の種類とその基準については次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した区域・場所



- エ 被害状況
- オ 災害に対して既にとった措置
- カ 災害に対して今後とろうとする措置
- キ 災害対策に要した費用の概算額
- ク その他必要な事項

表 被害状況調査の報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものと <del>とする</del> 。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼) ( <del>流出</del> )	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。または主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。	
	<u>大規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。</u>	
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。	
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊または半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものと <del>とする</del> 。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、府道及び村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部または全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。		

表 被害状況調査の報告基準（続き）

被害項目		報告基準
その他被害	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、若しくはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち、最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立 文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業 施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木 施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路とする。
	その他の 公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

② 調査の担当は、次のとおりとする。

表 被害調査事務分担

調査担当	調査種別
政策推進室（H25.4.1から総務課）←人事財政課、 総務課、議会事務局	人的及び家屋等の被害 村有財産の被害（下記以外の施設等）
住民課、健康福祉課	社会福祉施設等の被害 衛生関係被害
地域振興施設整備課、まちづくり課	公共土木施設被害 農林業施設被害 商工業関係被害 <u>上下水道施設被害</u>
教育課	文教関係被害
上下水道課	<u>上下水道施設被害</u>

(3) 調査報告

被害状況はそれぞれ各部が実施し、災害対策本部総務部（総務課長）に報告する。

なお、緊急を要する被害の報告は、無線で本部に連絡する。

(4) 調査報告の留意事項

ア 被害状況の迅速かつ的確を期するため、関係機関と常に連絡を図り、情報の正確を期する。

イ 災害対策本部への報告は、文書により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。

ウ 被害状況については、状況確認と記録保存のため写真等による記録をとる。

エ 被害の調査については、富田林警察署と連絡をとる。

---

### 第3 情報の伝達・報告

---

#### 1 報告の基準

村は、次に掲げる項目に該当する場合は、大阪府など防災関係機関に報告する。

~~(1) 大阪府域で震度4以上の地震が発生した場合~~

~~(2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの~~

~~(3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があるもの~~

~~例・がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害が生じた場合  
・河川の溢水、破堤等により、人的被害または住家被害が生じた場合~~

~~(4) 災害に対し、国の財政的援助を要すると認められるもの~~

~~(5) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合または2市町村以上にまたがるような広域的な災害で村が軽微な被害であっても全体的に大規模な同一災害の場合~~

~~(6) 災害対策本部を設置した場合~~

~~(7) その他特に報告の指示があった場合~~

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 村が災害対策本部を設置したもの。

(2) 個別基準

ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

#### 2 被害状況の報告

~~早~~早~~赤~~赤~~阪~~阪~~村~~村災害対策本部総務部は、収集した被害情報等のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期するため関係機関等の情報を相互に交換する。

(1) 報告を要する防災関係機関

(2) 応急対策を実施する庁内の関係各班

(3) 報道機関

(4) 住民

#### 3 大阪府等への報告

村長は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、大阪府防

第3部 災害応急対策計画  
第2章 情報収集伝達・警戒活動

災情報システムの端末を利用して大阪府に被害の状況等を報告する。また、同システムが被害等により使用できない場合は、電話（06 - 6944-6021）ファクシミリ、大阪府防災行政無線（~~220~~200-8921）等により報告する。

大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、~~直接国（消防庁）~~内閣総理大臣に報告する。但し、地震が発生し村域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。また、消防機関への通報が殺到している場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）へ報告する。

災害報告は、大阪府様式により大阪府危機管理室へ災害報告を提出する。なお、地すべり、かけ崩れ等の災害が発生した場合は、あわせて富田林土木事務所にも報告する。

なお、報告は次の区分とする。

(1) 発災直後の報告

大阪府危機管理室「被害報告様式〔即報〕等」について防災情報システムにより報告するとともに、避難、救護の必要性、並びに災害拡大のおそれ等災害応急対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。

(2) 中間報告

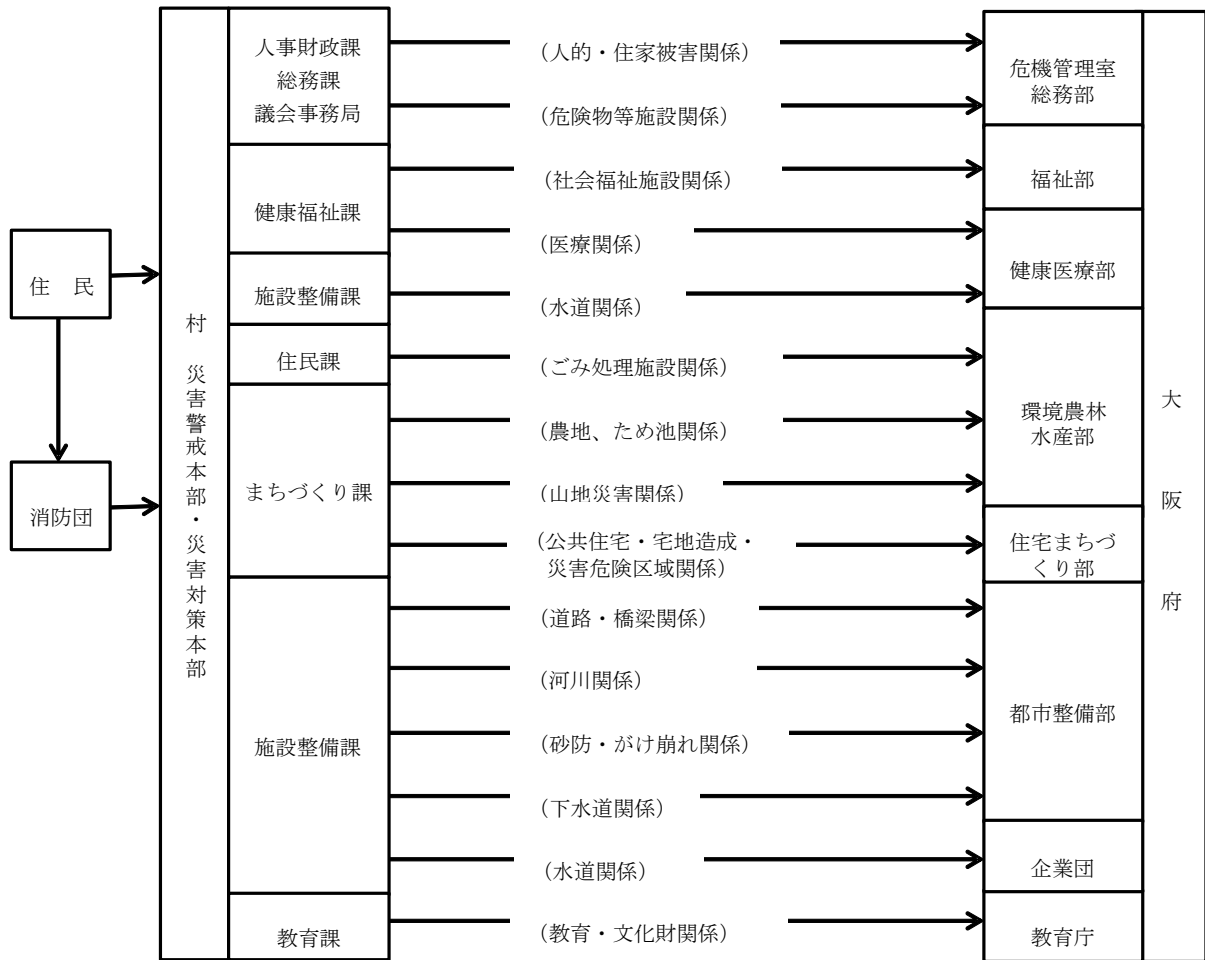
発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合または被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「第4号様式（その1）被害状況即報」に沿って報告する。

(3) 最終報告

応急措置が完了した場合は、「第1号様式 被害確定報告」に掲げる項目について、防災情報システムにより報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

資料 2-14 災害被害等報告様式

資料 2-15 地すべり・急傾斜地災害報告様式



(注：上表では、レイアウト上、村各課と大阪府各部の関係をわかりやすくするために、「上下水道施設整備課」を2カ所に記載した。)

図 災害時の情報連絡の流れ

表 災害時の防災関係機関の連絡先

機関名	通信窓口	所在地	電話番号	大阪府防災無線番号
千早赤阪村役場	総務課	千早赤阪村大字水分180番地	(72)0081	542-234
(指定地方行政機関) 大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	06(6949)6303 06-6941-0378(夜)	816-8930
河南郵便局		河南町大字白木1390-1	(93)20506050	
(大阪府関係) 大阪府庁	危機管理室	大阪市中央区大手前2-1	06(6941)0351(代表) 06(6944)6021(直通) 06(6944)6022(夜)	220200-8921
南河内農と緑の 総合事務所	地域政策室 農の普及課	富田林市寿町2-6-1	(25)1131	304-8920
富田林土木 事務所	建設課 地域支援・企画 課地域支援防 災グループ	富田林市寿町2-6-1	(25)1131	304-3208910 304-203
大阪府南部流域 下水道事務所		貝塚市港25	072-438-7406 072-938-5816(緊急)	369-1 280-70-8900,

第3部 災害応急対策計画  
第2章 情報収集伝達・警戒活動

			(休日、夜間) 090-3355-3947	8901(他下水道 事務所から発信 時 70-8900, 8901)
大阪広域水道企業団 南部水道事業所		和泉市伏屋町5-7-10	0725(57)2181	260-418-311
富田林保健所	企画調整課	富田林市寿町3-1-35	(23)2681	620-0
(警察署) 富田林警察署	警備課	富田林市常盤町2-7	(25)1234	
(近隣市町) 河南町役場	危機管理室	河南町大字白木1287-1	(93)2500	541-8900
富田林市役所	危機管理課室	富田林市常盤町1-1	(25)1000	514-8900
河内長野市役所	危機管理室課	河内長野市西代町12-46	(53)1111	516-3900
(指定地方公共機関等) 西日本電信電話株式会社 大阪東支店	<del>設備部</del> 災害対策室	<del>大阪市天王寺区 清水谷町2-37 NTT清水谷ビル</del> 大阪市中央区博労町2-4-2 NTT博労町ビル	<del>06(6766)5820</del> 06(6210)2609	
関西電力株式会社 羽曳野営業所 <u>事業所</u>		羽曳野市軽里1- <del>127</del> -2-1	072(027)0014 (昼)0800(777)3081 ※補足：送配電専用電 話(平成28年4月運用開 始電話)	
大阪ガス株式会社		堺市住吉橋町2-2-19	0722(38)2394	
<u>一般社団法人大阪府エル ピーガス協会</u>		大阪市中央区船場中央2丁 目1-4-405 (船場センタービル 4号 館 405号室)	06(6264)7888	
富田林医師会		富田林市向陽台1-3	(29)1210	
大阪府庁 ( <u>咲洲庁舎</u> )	建築企画課耐 震グループ	大阪市住之江区南港北 1-14-16	06(6210)9716(直通)	200-3095
大阪府庁 ( <u>咲洲庁舎</u> )	建築企画課調 整グループ	大阪市住之江区南港北 1-14-16	06(6210)9720(直通)	200-6811

#### 第4 通信手段の確保

村は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

#### 第5 電気通信設備の優先使用

- 1 村は、災害発生の通報、人命救助、被災者の救助及び応急復旧等に関し緊急に通報することが必要なときは西日本電信電話株式会社に対し非常緊急扱いの電話または電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常（緊急）通信を行うものとする。
- 2 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する村外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。



## 第4節 災害広報

村及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

### 第1 災害広報

村は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

#### 1 災害時の広報体制

##### (1) 災害広報責任者による情報の一元化

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、住民に混乱が生じないように実施する。

このため各部については、広報を必要とする事項は、総務部に連絡する。

広報責任者は、総務課長とし、広報担当者との密接な連携協力のもとに円滑な広報の実施を行う。

##### (2) 広報班の設置

- ア 広報資料の作成
- イ 防災関係機関との連絡調整

#### 2 広報の内容

災害の広報は、災害発生直後、その後の応急段階、復旧段階等の各段階に応じて、住民の安心・安全に必要とする情報の提供を行う。

##### (1) 災害発生直後の広報

- ア 地震の規模・余震・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ ~~災害時要援護者~~避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- エ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

##### (2) その後の広報

###### ア 二次災害の危険性

- イ 災害時における住民の心構え
- ウ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況
- エ 被害状況（一般的な被害状況以外に、安否情報も含む。）
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 避難の指示・勧告及び避難先の指示等
- キ 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- ク 災害復旧の見通し
- ケ 交通規制及び交通機関の運行状況
- コ 医療機関などの生活関連情報
- サ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項
- シ 災害の補償や融資、義援物資等に関すること

#### 3 広報の方法

一般住民に対する広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

##### (1) 防災行政無線（スピーカー）による広報



- (2) 各種広報車両やハンドマイクによる広報
- (3) 区長会等民間団体の協力
- (4) 避難場所等における職員の派遣、掲示板による広報
- (5) チラシ・ポスター等印刷物による広報
- (6) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の協力
- (7) ヘリコプターなど航空機の活用
- (8) ホームページ、~~パソコン通信（電子掲示板）~~等インターネットやメールの活用
- (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報

---

## 第2 報道機関との連携

---

村及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

### 1 緊急放送の実施

村長は、必要に応じて、災害対策基本法第57条の規定により、大阪府知事を通じて日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社エフエム802、関西インターメディア株式会社）に対し、放送の実施を求めることとする。

なお、その他次のような場合に緊急時の放送を行うこととなっている。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、大阪府知事の放送要請があった場合
- (2) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う

### 2 報道機関への情報提供

村は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため総務部においてすべて行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。また、定期的な発表を行う。

### 3 災害時要援護者要配慮者に配慮した広報

村長は、広報や放送の実施にあたっては、地区組織や民生・児童委員を通じて高齢者や障がい者等の災害時要援護者要配慮者への情報提供にも努める。

---

## 第3 広聴活動の実施

---

### 1 広聴窓口の開設

村は、被災住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、広聴窓口を開設し、積極的に広聴活動を実施する。

### 2 住民からの要望等の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部局または関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

## 第3章 消火、救助、救急、医療救護

### 第1節 消火・救助・救急活動

村、富田林市消防本部（千早赤阪分署）、消防団、大阪府、富田林警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

また村をはじめとする水防管理団体は、大規模な地震が発生した場合は、それぞれが管理する河川、水路、ため池等の安全確認を行い、必要な場合は適切な水防活動を行う。

#### 第1 村・富田林市消防本部（千早赤阪分署）

##### 1 災害発生状況の把握

村は被災状況の早期把握に努め、~~道路状況、建物状況、燃焼状況、被災者の状況等を把握し、消防団、富田林警察署等防災関係機関との~~関係機関への情報交換伝達に努める。

##### 2 非常配備体制の確立

(1) 災害発生後直ちに救急・消防業務を委託している富田林市消防本部（千早赤阪分署）、村消防団、富田林警察署及び防災関係機関と密接な連携のもとに、配備した村職員とともに非常配備体制を整える。

なお、富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、村域又は隣接市町で震度4以上を観測した地震を確認した場合、災害に伴う被害の軽減を図るため「富田林市消防本部非常警備計画」に基づき速やかに非常警備体制を確立する。また、非常警備は震度階級に対応して自動発令される。

#### 【富田林市消防本部（千早赤阪分署）職員の災害警備編成】

警備区分	警戒警備	A号警備	B号警備	C号警備
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>村域又は隣接市町で震度4の地震が発生した場合</li> <li>気象情報基準※が発表されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報基準※が発表され、小規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報基準※が発表され、中規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村域又は隣接市町で震度5弱の地震が発生した場合</li> <li>気象情報基準※が発表され、B号警備では対処が困難なとき</li> </ul>
編成対象	課長級以上の職員	毎日勤務及び災害発生日が週休日に当たる管理職の職員	全ての毎日勤務職員及び災害発生日が週休日に当たる職員	全消防職員

※気象情報基準：・暴風、大雨及び洪水の気象予警報等が発表されたとき

- ・河川に洪水予報等が発表されたとき
- ・降雨量、水位等の観測状況から災害のおそれがあると予想される時
- ・その他消防長が必要と認めるとき

(2) 消防職員の自主参集：富田林市消防本部（千早赤阪分署）職員は、非常警備発令の可能性が十分にあると判断したときは、自発的に参集し、非常配備体制の確立に努める。

##### 2-3 消火活動

初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を

勘案し、消火活動を実施する。また、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

#### 3-4 救助・救急活動

村は、富田林警察署、消防団及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、富田林市消防本部（千早赤阪分署）及び医療機関と連携した救急活動を実施する。

~~(1) 村は、富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、村職員をもって捜索及び収容班を編成し、人命救助活動を実施する。~~

~~(2) 村は、医療機関と連携した救急活動を実施する。~~

~~(3) 村は、延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。~~

#### 4-5 行方不明者の捜索活動

(1) 村は、富田林警察署及び関係機関との密接な連携のもと、行方不明者の捜索活動を行う。また、行方不明者が多数ある場合は、村役場に受付所を設置して、その受付、手配、処理等を行う。

(2) 行方不明者が流出などにより他市町村にあると考えられるときは、大阪府または漂着が予想される市町村に協力を求めるものとする。

#### 5-6 ロープウェイ利用者の安全確保

村は、地震が発生したときは、直ちにロープウェイの営業を停止し、乗客の安全確保に努める。

#### 6-7 相互応援

(1) 村は、村単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町などに応援を要請する。また、村が被災した場合は、応援市町に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

(2) 村が被災しなかったとしても、被災市町からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

資料 相互応援協定

---

## 第2 消防団

消防団は、地域の被害状況を把握するとともに村や、富田林市消防本部（千早赤阪分署）及び富田林警察署等防災関係機関と連携を図り、消火・救助活動または水防活動を実施する。

(1) 消防団は、火災が発生した場合は、全力をあげて消火活動を行う。また、必要に応じて救助・救急活動を行う。

(2) 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し消火活動を実施する。

(3) 消防団は、延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(4) 消防団は、村域内の建築物の密集状態などにより必要に応じて警防区を設定し、的確な警防活動を行う。

---

## 第3 富田林警察署

## 1 被害の早期把握と富田林警察署員の派遣

富田林警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。

## 2 救出、救助

村及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、村が行う救助・救急活動を支援する。

## 3 緊急交通路の確保

迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。

## 4 負傷者等の搬送

負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

---

## 第4 自衛隊

自衛隊は、応急医療や救護を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。また、緊急患者や医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。

また、火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

---

## 第5 各機関による連絡会議の設置

村、富田林市消防本部（千早赤阪分署）、消防団、大阪府、富田林警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動または水防活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

---

## 第6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、富田林市消防本部（千早赤阪分署）、消防団、富田林警察署など防災関係機関との連携に努める。

---

## 第7 水防管理団体

水防管理団体は、~~地震~~**災害**発生後、状況に応じて本村域内の水路、ため池等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置をとる。

---

## 第8 惨事ストレス対策等メンタルケア

~~村を含む~~救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策等のためメンタルケア等の実施に努める。

第3部 災害応急対策計画

第3章 消火・救助・救急・医療救護

## 第2節 医療救護活動

村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施するものとする。

### 第1 医療情報の収集・提供活動

村は、富田林医師会及び富田林保健所等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

### 第2 現地医療対策

#### 1 現地医療の確保

##### (1) 医療救護班の編成・派遣

村は、災害の状況に応じ速やかに富田林医師会に対し医療救護班の編成派遣を要請し、保健センター（村診療所）に窓口・拠点をおくとともに、医療救護班の村内各救護所への振り分け及び負傷者の情報収集等を行う。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

##### ア 村

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

村単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

##### イ 災害医療センター等

村災害医療センター（保健センター（村診療所））、災害拠点病院及び特定診療災害医療センター（府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立精神医療センター、府立成人病センター、府立母子保健総合医療センター）等は、大阪府の要請、または自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

##### (2) 医療救護班の搬送

##### ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急通行車両等を活用し、移動する。

##### イ 村及び大阪府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、村及び大阪府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

##### (3) 救護所の設置・運営

ア 村は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

##### (4) 医療救護班の受入れ・調整

村は、医療救護班の受入れ窓口・拠点を保健センター（村診療所）に設置し、富田林保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

#### 2 現地医療活動



(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

~~災害発生直後に村等から~~富田林医師会が派遣される~~する~~医療救護班がは、応急救護所で  
応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

~~村~~大阪府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で  
軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診  
療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

---

### 第3 後方医療対策

---

#### 1 後方医療の確保

村は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、大阪府からの患者受入れ  
情報を収集し、速やかに関係機関へ伝達する。

#### 2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができな  
い入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

村等は、大阪府の広域災害救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報  
に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として富田林市消防本部（千早赤阪分署）が実施する。

救急車が確保できない場合は、村及び大阪府が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

村は必要が認められた場合は、大阪市に対して大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定に  
基づきヘリコプターの派遣を要請する。さらに必要がある場合は、大阪府を通じて、ヘリ  
コプターを保有する関係機関に要請する~~他~~ほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消  
防応援を要請する。

(3) 広域医療搬送

大阪府は、空港等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困  
難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

---

### 第4 医薬品等の確保・供給活動

---



村及び大阪府、日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

村は、富田林医師会や富田林薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行うい確保する。

---

## 第5 要配慮者対策

---

村は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障がい児、医療依存度の高い療養者に対し、必要な保健指導を行う。

---

## 第5-6 個別疾病対策

---

村及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

資料 4-9 拠点となる災害医療機関及びその役割

## 第4章 避難行動

### 第1節 避難誘導

村は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告、避難指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

その際、村は、自らが定める予定の「災害時要援護者支援計画~~避難行動要支援者支援プラン~~」等に沿った災害時要援護者~~避難行動要支援者~~に対する避難支援に努める。

また村は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

#### 第1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

##### 1 標準的な意味合い

**村長は**生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告~~または~~指示を行う。

避難の勧告または指示は、原則として次のような状態になったとき発するものとする。

- (1) 大地震が発生し、火災や家屋の倒壊のため避難の必要が生じたとき。
- (2) **洪水**、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 火災が拡大するおそれのあるとき。
- (4) その他住民の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

表 発令時の状況と住民に求める行動

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・災害発生の可能性が予想される状況	・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始
一時避難情報	<del>・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合</del>	<del>・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始</del>
避難勧告	・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合	・指定された避難所等への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況	・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

上表は、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成19年11

月)に定めたものであり、村は、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

## 2 判断基準

避難勧告等の具体的な判断基準については、「千早赤阪村避難勧告等判断・伝達マニュアル」による。

## 3 実施者

### (1) 避難準備情報の発令・伝達

村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。

### (2) 避難勧告、避難指示

ア 村長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告~~または~~指示する。(災害対策基本法第60条)

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに大阪府知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

イ 大阪府知事は、村が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を村長に代わって行う。大阪府知事、その命を受けた職員~~または~~水防管理者は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

ウ 警察官は、村長による避難の指示ができないと認めるとき、または、村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)

オ 村長は、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者への避難勧告、避難指示を実施する。

カ 村長は、避難の勧告~~または~~避難指示を行った場合、その旨を大阪府知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに大阪府知事に報告する。(災害対策法第60条)

表 避難準備情報、勧告~~または~~指示の実施責任者及び要件

実施者	災害の種類	要件	根拠
村長 (避難準備情報)	災害全般	人的被害発生のおそれが高く、事態の推移によっては、避難勧告や避難指示発令の可能性があるとき	災害対策基本法 第56条
村長 (勧告 <del>または</del> 指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める	災害対策基本法 第60条第1項

		<u>とき</u>	
<u>村長</u> (「 <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> 」の指示)	<u>災害全般</u>	<u>避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</u>	<u>災害対策基本法第60条第3項</u>
<u>知事</u> ( <u>勧告</u> → <u>または指示</u> )	<u>災害全般</u>	<u>村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、村長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する</u>	<u>災害対策基本法第60条第6項</u>
<u>警察官</u> ( <u>指示</u> )	<u>災害全般</u>	<u>村長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、村長から要求があったとき</u>	<u>災害対策基本法第61条第1項</u>
		<u>人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で、特に急を要するとき</u>	<u>警察官職務執行法第4条第1項</u>
<u>知事、その命を受けた職員又は水防管理者</u> ( <u>指示</u> )	<u>洪水</u>	<u>洪水により著しい危険が切迫しているとき</u>	<u>水防法第29条</u>
<u>知事、その命を受けた職員</u> ( <u>指示</u> )	<u>地すべり</u>	<u>地すべりにより著しい危険が切迫しているとき</u>	<u>地すべり等防止法第25条</u>
<u>災害派遣を命じられた部隊の自衛官</u> ( <u>指示</u> )	<u>災害全般</u>	<u>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合</u>	<u>自衛隊法第94条第1項</u>

## 第2 土砂災害による避難準備の指示

村長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域毎の基準に従い第二次警戒体制（以上の警戒体制）をとった場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。

## 第3 住民への周知・伝達

### 1 勧告→または指示の住民への周知

村長等は、勧告または指示にあたっては、避難の勧告→または指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、消防防災行政無線、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、災害時要援護者避難行動要支援者に配慮する。

- (1) 勧告者または指示者
- (2) 予想される災害危険及び避難を要する理由
- (3) 避難対象地域
- (4) 避難の時期、誘導者（リーダー：避難の誘導は、警察官、消防団員、村職員が行うが、区長会等にも協力を要請する。）
- (5) 避難先
- (6) 避難経路
- (7) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

### 2 勧告及びまたは指示の伝達

避難の勧告または指示の伝達は、富田林警察署、消防団等の協力を得て、あらゆる手段を通じて、当該地域の住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

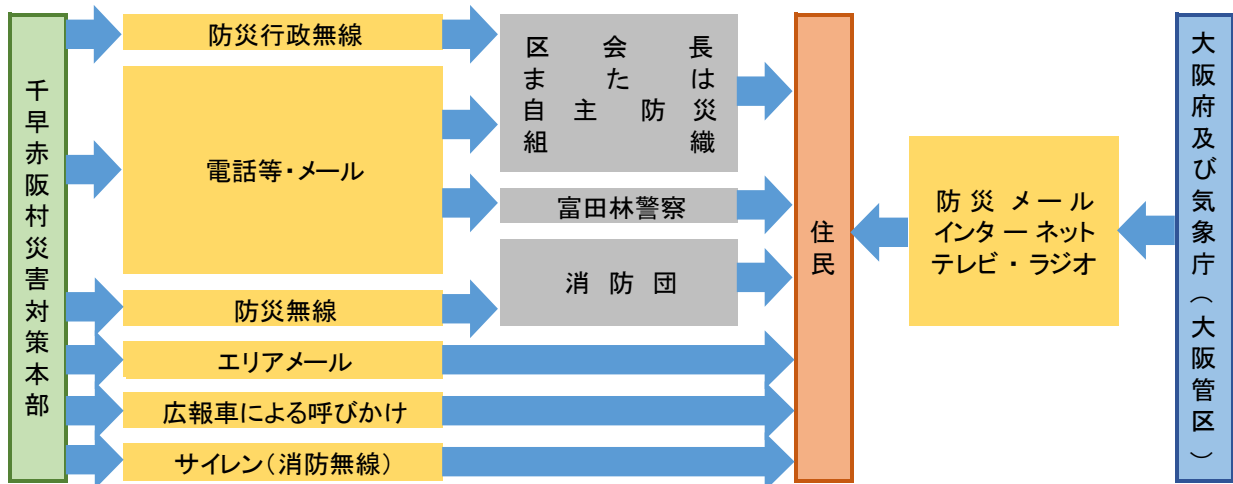
伝達手段・方法等については、次のとおり定める。

- (1) 防災行政無線により、対象地域の住民全般に伝達
- (2) 消防団、富田林警察署に対して対象地域の住民への伝達を依頼
- (3) 自主防災組織・地区長等の協力を得ての組織的な伝達体制、村から連絡先（自主防災組織・地区長等）へ、防災行政無線、電話、携帯電話メール等により多重化した伝達
- (4) 災害時要援護者・**避難行動要支援者**等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への伝達の検討
- (5) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- (6) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼
- (7) 緊急速報メールの活用

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが提供する緊急速報メール等を利用し、ドコモ等の携帯電話に一斉に配信するサービス（一部機種を除く）。エリア内なら誰でも受信が可能で専用着信音とポップアップ表示で素早く情報が得ることができる。

- (8) 防災メール

おおさか防災ネットに接続し登録すれば、どのキャリアの携帯電話でも受信可能で気象庁・大阪府・府内市町村より気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告、避難指示などの防災情報について、メールを配信するサービス。



出典：千早赤阪村避難勧告等判断伝達マニュアル

図 **避難準備情報、避難勧告及びまたは指示の伝達の流れ**

### 3 避難指示文及び信号

避難指示文及び信号は、次のとおりである。

- (1) 指示文

避難勧告等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じ必要な情報を加え、かつ、住民が短時間に内容を認識できる情報量も考慮しながら、以下を参考に伝達例文やひな形を作成する。

・情報伝達の際に留意すべき事項

ア 発令に至った理由（状況）を簡潔に伝達すること

イ 避難に支障となる事象が発生している場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も

合わせて伝達すること

ウ 開設している避難所を伝達すること

エ 指定された避難場所等に避難することが、必ずしも適切な場合ばかりではなく、夜間や暴風の際には、自宅内の比較的安全と思われる部屋等への避難（屋内避難）や近隣建物の高層階への避難（垂直避難）の方が適切な場合があることに留意すること

避難勧告等の伝達文例は、次のとおりとし、状況や伝達先に応じた伝達手段を用いて、土砂災害等の危険性や現在の状況を伝達する。

表 「事前配備警戒情報・避難準備行動情報・避難勧告・避難指示」の伝達文例

発信項目	伝達文例
①事前配備警戒情報	こちらは、千早赤阪村です。 ただ今、*時*分に、*ブロックに対して*災害事前配備警戒情報を出しました。 予想では、3時間後には、**地区で災害発生のおそれがあります。 今後の雨量の状況等に十分ご注意ください。
②避難準備行動情報	こちらは、千早赤阪村です。 ただ今、*時*分に、*ブロックに対して*災害避難準備行動情報を出しました。 予想では、2時間後には、**地区で災害発生のおそれがあります。 お年寄りや体の不自由な方は、自宅の安全な所などに一時避難してください。 今後の雨量の状況等に十分ご注意ください。
③一時避難情報	<del>こちらは、千早赤阪村です。 ただ今、*時*分に、*ブロックに対して*災害一時避難情報を出しました。 予想では、1時間後には、**地区で土砂災害発生のおそれがあります。 自宅の安全な所などに一時避難してください。なお、避難所を開設します。 今後の雨量の状況等に十分ご注意ください。</del>
④避難勧告	こちらは、千早赤阪村です。 ただ今、*時*分に、*ブロックに対して避難勧告を出しました。 **地区で土砂災害発生のおそれがあります。 土砂災害危険区域の方は、直ちに指定された避難所へ避難してください。
⑤避難指示	こちらは、千早赤阪村です。 ただ今、*時*分に、*ブロックに対して避難指示を出しました。 **地区で土砂災害発生のおそれがあります。 土砂災害危険区域の方は、直ちに指定された避難所へ避難してください。

出典：千早赤阪村避難勧告等判断伝達マニュアル

なお、風水害時の土砂災害等の避難勧告→**または**指示等の発令に関し、村域内を5つのブロックに分割し対応する。

表 避難のためのブロックと該当地区及び雨量観測所

ブロック名	区長会(地区名称)及び組名称	雨量観測所
Aブロック	森屋地区及び水分出合地区	役場
Bブロック	川野辺地区、南水分(西)地区及び北水分地区	川野辺
Cブロック	桐山地区、二河原辺地区及び南水分(東)地区	桐山
Dブロック	下東阪地区、上東阪地区、吉年地区、中津原地区、小吹地区及び小吹台地区	小吹
Eブロック	千早地区	金剛山及び石見川

出典：千早赤阪村避難勧告等判断伝達マニュアル







避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させる。
- (3) 避難者は、2～3日分の食糧~~食糧~~食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- (4) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。
- (8) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

---

## 第2 避難者の誘導

---

### 1 避難の誘導

住民の避難誘導に際し、富田林警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や区長会等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、う。また、災害時要援護者避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難の誘導は、消防団員、村職員（救助部）が富田林警察署と連携して行うものとし、地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力安全と統制を図り実施する。  
なお、誘導にあたっては、区長会等とも連絡をとり、協力を求める。
- (2) 誘導にあたっては、定められた避難所へ地区単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、老幼者、障がい者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置し、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 避難者の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両により行う。
- (6) 災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、村では対応不可能なときは、大阪府に協力を要請する。

### 2 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校・幼稚園・保育園、社会福祉施設等集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から村、富田林警察署等関係機関と協議の上、次の事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

災害時には、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・措置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）

- (9) 通学路、避難路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）
- (10) 警戒区域の設定

### 3 避難路の確保

村及び富田林警察署、道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

## 第3 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、村長が発令するいとまのないときは、本部事務局、その他の関係部が実施する。この場合、事後直ちにその旨を村長に報告しなければならない。なお、大阪府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

### 1 設定者

- ~~(1) 村長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)~~
- ~~(2) 大阪府知事は、村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは村長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。(災害対策基本法第73条)~~
- ~~(3) 警察官は、村長（権限の委託を受けた村の職員を含む）が現場にいないとき、または村長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)~~
- ~~(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)~~
- ~~(5) 消防吏員または消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。(消防法第23条の2、28条、36条)~~
- ~~(6) 消防団長、消防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第14条)~~

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
村長	災害全般	村長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	知事は、村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは村長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条第1項
警察官	災害全般	警察官は、村長（権限の委託を受けた村の職員を含む）が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員は、火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項、第36条第7項、第23条
警察官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行う。	消防法第28条第2項、第36条第7項
消防長	火災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が	消防法第23条の2第1

又は 消防署長		<u>発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ</u> <u>が著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は</u> <u>財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき</u> <u>は、火災警戒区域を設定する。</u>	項
警察署長	火災	<u>消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若</u> <u>しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消</u> <u>防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。</u>	消防法 第23条の2第2 項
水防団長 水防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水	<u>水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定</u> <u>する。</u>	水防法 第21条第1項
警察官	洪水	<u>水防団長、水防団員、消防機関に属する者が居ないとき、</u> <u>又はこれらの者の要求があったときは警戒区域の設定等を行</u> <u>う。</u>	水防法 第21条第2項

## 2 規制の内容及び実施方法

村長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立入禁止の措置を講ずるとともに、富田林警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

また、警戒区域の設定については、富田林警察署、消防団等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に、縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置するものとする。

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表

## 第2節 避難所の開設・運営等

村は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、~~食糧~~食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

~~村は~~また、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

### 第1 避難所の開設

村は、避難収容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする。

- (1) 村長は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。
- (2) 各施設管理者は、避難所を開設したときは、直ちに被災者を収容し、その把握に努めるとともに、建物の維持管理を行う。
- (3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を大阪府知事及び富田林警察署長に報告する。閉鎖したときも同様に報告する。
  - ア 開設の日時、場所
  - イ 箇所数及び収容人員
  - ウ 開設期間の見込み
  - エ 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険区域名または土石流危険溪流名等災害危険区域名）
- (4) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。
- (5) 村は、あらかじめ選定した福祉避難所についても、開設に必要な準備を行う。

### 第2 避難所の管理、運営

村は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

#### 1 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
  - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
  - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
  - ア 避難準備情報、~~避難勧告~~指示、避難指示が発せられた場合
  - イ 避難準備情報、~~避難勧告~~指示、避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

#### 2 災害対策本部との連絡体制

避難所責任者は、避難者、傷病者の数、生活必需物資の状況、その他避難所の状況などを定

期的に防災行政無線及び電話などで報告する。

### 3 各地区会、自主防災組織及び施設管理者との連携

避難所管理者は、各地区、自主防災組織及び施設管理者と協力し、災害対策関連情報の提供、物資配分などに従事し、避難所の効率的な運営に努める。

### 4 避難所の運営・管理の留意点

避難所の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、村は避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (1) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの衛生管理の徹底に努める
- (5) 災害時要援護者要配慮者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況及び男女のニーズの違いなど、男女双方の視点への配慮
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

---

## 第3 福祉避難所の開設

各避難所責任者は、収容した人の中から福祉避難所への収容が望ましいと判断される要援護高齢者、障がい者等について本人の意思を確認し、福祉担当者~~と連携を取りながら行うこととする。~~

また、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者避難行動要支援者に対しては、福祉避難所への移動等の支援を行う。

---

## 第4 避難所の早期解消のための取り組み

村は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、村は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。とともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、村、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

### 1 避難所の縮小・閉鎖

村は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点で

災害対策本部の判断により、段階的に避難所を閉鎖していく。

(1) 避難所の縮小閉鎖計画の作成

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設、避難者を他の施設へ移送し閉鎖する施設を判断し避難所の縮小閉鎖計画を作成する。

(2) 避難所の縮小

避難所の管理計画に基づき、避難者を応急仮設住宅、条件の良い避難所に移送し、避難所数を縮小する。

(3) 避難所閉鎖の決定

状況に応じて、災害対策本部の判断により、段階的に避難所を閉鎖していく。

(4) 大阪府等への報告

村は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに大阪府及び関係機関等に報告する。

資料 2-4 避難地場所・避難所一覧表

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表



### 第3節 災害時要援護者避難行動要支援者への支援

村及び大阪府は、被災した災害時要援護者避難行動要支援者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を推進する行う。

#### 第1 災害時要援護者避難行動要支援者等の避難誘導

在宅要援護高齢者、障がい者等災害時要援護者避難行動要支援者の避難にあたっては各地区、ボランティア団体等の協力を得ながら、安全に配慮し避難がなされる誘導を検討する。

#### 第2 災害時要援護者避難行動要支援者等の被災状況の把握等

##### 1 災害時要援護者避難行動要支援者等の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 村は、災害発生直後には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、災害時要援護者避難行動要支援者等の避難支援や安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。~~を行うとともに、~~単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導に努める。

また、村及び大阪府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 村及び大阪府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

##### 2 福祉ニーズの把握

村は、被災した災害時要援護者避難行動要支援者等の要配慮者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

#### 第3 被災した災害時要援護者避難行動要支援者等への支援活動

避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても、十分配慮する。

##### 1 在宅福祉サービス等の継続的提供

村は、被災した災害時要援護者避難行動要支援者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等の他、施設の被災の状況をみながらデイサービス、ショートステイ事業等の利用など在宅福祉サービスの継続的な提供に努める他、福祉関連情報の伝達や避難所生活支援、健康担当者と連携した健康管理等のサービスに努める。

村は、大阪府と連携して被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

##### 2 災害時要援護者避難行動要支援者等の施設への緊急入所等

村は、大阪府と連携して、社会福祉施設等入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者、避難行動要支援者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所をあっせんする。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。

#### 第4節 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、要求を待ついとまがないときは、村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を村に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、村長と協議を行う。協議を受けた村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第5章 交通対策、緊急輸送活動

### 第1節 交通規制・緊急輸送活動

村及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

富田林警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

#### 第1 陸上輸送の確保

##### 1 緊急交通路の確保

(1) 大災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

富田林警察署警察は、あらかじめ選定された「重点14路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府下への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

富田林警察署は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、大阪府、村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき広域及び地域緊急交通路について交通規制等必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

##### 2 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶したときは、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、緊急交通路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

##### 3 緊急交通路の周知

村、大阪府、富田林警察署及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

#### 第2 交通規制計画

災害時における交通の混乱を防止するとともに、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材の輸送を確保する。

##### 1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行うが、道路管理者及び富田林警察署等は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

表 交通規制の範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道路管理	村長 大阪府知事 国土交通大臣	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項第4項
自衛官 消防吏員または 消防団員		警察官がその場にはいない場合に、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある場合	災害対策基本法 第76条の3

## 2 相互連絡

村は、大阪府、富田林警察署、各道路管理者と、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止または制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

## 3 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止するものとする。

## 4 交通規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官または関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

## 5 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

## 6 警察官、自衛官及び消防吏員または消防団員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員または消防団員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

## 第3 緊急輸送計画

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送

するため、各機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

### 1 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- ア 被災者
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食糧~~食料~~、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

### 2 緊急通行車両等の確保

輸送にあたっては、車両、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、次のとおりとする。

(1) 車両の確保

現在、村で保有する車両等は、資料編のとおりである。

(2) 村内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して大阪府に調達あっせんを要請する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員または輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

### 3 緊急通行車両の事前届出及び確認申請

(1) 事前届出済の車両

村は、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに届出済証を大阪府公安委員会へ提示し、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標章の交付を受ける~~ものとする~~。

(2) その他の車両

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止または制限を行った場合、大阪府知事(危機管理室)または大阪府公安委員会に対して、緊急通行車両の確認申請を行い、所定の証明書及び標章の交付を受ける~~ものとする~~。

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両である。

### 4 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、大阪府知事または大阪府公安委員会から交付された証明書及び標章を、車両の前面の見易い位置に貼付けて輸送を実施する。

### 5 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に千早赤阪村B&G海洋センターに集積する。

### 6 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。



- 資料 2-5 村の保有車両  
資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表  
資料 5-4 広域緊急交通路：重点 14 路線

## 第4 航空輸送

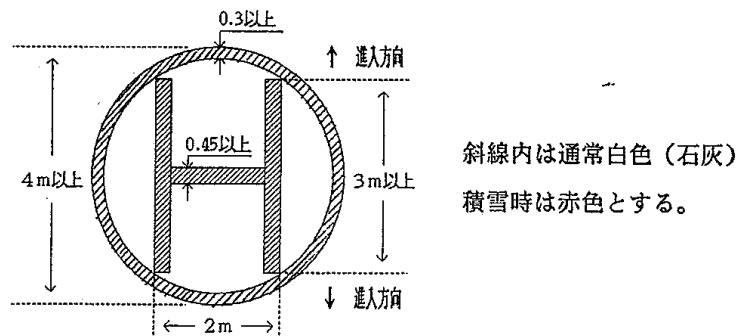
### 1 輸送基地の確保

村は、輸送基地の拠点として千早赤阪村B&G海洋センターを指定し、円滑な活用ができるよう整備を行う。

### 2 ヘリポートの設置

村は、災害派遣要請を行った場合などで、ヘリポート（村民運動場及び大阪府立金剛登山道第2駐車場）を使用する場合には、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期す~~ることとする~~。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときには、十分に散水しておく。  
また、積雪時は除雪または圧雪しておく。
- (2) 離着陸時は、安全のために関係者以外のものを接近させないようにする。
- (3) ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるようにヘリポート近くに吹き流しまたは旗をたてる。  
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示すため発煙筒を焚く等の対策をとる。
- (5) 着陸地点には次の図を標準としたⓐを表示する。



- (6) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備する。
- (7) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (8) ヘリポートの使用にあたっては、大阪府災害対策本部及び施設等管理者に連絡する。

### 3 輸送手段の確保

村は、大阪府、大阪市消防局、富田林警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

### 4 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合または山間僻地等孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、災害時用臨時ヘリポートを指定して、大阪府に調達あっせんを要請する。



## 第2節 交通の維持復旧

道路施設管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

### 第1 交通の安全確保

#### 1 被害状況の報告

道路施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府に報告する。

#### 2 道路施設管理者における対応（村、大阪府）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、富田林警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回道路への誘導等適切な措置を講ずる。

### 第2 交通の機能確保

#### 1 障害物の除去

~~(1) 村は、道路法及び災害対策基本法に基づき村内建設業者等と連携して、早期に確保すべき地域緊急交通路や村道・農道等における道路啓開を行い、交通の支障となる障害物を除去する。また、国道・府道等についても各管理者に協力して障害物の除去に努める。~~

~~(2) 災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地の他に、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積する。  
なお、村の集積場所では処理しきれない場合は、大阪府及び近隣市町に協力を求めるものとする。~~

#### 2 障害物の除去の優先順位

- (1) 住民の生命安全を確保するための重要な道路（避難路）
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎよ線をはる道路）
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急輸送予定路線）
- (4) その他災害応急対策活動上重要な道路

#### 3 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等については、村内の建設業者等から調達する他~~ほ~~か、他の市町や大阪府に応援を要請する。

#### 4 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等の~~他~~ほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。なお、村の集積場所では処理しきれない場合は、大阪府及び近隣市町に協力を求める。

#### 5 道路施設管理者における復旧（村、大阪府）

- (1) 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報

する。

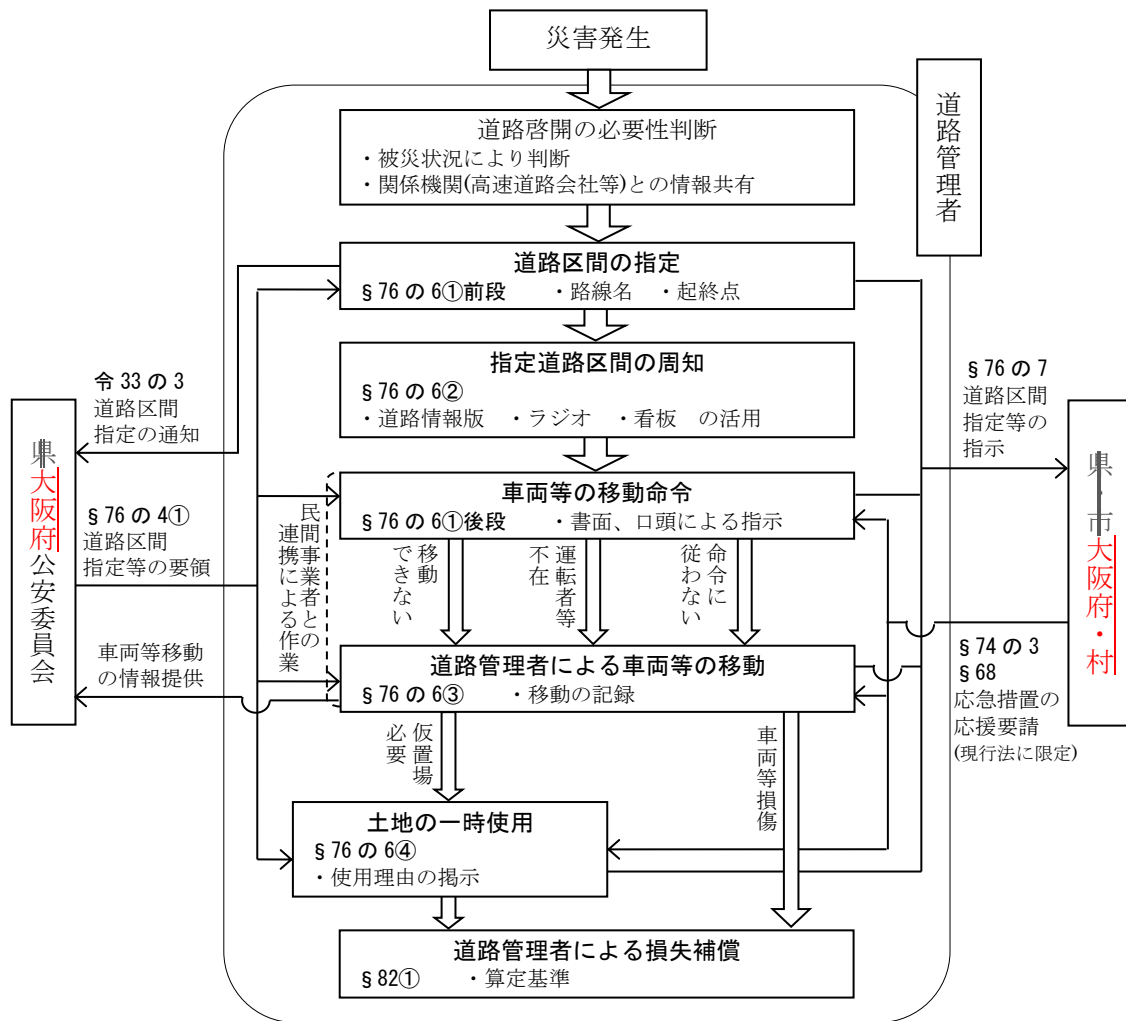
(4) 村は、現場付近の空地に一時的に集積する糞ほか、災害を拡大させ、あるいは応急対策実施上支障が生ずるおそれのない適切な場所を選定し、集積する。

(5) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

## 6 災害時における車両の移動等

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、府公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。



資料「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」(平成26年11月・国土交通省)より

図 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

## 第6章 二次災害防止、ライフライン確保

### 第1節 公共施設応急対策

村及び防災関係機関は、余震又は洪水、土砂災害及び建築物の倒壊などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

#### 第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設 など）

村及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

また、村及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

##### 1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者 (村長)、ため池等管理者、消防団長富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、直ちにその旨を現地指導班長、富田林警察署長及び氾濫する方向の近隣水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 村長大阪府知事またはその命を受けた職員若しくは水防管理者 (村長)は、避難のための立退きを指示する。
- (3) 水防管理者 (村長)、ため池等管理者または消防団長 富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

##### 2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 村及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 村、大阪府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 村、大阪府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策、または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、村は大阪府森林組合や所有者等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。
- (5) 村は、災害の範囲が著しく拡大し、行政では対処できないと判断したときは、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は村の要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。
- (6) 村は、宅地の危険度判定を要すると認めるときは、大阪府に登録している宅地危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

##### 3 その他公共土木施設

- (1) 村及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。

- (2) 村、大阪府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 村、大阪府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

#### 4 土砂災害危険箇所

村は、二次災害の防止のため、必要に応じ、大阪府に斜面判定士の派遣を要請する。

大阪府は、村の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、大阪府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

#### 5 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

---

## 第2 公共建築物

---

村及び大阪府は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

---

## 第3 応急工事

---

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

## 第2節 民間建築物等応急対策

関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

### 第1 民間建築物等

#### 1 民間建築物（地震時のみ）

村は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。村は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

#### 2 宅地

村は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。村は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

### 第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

#### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。村はまた、必要に応じ、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

#### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

### 第3 放射性物質（~~原子力施設~~放射性同位元素に係る施設等）

#### 1 施設の点検、応急措置

原子力事業者等放射性同位元素を扱う事業者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

#### 2 避難及び立入制限

~~原子力事業者等~~放射性同位元素を扱う事業者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

### 第4 文化財

指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を村教育委員会に報告する。また、村教育委員会は国・府指定の文化財について大阪府教育委員会へ報告する。村教育

委員会は被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対して応急措置に関する指導・助言を行う。



## 第3節 ライフライン・放送の確保

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

### 第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じたときは村に報告する。
- 2 関西電力株式会社羽曳野営業所、大阪ガス株式会社南部事業本部及び西日本電信電話株式会社大阪東営業支店は、サービス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、村に報告する。

### 第2 ライフライン事業者における対応

#### 1 上水道（村、大阪広域水道企業団）

##### (1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、府警察警察署及び付近住民に通報する。

##### (2) 応急給水及び復旧

ア 村は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合に府が設置する大阪広域水道震災対策中央本部と連携して応急給水、復旧を行う。「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき、大阪府、41市町及び大阪広域水道企業団が設置する大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と連携して応急給水、復旧を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

##### (3) 施設の応急復旧

###### ア 取水施設

取水施設の被災に対しては、応急復旧を行う。

###### イ 浄水施設

(a) 各浄水場は、原水のろ過能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。

(b) 沈殿池、浄水池及びろ過池の被害に対しては応急復旧を行う。

###### ウ 送水ポンプ施設

ポンプ所には、送水のための自吸式ポンプ等を設置して送水の応急措置をとるとともに、災害時の停電を考慮し、自家発電等により制御機器を操作し、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。

###### エ 送水施設

(a) 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

(b) 自然流下水路の被害に対しては、応急復旧を行う。

(4) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 2 下水道（村、大阪府）

(1) 応急措置

- ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発動電機によるポンプ運転を行う。
- イ 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ウ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、消防機関、警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急措置及び復旧対策

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 被害状況等によっては、要請に基づき、大阪府から支援を受ける。

(3) 広報

- ア 生活水の節水に努めるよう広報する。
- イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 3 電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府、消防機関、~~府警察~~警察署及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ウ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- エ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- オ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## 4 ガス（大阪ガス株式会社等）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- エ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(3) 広報

- ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

## **5 ガス（一般社団法人大阪府エルピーガス協会）**

### **(1) 応急措置**

早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとる。

ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行う。

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図る。

### **(2) 復旧**

個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行う。なお、この場合、消防機関と協議する。

### **(3) 広報**

消防機関、警察と相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求める。

## **5-6 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））**

### **(1) 通信の非常疎通措置**

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
- エ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

### **(2) 通信の確保と応急復旧**

- ア 災害救助法が適用された場合等には、避難地場所・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。
- イ 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ウ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- エ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

### **(3) 広報**

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## **7 電気通信（NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）**

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

- ~~(1) 電気通信施設の整備及び保全~~
- ~~(2) 災害時における電気通信の疎通~~
- ~~(3) 災害用伝言板サービスの提供~~

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話は、一般の通話に優先して取り扱う。

エ 安否等の情報の円滑な伝達のため、災害用伝言サービス等を提供する。

(2) 通信の確保と応急復旧

ア 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、避難所への携帯電話等の貸出しに努める。

イ 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

ウ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要因・資材および輸送の手当てを行う。

エ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 第4節 農林関係応急対策

村及び大阪府森林組合等は、災害時において農林業施設等の被害を早期に調査し、連携して農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

### 第1 農業用施設・農作物

村及び大阪府農業協同組合は、大阪府と連携して、地割れなどにより農地、農業施設及び農作物に被害が生じたときは、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

#### 1 農業施設応急対策

- (1) 村は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上で応急対策を実施する。

#### 2 農作物応急対策

##### (1) 災害対策技術の指導

村は、被害を最小限に食い止めるための技術指導を南河内農と緑の総合事務所農の普及課の指導により、農業団体等と協力し、実施する。

##### (2) 水稲採種種子の確保、あっせん

必要に応じ、水稲採種種子のあっせんを大阪府種子協会に依頼し、確保を図る。

##### (3) 病虫害の防除

農作物の各種病虫害の防除については、大阪府環境農林水産部農政室推進課病虫害防除グループ及びその他関係機関と協力して実施する。

### 第2 畜産

村は、防災関係機関の協力を得て、家畜感染症の予防等、災害時における畜産に関する応急対策を行う。

- (1) 村は、大阪府や畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 感染症の発生等については、速やかに大阪府に連絡し、大阪府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (3) 一般の疾病の発生については、獣医師と協力し治療に万全を期するものとする。
- (4) 感染症発生畜舎の消毒については、大阪府の指示により実施する。  
なお、消毒薬品は、大阪府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、大阪府にあっせんに要請する。
- (5) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、大阪府に依頼して政府保管の飼料の払下げを求める。

### 第3 林産物

村は、大阪府及び大阪府森林組合等の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。また、被災林地については、大阪府に対し、事業の実施を要請するなど早期復旧を図る。

## 第7章 被災者の生活支援

### 第1節 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、村は府と連携して、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

大阪府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、村のオペレーション体制の整備を支援する。

### 第2節 住民等からの問い合わせ

村及び大阪府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、村及び大阪府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。



## 第3節 災害救助法の適用

### 第1 法の適用

大阪府知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省~~内閣府~~が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、~~厚生労働~~内閣総理大臣と協議する等必要な措置を講じ、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

#### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、村の人口から適用される具体的適用基準は、次のとおりである。

- (1) 村の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- (2) 大阪府の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、村の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が20世帯以上であること。
- (3) 大阪府の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域に発したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

#### 2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

また、世帯及び住家の単位は次のとおりとする。

##### (1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

##### (2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

#### 3 住家の滅失等の認定

##### (1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

##### (2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの。

##### (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

のうち(1)、(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 4 災害救助法の適用手続

- (1) 村長は、本村における災害による被害の程度が、前記1の「災害救助法の適用基準」の各

号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を大阪府知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

- (2) 村長は、前記1の「災害救助法の適用基準」の(4)及び(5)の状態では被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請する。
- (3) 村長は、災害の事態が急迫して大阪府知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに大阪府知事に報告するとともに、その後の措置について大阪府知事の指揮を受けるものとする。

---

## 第2 救助の内容

---

### 1 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については大阪府が実施し、その他については、村に委任して実施する。

- (1) ~~避難所及び~~収容施設~~(応急仮設住宅を含む)~~の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) ~~災害にかかった~~被災者の救出
- (6) ~~災害にかかった~~被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または~~の~~貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた~~障害物~~土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 2 職権の一部委任

大阪府知事が、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行う~~こととする~~ことができる。(災害救助法第30条)

なお、上記により村長が行う事務のほか、村長は、大阪府知事が行う救助を補助する~~ものとする~~。

---

## 第3 救助の基準

---

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、~~厚生労働~~内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表

## 第4節 緊急物資の供給

村及び大阪府は、被災者の生活の維持のため必要な食糧食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮するものとするとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分考慮するものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

村及び大阪府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、村は大阪府に要請することができるとともに、大阪府は、村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。

### 第1 給水活動

村は、災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最少小限度必要な量の飲料水を供給する。また、必要に応じ、大阪府において震度5弱以上の地震が発生した場合に設置される大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と協力し給水活動を実施すると連携を図る。

#### 1 計画目標

- (1) 水道の復旧期間の目標は概ね4週間とし、災害発生直後の給水量は、住民一人あたり一日3リットルを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増量するものとする。
- (2) 給水については、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を実施する。
- (3) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水地点に出向き給水を受けることを原則とする。
- (4) 災害時に備え、村に応急給水用資機材を備える。
- (5) 震災時に備え、各家庭に20～60リットル程度の水を常備するよう推奨する。

#### 2 飲料水の確保

飲料に適した水の確保については、次の方法によって行う。

- (1) 戸別の配管が破損した場合については、浄水場等の水を確保する。
- (2) 浄水の確保ができない場合については、近隣市町や大阪府の応援を要請する。大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部へ応援を要請する。

#### 3 給水方法

村は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 拠点給水場所は、避難所、公園等特定の場所で給水する。
- (2) 搬送給水は、給水車等により、給水する。
- (3) 最寄りの水道施設からの応急配管により、仮設共用栓をつくり供給する。
- (4) 給水については、原則として日没までとし、必要により夜間も実施する。
- (5) 給水方法については、村の広報車等を通じて、住民に周知する。
- (6) 村で保有する応急給水資機材が不足する場合は、近隣市町や大阪府に調達・あっせんを要

請する。大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部に調達・あつせんを要請する。

- (7) ~~ペット~~ボトル水・缶詰水等の配布
- (8) 以上の方法において応急給水を行っても、住民の飲料水が確保できないときは、~~府及び近隣市町~~に応援を要請する。や大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部に応援を要請する。

表 水道水源施設の名称、所在地及び施設能力・貯水容量

名称	住所	施設能力
千早浄水場	千早889-1	<del>300</del> 233m <sup>3</sup> /日
岩井谷浄水場	東阪771-2	1,650 m <sup>3</sup> /日
川野辺受水場	川野辺66-1	<del>676</del> 500 m <sup>3</sup>
上東阪配水池	東阪657-1、659- <del>4</del> 6	2,000 m <sup>3</sup>
下東阪配水池	東阪390-3	<del>400</del> 410 m <sup>3</sup>
小吹台低区配水池	小吹68-964	1,500 m <sup>3</sup>
小吹台高区配水池	小吹219-2	500 m <sup>3</sup>
二河原辺低区配水池	二河原辺52-5	<del>160</del> 70 m <sup>3</sup>
二河原辺高区配水池	二河原辺185-甲	40 m <sup>3</sup>
水分低区配水池	水分919、 <u>1180</u>	<del>1,050</del> 980 m <sup>3</sup>
水分高区配水池	水分851-3	<del>275</del> 280 m <sup>3</sup>
中津原第1ポンプ場貯水池	中津原 <del>366-3</del> <u>478-4</u>	18 m <sup>3</sup>
<del>中津原第2ポンプ場貯水池</del>	<del>中津原545-2</del>	<del>20 m<sup>3</sup></del>
<u>千早配水池</u>	<u>千早892-4</u>	<u>300 m<sup>3</sup></u>

資料 2-8 上下水道課資機材の保有状況

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表

## 第2 食糧食料の供給

村は、災害時においては、迅速かつ円滑に、食料を確保、供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町、日本赤十字社大阪府支部に応援を要請した場合は、大阪府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

### 1 食糧食料の調達

- (1) 村は、災害救助法により災害時の応急給食を実施する。
- (2) 食糧食料の調達については村で備蓄している重要物資を活用するほか、民間との災害物資の協定により業者等において調達するものとし、なお不足する場合は、村が大阪府及び近隣市町に対し、応援を要請するものとする。

ただし、災害救助法適用時には、「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に規定する手続きにより、大阪府から米穀、~~乾パン~~、漬物の供給を求めることができる。

表 大阪府災害救助用食糧食料緊急引渡要領による数量

区分/品目	米穀	<del>乾パン</del>	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	<del>1人1食当たり</del> <del>115g</del>	1人1食当たり 20g

災害救助従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	<del>1人1食当たり 115g</del>	1人1食当たり 20g
------------	--------------------------------------	-----------------------------	----------------

## 2 食糧食料の供給

(1) 食糧食料の応急供給は、次により村長がその実施の必要があると認めたとときに行うものとする。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があるとき。

イ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者に対し給食を行う必要があるとき。

(2) 供給品目

供給品目は、発災直後は原則として乾パン、缶詰、アルファ化米等を中心とするが、状況により調理施設が使用できる場合は、炊き出しを実施する。

(3) 供給方法

被災者に対する食糧食料供給についての確保及び炊き出し供給については、自主防災組織等、その他住民組織の協力を得て実施し、被災者に不安を抱かせないよう迅速に処理するものとする。

ア 炊き出しは、避難所等適当な場所において実施する。

イ 炊き出し以外の食品の供給については、供給品目、数量等を明らかにし被災者間に不公平が生ずることのないよう適切に実施する。

ウ 食糧食料品の供給にあたっては、特に衛生的に取り扱うことに注意する。

エ 炊き出しは、原則として災害発生の日から7日以内とする。

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表

資料 4-3 災害時における物品の供給協力に関する協定書

資料 4-6 府災害用備蓄物資

資料 4-10 災害時における物資の供給協力に関する協定書

## 第3 生活必需品の供給

村は、災害時においては、迅速かつ円滑に、被服、寝具等の必要な生活必需品等の物資を確保、供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町、日本赤十字社大阪府支部に応援を要請した場合は、大阪府に報告する。

(1) 避難所毎の必要量算定

(2) 災害用備蓄物資の供給

(3) 協定締結している物資の調達

### 1 調達及び配分方法

(1) 生活必需品の調達方法

村のみで、必要量が確保できない場合は、大阪府に対し物資の調達あっせんを依頼する他、ほか、他の市町に応援を要請する。

また、災害救助法が適用された場合については、大阪府の備蓄物資を備蓄倉庫から受け取る他、必要に応じて日本赤十字社大阪府支部に対して毛布、日用品の備蓄物資の供給を要請する。

(2) 配分の方法

生活必需品の配分は、それぞれ世帯構成人数に応じて配分する。

なお、この配分にあたっては、区長会、自主防災組織等の協力を得て行う。

## 2 給与または貸与の対象者及び品目

### (1) 対象者

- ア 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### (2) 品目

村は、生活必需品として次のような物資の確保を図る。

表 生活必需品の確保

項目	生活必需品の例
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着
身の回り品	タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁等
食器	茶碗、皿、箸、ほ乳ビン等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、上敷き、ござ等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料等



## 第5節 住宅の応急確保

村は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

### 第1 被災住宅の応急修理

村は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者に対して、応急修理を府から委任された場合には、その住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。なお、災害救助法が適用されない場合は、村が行う。

#### (1) 対象者

災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では応急修理ができない者に対して行う。

#### (2) 修理の方法

日常生活に必要な欠くことのできない部分の応急的修理に限定して、現物給付をもって行う。

#### (3) 応急修理の基準

修理戸数、費用の限度及び実施期間等については、災害救助法の基準によるものとする。

### 第2 住居障害物の除去

村は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して、村内の土木業者等の協力を得て障害物の除去を行う。

また、障害物の除去について、必要に応じて府に対し、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

障害物を除去する対象は、次のとおりとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない者または日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所等のような場所のみを対象とする。
- (2) 住家は、半壊または床上浸水したもので、自己の資力をもってしても、障害物の除去を実施し得ない者に限りその対象とする。

### 第3 応急仮設住宅の建設

村は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対して、大阪府から委任された場合には、大阪府と建設場所、建設戸数等について十分に調整した上で、応急仮設住宅を建設し、供与する。

#### 1 応急仮設住宅の建設

- (1) 応急仮設住宅の建設は、20日以内に着工する。
- (2) 応急仮設住宅の管理は、大阪府と協力して行う。
- (3) 大阪府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (5) 高齢者、障がい者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(6) 応急仮設住宅の建設場所は、村民運動場及び**多目的広場**~~旧野外活動センター~~を予定しているが、被害の状況等をみながら次の点について考慮する。

ア 敷地は飲料水が得易く、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。

イ 交通、教育、被災者の生業の利便等について考慮の上選定する。

(7) 応急仮設住宅の設置戸数・規模・費用の限度・期間等については、災害救助法の定めるところによる。

## 2 応急仮設住宅への入居

入居者の選定にあたっては、民生委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を十分調査するとともに、大阪府知事の委任を受けて村長が実施する。なお、入居対象者の基準は、次のとおりとする。

(1) 住家が全焼、全壊または流失した者

(2) 居住する住家がない者

(3) 自己の資力をもってしては、住宅を確保することができない者

## 3 建設資機材及び業者の確保

応急住宅の建設にあたっては、建設業者等に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、村だけでは、対応できない場合は、他の市町や大阪府に応援を要請する。

---

## 第4 応急仮設住宅の運営管理

---

村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、村と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

---

## 第5 公共住宅への一時入居

---

村及び**大阪府**は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、**大阪府**・市町村営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

---

## 第6 住宅に関する相談窓口設置等

---

- 1 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 村及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表

## 第6節 応急教育

災害の発生またはそのおそれがある場合の児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害、児童生徒の被災による通常の教育を行えない場合の文教施設の応急復旧、児童生徒に対する応急教育及び学用品の給与等を実施する。

### 第1 実施責任者

- (1) ~~千早赤阪~~村立小・中学校等の応急教育及び村立文教施設の応急復旧対策は、村教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の措置については、学校長が具体的な応急対策をたてる。

### 第2 事前準備

#### 1 応急計画の作成

学校長は、学校の立地条件を考慮し、災害時の応急計画を作成するとともに、指導の方法について明確な計画を立てておく。

#### 2 事前措置

学校長は、災害の発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守する。

- (1) 学校行事、会議、出張等を中止すること。
- (2) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討すること。
- (3) 大阪府教育委員会~~庁~~、富田林警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行うこと。  
時間外においては、学校長は所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと。

### 第3 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長または学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休業等の措置を行うなど、臨機の措置をとる。

- (1) 授業開始後にあつては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添う~~ものとする~~。ただし、保護者が不在の者または住居地域に危険のおそれのある場合は、学校等において保護する。  
なお、幼稚園については、保護者等に連絡し園児を手渡しする。
- (2) 登校前に休業の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者・児童生徒等に連絡する。
- (3) 災害が広域にわたると予想される場合には、大阪府教育庁から、ラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に措置する~~ものとする~~。
- (4) 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで中止する。
- (5) 学校長は、洪水等で校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。
- (6) 学校長は、臨時に休業等の措置をとったときは、直ちにその旨を教育部に報告する。
- (7) 学校長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部に連絡し、応急対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保し、万全

の体制を確立する。

---

## 第4 教育施設の確保

---

### 1 教育施設の応急整備

村及び大阪府教育委員会~~は~~は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

### 2 教育施設の保全

教育施設及び備品等の被害を最少~~小~~限に防止するため、施設の長は、施設の防災措置を講じ、停電、断水等予想される事故に対する措置を行う。

---

## 第5 応急教育の確立

---

### 1 応急教育の実施

文教施設の被災または児童生徒の被災により、通常の実施することが不可能な場合における応急教育は、次のとおり実施する。

#### (1) 授業時数の確保

ア 災害による休業、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、授業時数の確保を図る。

イ 長期にわたる休業の場合については、自宅学習または各地区の組織に区分して応急教育を実施する。

#### (2) 教職員の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要があるため、村教育委員会は、大阪府教育委員会~~は~~と十分な調整を図る。

### 2 児童生徒の健康保持

村、大阪府教育委員会~~は~~及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、富田林保健所、富田林子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

### 3 学校給食の応急措置

学校長、村及び大阪府教育委員会~~は~~は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

学校給食は、できる限り継続実施する~~ものとする~~。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。また、給食再開にあたっては、衛生管理に十分に注意する。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊き出しに、学校給食施設を使用したとき。

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。

(3) 感染症及び食中毒の危険が発生し、または発生が予想されるとき。

(4) 給食物資の調達が困難なとき。

(5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき。

(6) 給食の実施が適当でないと認められるとき。

---

## 第6 就学援助等

---

村及び大阪府教育委員会~~は~~は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった

児童・生徒に対し、援助する。

### 1 学用品の給与

学用品の給与については、災害救助法の定めにより実施する。

#### (1) 給与品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

#### (2) 給与対象者

住家が全壊、流失、半壊または床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を喪失またはき損したもの

### 2 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて、保育児童の安全に十分に配慮するものとする。

### 3 児童・生徒の健康管理

村教育委員会及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、富田林保健所、富田林子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

## 第7節 自発的支援の受入れ

村内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

### 第1 ボランティアの受入れ

村及び千早赤阪村社会福祉協議会は、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

#### 1 受入れ窓口の開設

村は、~~千早赤阪村社会福祉協議会には~~、村と連携して災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口を設置し、開設する。~~社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。~~

#### 2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。また活動内容としては、およそ次の範囲とする。

- (1) 避難誘導補助及び避難者支援
- (2) 救護物資の配布支援
- (3) 避難所運営支援
- (4) 避難行動要支援者等の要配慮者支援
- (5) 清掃の実施
- (6) その他災害応急対策に関する作業

### 第2 義援金品の受付・配分

本村等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は~~村は、村、大阪府、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、大阪府及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。~~

#### 1 義援金品の受付

##### (1) 受付

ア) 村に寄託される義援金品、見舞金は、原則として総務課で開設して窓口として受付~~と~~収納する。

イ) 日本赤十字社大阪支部に寄託される義援金は、健康福祉課福祉室に窓口を設置し、受付ける。

##### (2) 配分

ア) 義援金の配分方法については、関係する機関が協議して決定する。

イ) 村は、大阪府または日本赤十字社から配分を委託された義援金を配分する。

##### ~~(3) 受領書の発行~~

~~義援金品の受領については、寄託者に受領書を発行する。~~

#### 2 義援金品の配分義援物資

##### (1) 配分の基準受付

村に寄託される義援物資は、健康福祉課に窓口を設置し、受付ける。

義援物資の募集に際し、または電話により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し



出人の善意に十分配慮し、次の事項にも配慮頂くよう要請する。 ~~た義援金品及び大阪府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金品の配分にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成等を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分する。~~

ア) 受け入れ品目の限定

(a) 必要とする物資

(b) 不要である物資

(c) 当面必要でない物資

イ) 義援物資送付の際の留意事項

(a) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること

(b) 複数の品目を梱包しないこと

(c) 腐敗する食料は避け、可能な限り義援金としてお願いする

(2) 配分計画の作成・保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、庁舎内の適当な場所で保管する。また、受け入れた義援物資は、数量等を把握し、種類、品目ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理する。

~~ア 義援金品の配分については、住民課・健康福祉課及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。~~

~~イ 義援金品の配分は、住民課・健康福祉課が、各種民間団体の協力を得て実施する。~~

(3) 配分方法

義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。 ~~配分にあたっては、社会福祉協議会及び地区等に協力を要請し、配分業務を依頼する。~~

~~3 義援金品の保管、輸送~~

~~(1) 義援金品の輸送~~

~~義援金品の輸送は、第5章第1節「交通規制・緊急輸送活動」による。~~

~~(2) 保管~~

~~義援品の保管については、住民課・健康福祉課と総務課が協議し、配分が完了するまで一時保管場所として庁舎内の適当な場所を確保するものとする。~~

~~4 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮~~

~~被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。~~

~~村は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、大阪府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。~~

---

## 第3 海外からの支援の受入れ

---

村及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

### 1 国との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。

### 2 支援の受入れ

(1) 村及び大阪府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 村及び大阪府は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
- ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

---

#### **第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等**

---

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

##### **1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付**

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

##### **2 被災者が差し出す郵便物の料金免除**

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

##### **3 被災地あて救助用郵便物の料金免除**

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

##### **4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分**

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

## 第8章 社会環境の確保

### 第1節 保健衛生活動

村及び大阪府は、感染症及び食中毒の予防並びに被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第1 防疫活動

村及び大阪府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）、及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

##### 1 防疫活動の実施

- (1) 村は、大阪府の指導、指示、命令により、次の防疫活動を実施する。
  - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - ウ 避難所の防疫指導
  - エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
  - オ 衛生教育及び広報活動
- (2) 村は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、富田林保健所に協力を要請する。
- (3) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

#### 第2 被災者の健康維持活動

村及び大阪府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

##### 1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足し易い栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) ~~大阪府は、保健・医療等のサービスの提供、安全で安心できる食事の提供及び栄養改善等について、村に助言する~~大阪府の助言を得ながら、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善の指導を行う。

##### 2 心の健康相談等の実施

大阪府では、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置することとなっている

ので、村は大阪府との協力により、心の健康相談を行う。

---

### 第3 動物保護等の実施

---

村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

#### 1 被災地域における動物の保護・収容受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容受入れ等を行う。

#### 2 避難所における動物の適正な飼養

村は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物間あるいは動物と人との感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 村は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府から支援を受ける。

(2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等について調整。

#### 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに~~村は~~、大阪府、富田林警察署等の関係者~~機関~~と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第2節 廃棄物の処理

村及び関係機関は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

### 第1 し尿処理

#### 1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

#### 2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、大阪府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

### 第2 ごみ処理

#### 1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

#### 2 処理活動

- (1) 被災地を重点に効果的に清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。
- (2) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (3) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (4) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (5) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (6) 必要に応じて、大阪府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

### 第3 がれき処理

#### 1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

#### 2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(4) 必要に応じて、大阪府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。



## 第3節 遺体の処理、火葬等

村は、消防団、富田林警察署等と協力して、遺体の処理、埋火葬について、必要な措置をとるものとする。

### 第1 遺体の処理方法

#### 1 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した場合は、速やかに富田林警察署に連絡する。

#### 2 遺体の検視

遺体は、救護班の医師による検案及び警察官による検視（具令死体調査）の後、村、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。なお、遺体の数が多い場合は、富田林医師会の応援を求めて実施する。

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

#### 3 遺体の身元確認

警察官は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、村をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

#### 4 遺体安置所の設定

(1) 村は、旧千早小学校校舎及び千早赤阪中学校体育館できるだけ堅牢な建物で広い場所に遺体収容所を設置し、災害等により設置出来ない場合、不足の場合は村内各地区の寺院に安置する。

(2) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

(3) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。

(4) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

(5) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。

(6) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

### 第2 遺体の火葬等

#### 1 遺体の火葬

埋火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が災害により埋火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な埋火葬を実施する。

埋火葬の方法は次のとおりとする。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体は死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬に付すものとする。

- ~~(3) 埋火葬に相当の時間を必要とする場合は、ドライアイスの設置等遺体の衛生状態に配慮し、旧千早小学校校舎及び千早赤阪中学校体育館を遺体安置所とする。~~
- ~~(4)~~ (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- ~~(5)~~ (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- ~~(6)~~ (5) 身元不明の遺体は、火葬の後、遺骨及び遺品等を村または村内寺院に依頼して保管するものとする。
- ~~(7)~~ (6) 仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

## 2 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに村の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、納骨堂その他別に定める場所に移管する。

---

## 第3 応援要請

---

村は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府に対して必要な措置を要請する。

資料 1-6 災害救助法における救助の程度・方法及び期間等早見表

## 第4節 社会秩序の維持

村及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

### 第1 住民への呼びかけ

村及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実状周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警備警察活動

富田林警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行うなど、関係機関との密接な連絡協力のもと、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止といった犯罪防止対策を重点とした警備警察活動を実施する。

なお、次のような警備措置がとられることとなっている。

- (1) 被害調査その他災害情報の収集
- (2) 被災者の救出・救護及び避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 交通の整理規制及び緊急交通路の確保
- (5) 流言飛語の防止など広報活動
- (6) 検視活動
- (7) 被災地における利害関係紛争事案等の警戒
- (8) 関係機関の救出活動への協力援助

### 第3 反社会的団体排除への協力

大阪府警察は、暴力団等反社会的団体が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団等反社会的団体排除の徹底に努める。村は、これに協力する。

### 第4 物価の安定及び物資の安定供給

村は、大阪府及び関係機関と連携して、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

#### 1 消費者情報の提供

村は、大阪府と連携して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

#### 2 生活必需品等の確保

村は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、大阪府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

---

## 第5 ~~災害緊急事態布告時の対応~~

---

### 3 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

[第4部 事故等災害応急対策計画]

第1節 消防計画

村及び消防団は、火災・地震・台風その他非常時における災害発生に際し、住民の生命・身体及び財産等を保護し、被害を軽減するため、必要な消防活動を行う。

第1 消防団の組織

1 消防団の組織

千早赤阪村消防団の組織は、次の図のとおりとする。

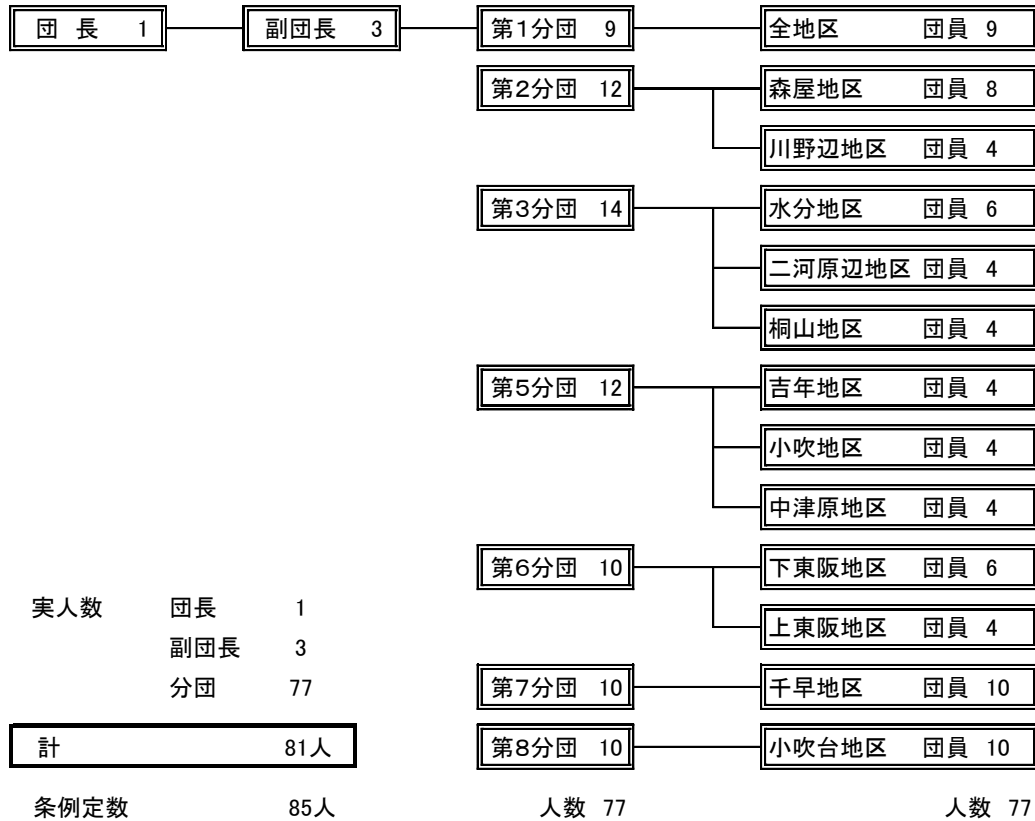


図 5 - 1 千早赤阪村消防団組織図(H28~~24~~. 5 現在)

資料 3-5 消防団員及び消防資機材の状況  
 資料 3-6 消防用水利の現況

第2 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、大阪府知事に通報する。大阪府知事は村長に伝達する。

~~(1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速8m/s以上の風が吹く見込みのとき~~

~~(2) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（但し、降雨、降雪が予測される場合は通報しないこともある。）~~

具体的には、実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地



の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込みのとき。

但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

## 2 火災警報

村長は、大阪府知事から火災気象通報を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

- (1) 村長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その他特に必要と認めるときは、火災警報を発令する他消防団長に対し、火災警報の伝達並びに防火広報について必要な措置をとるよう指示するものとする。
- (2) 消防団長は、前号の指示を受けたときは各分団に火災警報その他火災予防上の注意事項を周知する。
- (3) 火災警報発令、解除の住民への周知については、広報車等で、巡回し周知する。

## 3 火気の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、火気の使用を制限する。

---

## 第3 出動体制

---

### 1 火災発生時の出動

- (1) 火災発生のお知らせを受け、または自ら火災の発生を覚知した消防団員は、所属の分団長等に通報するとともに直ちに出動準備を行うものとする。
- (2) 前号のお知らせを受け、または自ら火災の発生を覚知した分団長等は、その旨消防団長に通報するとともに直ちに所属団員を招集し、現場に出動するものとする。

### 2 消防団長の指示等

- (1) 消防団長は火災の縮小、拡大の傾向、消防水利の状況、危険物の有無、飛火警戒その他消火に関する一切の状況を判断し、富田林市消防長又は富田林市消防署長本部(千早赤阪分署)の指示のもと他の分団の出動、消火戦術の運用等必要な指示を行うものとする。
- (2) 消防団長は、火災の発生と縮小、拡大の状況その他の情報を村長に通報する。

---

## 第4 警戒区域の設定

---

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

### 1 設定者

- (1) 村長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (2) 大阪府知事は、村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは村長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。(災害対策基本法第73条)
- (3) 警察官は、村長(権限の委託を受けた村の職員を含む)が現場にいないとき、または村長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (5) 消防吏員または消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。(消防法第23

条の2、28条、36条)

## 2 警戒区域設定の基準

火災による警戒区域設定の基準は次のとおりである。

- (1) 火災が発生し、強風等により付近に延焼のおそれがある場合
- (2) 石油、ガス、化学薬品の火災等が発生し、非常に危険な状態となった場合、あるいは、付近の危険物に延焼するおそれがある場合

## 3 規制の内容及び実施方法

村長等は、警戒区域を設定したときは、その旨付近の住民に周知させるとともに、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、必要に応じ住民の避難等を実施し、周知 周囲の交通の規制を行うとともに、富田林警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 第5 応援要請

村長は、消防団長及び富田林市消防長本部（千早赤阪分署）と協議のうえ応援要請の必要があると認めるときは、近隣市町に対し、消防機関の出動を要請する。

- 資料 3-1 大阪府中ブロック消防相互応援協定
- 資料 3-2 大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定
- 資料 3-3 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定
- 資料 3-4 水越トンネルに関する消防相互応援協定
- 資料 3-5 大阪府下広域消防相互応援協定

## 第2節 林野火災応急対策

村及び防災関係機関は、火災が発生するおそれがある場合は、火災警報活動を実施する。大規模な火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

### 第1 火災の警戒

火災の警戒については第1節「消防計画」第2に準ずる。

### 第2 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、防災関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

#### 1 火災通報等

##### (1) 通報基準

村は、火災の規模等が大阪府の定める通報基準に達したとき、または特に必要と認めるときは、大阪府に即報を行う。その後1時間毎に状況を通報する。

- ア 焼損面積5ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合



- ① 大阪府知事または大阪市に対する広域航空消防応援若しくは自衛隊派遣要請の依頼
  - ② 受け入れ準備
- (2) 富田林警察署
- 村、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

---

### 第3 住宅地火災

---

#### 1 村の措置

住宅地における火災が延焼・拡大し、村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）では十分に火災防ぎょが実施できない場合には、近隣市町、大阪府、富田林警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

#### 2 富田林警察署の措置

富田林警察署は、関係各機関との密接な連携のもと、村が行う消火・救助・救急活動を支援する。

### 第3節 危険物等災害応急対策

村及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

#### 第1 危険物災害応急対策

##### 1 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）

- (1) 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、防災関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
  - ア 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
  - イ 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
  - ウ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、施設の管理責任者、~~富田林市消防本部（千早赤阪分署）~~と密接な連携を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

##### 2 富田林警察署

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

#### 第2 高圧ガス災害応急対策

##### 1 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）

村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、施設の管理責任者、~~富田林市消防本部（千早赤阪分署）~~と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、村は富田林市及び関係機関と密接な連携をとり、~~製造若しくは販売のための施設等の使用を一時停止すべきことを命じること、高圧ガスを取り扱う者に対し貯蔵・移動・消費等を一時禁止すること、容器の所有者又は占有者に対しその廃棄又は所在場所の変更を命じること等の緊急措置を講ずる。~~

##### 2 富田林警察署

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、村等の関係機関と

連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

---

### 第3 火薬類災害応急対策

---

#### 1 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）

村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、施設の管理責任者、富田林市消防本部（千早赤阪分署）と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、村は富田林市及び関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

#### 2 富田林警察署

- (1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

---

### 第4 毒物、劇物災害応急対策

---

#### 1 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）

村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

#### 2 富田林警察署

- (1) 毒物、劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、村等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物、劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、村等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

---

### 第5 管理化学物質災害応急対策

---

#### 1 村

村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。



---

## 第6 放射性同位元素に係る災害応急対策

---

### 1 村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）

村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、放射性同位元素に係る施設の設置者等から事故が発生若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

富田林市消防本部（千早赤阪分署）は、放射性同位元素の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講ずる。

応急対策の内容は以下の通り。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- 4 付近住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第4節 航空災害応急対策

村内及び周辺地区にはおいて、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、~~村及びは~~富田林市消防本部（千早赤阪分署）~~は~~、大阪府、大阪国際空港、関西国際空港、八尾空港の各空港事務所及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

### 第1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合は、村は原則として大阪府及び八尾空港事務所及び防災関係機関へ連絡する。

また、災害の規模が大きく、村及び富田林市消防本部（千早赤阪分署）では対処できない場合は、大阪府に対し自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤等資機材の確保等について応援を要請するほか、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。

### 第2 応急措置

#### 1 村の措置

村内及び周辺地区に航空機が墜落した場合は、富田林市消防本部（千早赤阪分署）、大阪府、空港事務所等と連携して次のような措置をとる。

- (1) 消火・救助・救急活動
- (2) 救護地区の設置
- (3) 負傷者の把握
- (4) 避難勧告、避難指示・誘導
- (5) 遺体収容所の設置

#### 2 富田林警察署の措置

富田林警察署は次のような措置をとる。

- (1) 救出・救助活動
- (2) 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- (3) 事故現場周辺地域の交通規制
- (4) 遺体の検視（見分死体調査）及び身元確認

#### 3 医療関係機関の措置

村、大阪府及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施する。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣
- (2) 医療救護活動
- (3) 検案及び遺体の身元確認

#### 4 各空港事務所の措置

航空機の墜落事故等が発生した場合は、大阪空港事務所及び八尾空港事務所は、航空機事故応急対策本部を、また関西国際空港は、航空機事故総合対策本部を、それぞれ必要に応じて設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施する。

## 第5節 原子力災害対策

福井県内に立地する原子力施設、大阪府内に立地する原子力事業所等において事故が発生した場合の対応について定める。

なお、原子力災害の特殊性に鑑み、村をはじめ関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるように対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するよう努める。

### 第1 情報の収集

村は、大阪府を通じて、原子力事業者の事故等の情報を収集する。また、原子力事業者等や放射性同位元素取扱事業者等が実施したモニタリング結果や、府が収集したモニタリング結果の収集に努める。

### 第2 応急活動

#### 1 住民への情報伝達

関西広域連合は、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携機関と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を沿えたりするなど、わかりやすい形で住民等に情報発信を行うとされている。

村は、大阪府等より収集した情報を住民等に対して伝達する。その際には情報の発信元を明確にし、平常時の広報手段を活用するほか、利用可能な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

#### 2 広域的な避難者の受け入れ

村は、大阪府から広域避難の受け入れ等の要請があった場合、避難住民の受け入れを実施する。

関西広域連合で広域避難に関してカウンターパートが設定されており、大阪府は滋賀県長浜市、高島市より避難者を受け入れ、村はそのうちの長浜市からの避難者を受け入れる。

## 第6節 その他災害応急対策

~~早赤阪村~~地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるように定めているが、その他にもトンネルの崩落等の事故や、不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じ、「~~地震災害応急対策・復旧対策~~」、「~~風水害等応急対策・復旧対策~~」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

〔第5部 災害復旧・復興対策計画〕

## 第1章 生活の安定

### 第1節 復旧事業の推進

村は、大阪府及び防災関係機関と連携して、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

#### 第1 被害の調査

村は被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、大阪府に報告する。

#### 第2 公共施設等の復旧計画

##### 1 復旧事業計画の作成

村は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律または予算の範囲内で、国または大阪府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

- (1) 道路復旧計画
- (2) 河川及びため池復旧計画
- (3) 農林施設復旧計画
- (4) 教育施設復旧計画
- (5) 上下水道復旧計画
- (6) 社会福祉施設復旧計画
- (7) 医療施設復旧計画
- (8) その他公共、公用施設復旧計画

##### 2 復旧完了予定時期の明示

村及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

#### 第3 公共施設等の復旧方針

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設または改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

##### 1 河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸、河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの



- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸、水門等の全壊または決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

## 2 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没または欠損により交通が不可能または著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没または欠損で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれのあるもの

## 3 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設、教育施設等については、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図るものとする。

---

## 第4 激甚災害の指定

---

### 1 計画方針

村は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下、激甚災害法という。）及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、大阪府及び国に対し、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

### 2 激甚災害に関する調査及び促進

- (1) 村内に大規模な災害が発生した場合、村長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査するものとする。
- (2) 村は、調査をとりまとめ、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、大阪府知事に調査書を添えて申請する。
- (3) 村は、大阪府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### 3 特別財政援助の交付手続

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、大阪府各部に提出するものとする。

---

## 第5 激甚災害指定による財政援助

---

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の財政援助
- 3 中小企業に関する特別の財政援助
- 4 その他の財政援助及び助成

---

## 第6 特定大規模災害

---

大阪府は、村が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設

置された災害)を受けた場合、村から要請があり、かつ村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、村に代わって工事を行う。

## 第2節 被災者の生活確保

村は、大阪府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

### 第1 災害による被害調査

村は、社会福祉協議会等と連携して、被災者の被害の程度を速やかに調査し、必要に応じて住民の生活復旧を支援する。

### 第2 災害弔慰金等の支給

#### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づき、~~大阪府~~「災害弔慰金の支給等に関する条例」~~条例~~の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア ~~1つの市町村~~において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 大阪府内域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 大阪府内域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡または障がい~~が~~が、故意または重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」第8条に規定される障がい~~が~~を受けた者に対して支給する。

### 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

村及び村社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

#### 1 災害援護資金貸付

村は、自然災害により村域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。~~被害を受けた世帯の世帯主に対し、「災害弔慰金の支給等に関する条例」により弔慰金、障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。~~

#### 2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

村社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、村内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

#### 3 世帯更生資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合で、災害救助法の適用に至らない小災害時には、村及

び村社会福祉協議会等は、必要に応じて府の生活更正資金の適用を図る。

このほか住宅や家財に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修または家財に必要な資金を貸し付け、もって居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

## 第4 ~~罹災証明の発行~~書の交付等

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 1 ~~罹災証明の発行~~

村は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家の全焼（壊）、流失、大規模半壊、半焼（壊）及び床上浸水、床下浸水について、また、人的被害については、死亡、行方不明、負傷について~~罹災証明~~書を発行する。なお、証明手数料は免除する。

### 2 発行手続

村は、被災者台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行する~~ものとする~~。なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行する。

資料 2-16 ~~罹災証明~~願兼証明

書

## 第5 租税等の減免及び徴収猶予等

### 1 国の措置

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（昭和 22 年 12 月 13 日法律第 175 号）に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和 44 年 12 月 9 日法律第 84 号）に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

### 2 大阪府の措置

大阪府は、地方税法（昭和 25 年法律第 266 号）及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。＝ほか他、条例に基づき各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。

### 3 村の措置

村は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または千早赤阪村税条例により村税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

#### (1) 納期限の延長

村長は、災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または村税を納付できないと認められるときは、その申請により 2 か月を超えない期限において村税の納期限を延長する。

#### (2) 徴収猶予

村長は、災害により財産に被害を受けた納税義務者が、村税を一時に納付し、または納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を

猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

村長は、災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

村長は、被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、「災害による被災者に対する村税の減免に関する条例」並びに、地方税法第323条及び地方税法第367条の規定により村府民税及び固定資産税の軽減若しくは免除を行う。

資料 1-4 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

資料 1-5 災害弔慰金の支給等に関する条例

---

## 第6 雇用機会の確保

---

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、職業安定所等へその状況等を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じ府に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。

---

## 第7 住宅の確保

---

村は大阪府及び大阪府は関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

### 1 相談窓口の設置

村は、住宅に対する相談に対し、大阪府が設置する住宅に関する相談窓口を紹介するとともに、村の相談窓口において次のような事業を実施する。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

### 2 住宅復興計画の策定

村及び大阪府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に沿った施策を推進する。

### 3 公共住宅の供給促進

村は、及び大阪府は、民間、住宅供給公社・住宅都市整備公団都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- (3) 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間賃貸住宅の借上げ等を行い、自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して

供給する。

#### 4 災害復興住宅資金の貸付

- (1) ~~住宅金融公庫~~住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金または補修資金の貸付を行う。
- (2) 大阪府は、~~住宅金融公庫~~住宅金融支援機構の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し低利の融資をあっせんし、取扱金融機関に対し利子補給するなど助成制度を創設して、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

#### 5 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

##### (1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題が起こり住宅の復興を阻害するおそれのあるときは、村長は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）の適用を図るものとする。

##### (2) 申請手続

「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用を申請しようとする場合は、村長は申請書を作成し、大阪府を経由し、国土交通大臣あて申請する。

この場合、申請の作成が間に合わないときは、とりあえず口頭で適用申請する旨、大阪府を通じて主管課である国土交通省住宅局住宅政策課に連絡するものとする。

---

## 第8 被災者生活再建支援金

---

### 1 被災者生活再建支援金の支給

村は、被害状況を取りまとめ、大阪府に報告を行う。大阪府は各市町村の状況を取りまとめて国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」（平成10年5月22日法律第66号）の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

また村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

### 2 被災者生活再建支援制度の概要

#### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに近隣する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。



カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3) ア～ウの世帯 100万円
- ・上記(3) エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

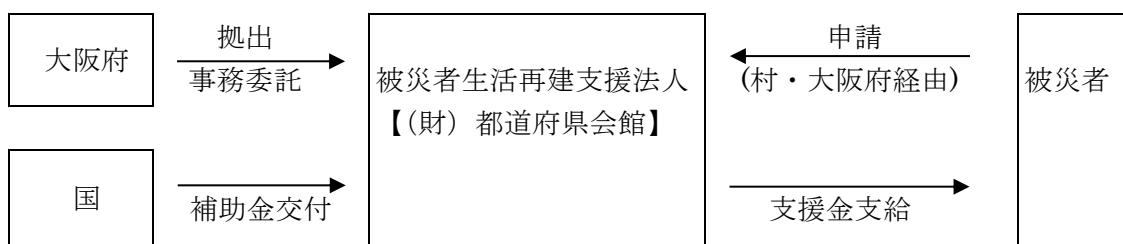
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)



### 第3節 中小企業の復興支援

村は、中小企業の被害の状況を、大阪府等の関係機関と連携して速やかに調査し、必要に応じて国、大阪府等の資金融資制度のあっせんを図る。

#### 第1 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

##### 1 政府系金融機関の融資

###### ~~(1) 中小企業金融公庫~~

~~災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。~~

###### ~~(2) 国民金融公庫~~

~~据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。~~

###### ~~(3) 商工組合中央金庫~~

~~災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。~~

###### (1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

###### (2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

##### 2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

~~被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。~~

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

## 第4節 農林業関係者の復興支援

村は、農家及び農地の被害の状況を、大阪府等の関係機関と連携して速やかに調査し、必要に応じて国、大阪府等の資金融資制度のあつせんを図る。

### 第1 資金の融資

融資機関は、被災した農林業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

#### 1 天災融資資金（天災融資法（昭和30年8月5日法律第136号））

- (1) 融資機関は、農林業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

#### 2 農林漁業金融公庫資金農林水産業資金

~~農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補てん等に必要な農林漁業災害復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。~~

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林業経営の再建に必要な資金を融資する。

#### 3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林業者に対して経営資金を融資する。また、大阪府が定める範囲において利子補給、損失補償の措置を受ける。

## 第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

### 第1 想定されるライフライン

- 1 上水道（村、大阪広域水道企業団）
- 2 下水道（村）
- 3 電力（関西電力株式会社）
- 4 ガス（大阪ガス株式会社、一般財団法人大阪府エルピーガス協会）
- 5 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDD I株式会社（関西総支社）、NTTドコモ関西支社、ソフトバンクモバイル株式会社）
- 6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、大阪府、村）
- 7 道路（近畿地方整備局、大阪府、村）
- 8 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

### 第2 復旧計画の策定

- 1 施設、設備などの被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。必要に応じ被害原因等の調査を行う。
- 2 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設、避難所、官公署等の重要施設を優先することを原則とし、被災状況や復旧難易度、復旧効果の大きいものから普及計画をたてる。
- 3 単独復旧が困難な場合は他の事業者からの応援を受ける。
- 4 設備復旧後の再稼働時には、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

### 第3 広報

被害状況、対応策の状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えてホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のため、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる。~~の基礎的な条件づくりを目指すものとする。~~

そのため、村及び大阪府は、復興計画等において、被災した住民の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

### 第1節 基本方針の決定

村は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。

### 第2節 原状復旧

村は、原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

### 第3節 復興計画の作成

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、村は大阪府と連携して、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 村復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、大阪府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 村は、復興計画を定める場合、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災むらづくりを実施するため、住民に対して、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュールなどを明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。~~住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い~~また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、住民の理解を求め、将来に悔いのないむらづくりを目指すよう努める。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住

民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

**第4節 復興のための体制整備**

村及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を~~はかる~~図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

**第5節 復興のための事前準備**

村及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など、事前準備に努める。

[付録 1 : 東海地震の警戒宣言に伴う対応]

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 目的

内閣総理大臣は、東海地震に係る地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

~~千早赤阪村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、同地域で大規模な地震が発生した場合、大阪府域で震度 4、局地的に震度 5 弱程度と予想され、若干の被害が発生するおそれがある。また、警戒宣言が発せられたときにおいて、社会的混乱の発生も懸念されている。~~

このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

### 第 2 節 基本方針

- 1 村は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発令されたときから地震の発生、または警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、~~地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）の招集が決定された旨の連絡を受けたとき、またはその情報を得たときから警戒宣言が発令されるまでの間についても、~~東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策計画、~~地震災害応急対策計画~~で対処する。

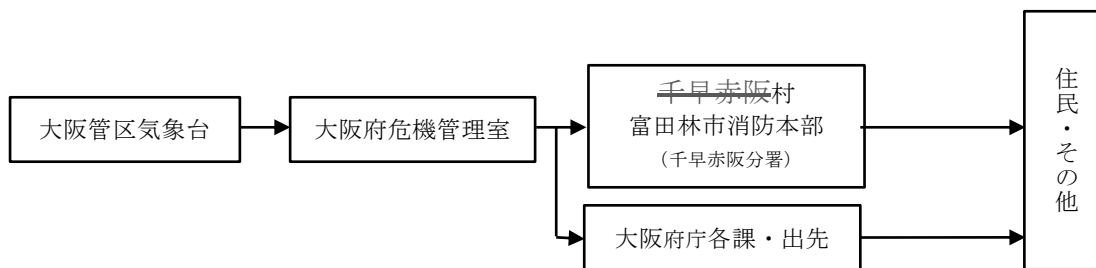


## 第2章 判定会招集連絡報時東海地震注意情報発表時の措置

村及び防災関係機関は、判定会の招集が決定された旨の連絡を受けたとき、またはその情報を得たときは東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発令に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

### 第1節 判定会招集連絡報東海地震注意報の伝達

#### 第1 伝達系統



#### 第2 伝達事項

- 1 判定会招集連絡報の内容東海地震注意報の内容
- ~~2 判定会の結果についての事項~~
- ~~3 2~~ 2 その他必要な事項

### 第2節 警戒体制態勢の準備

村は、B号配備を指令し、災害警戒本部を設置するとともに、警戒宣言及び大規模地震関連情報。村及び防災関係機関は、職員の待機、非常配など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う

## 第3章 警戒宣言発令が寄せられた時の対応措置

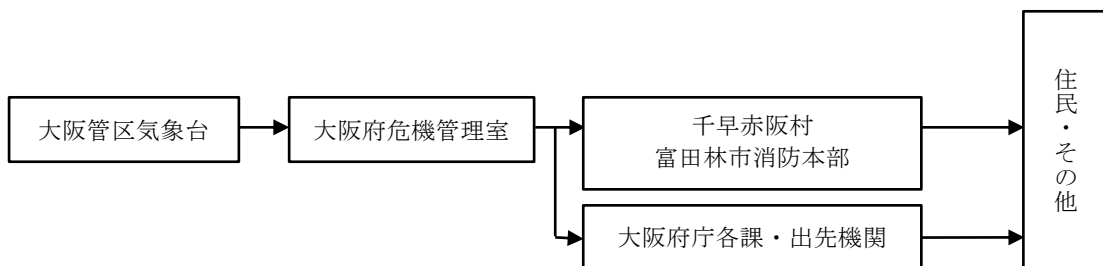
村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

### 第1節 ~~大規模地震関連情報等~~東海地震予知情報等の伝達

村及び大阪府は、~~警戒宣言が発令され、大規模地震関連情報が発表された~~東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所等に伝達する。

#### 1 伝達系統東海地震予知情報

##### (1) 伝達系統

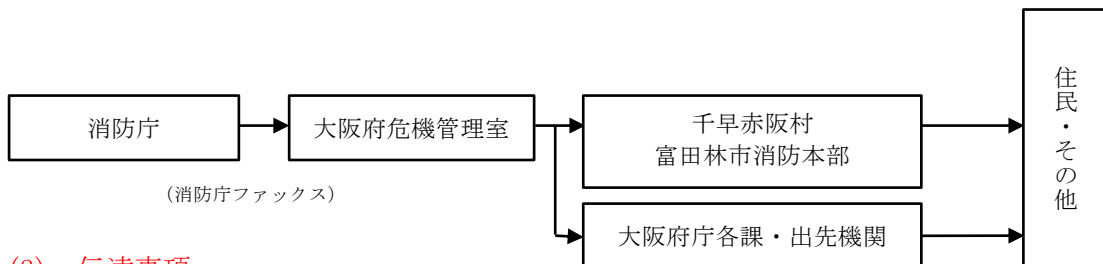


##### (2) 伝達事項

- (1) ~~警戒宣言~~ア 東海地震予知情報
- (2) ~~大規模地震関連情報~~
- (3) ~~警戒解除宣言~~
- (4) ~~イ~~ その他必要と認める事項

#### 2 警戒宣言

##### (1) 伝達系統



##### (2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

## 第2節 警戒体制態勢の確立

村及び防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制態勢を継続するものとする。

### 1 組織動員配備体制の確立

- (1) 村は、災害警戒本部を設置し、必要な措置をとる ~~こととする~~。
- (2) ~~その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う~~ 村は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) 情報交換を通じて防災関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

### 2 消防・水防

村、消防団、水防管理団体及び大阪府等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

### 3 交通の確保・混乱防止

村は、~~富田林警察署及び~~、道路管理者及び、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

### 4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、通行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

### 5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

### 6 危険箇所対策

- (1) 村及び大阪府は、地震発生時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、村長は、富田林警察署等の防災関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前に避難させる。

### 7 社会秩序の維持

#### (1) 警備活動

富田林警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

#### (2) 生活物資対策

村は、大阪府及び関係機関はとともに、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

## 8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

### 第3節 住民、事業所に対する広報

村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民—事業所等に対し、混乱防止のための広報を行う。

#### 1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 災害時要援護者避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など
- (7) 社会的混乱防止の注意
  - (a) 自動車使用の自粛
  - (b) 村や消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
  - (c) 不要な買いだめの自粛
  - (d) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手
- (8) 非常用持出し品の用意
- (9) 東海地震と南海トラフ地震が同時又は連続して発生するおそれがあり、その場合に生じる危険について

#### 2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 村は、防災行政無線、広報車等を活用し、地区、自治会等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、災害時要援護者要配慮者に配慮する。

### 広報の例文

住民並びに事業所の皆さん、こちらは千早赤阪村災害対策本部です。

先程、テレビ・ラジオで報道されましたように、本日〇〇時〇〇分、内閣総理大臣から東海地震に関わる「警戒宣言」が発せられました。

その内容は、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるということです。この東海地震が発生した場合、千早赤阪村内では、震度4程度であると予想されます。

震度4では、被害はほとんど発生しませんが、地盤の悪いところでは局地的に、老朽建物の破損、窓ガラスの落下、家具の転倒等が考えられます。住民・事業所の皆さんが冷静沈着な行動をとり、適切に対処すれば被害は最小限にくい止めることができます。

まず、地震に備えての身の回りの準備を整え、不要不急の電話の利用や自動車の使用を極力自粛してください。品物の買いだめなどに走り回らないでください。

また、デマなどに惑わされず、テレビ・ラジオの情報や町の防災行政無線からの広報など正確な情報に耳を傾けてください。

繰り返します。この東海地震が発生した場合でも、皆さんが冷静に行動すれば大丈夫です。あわてず落ち着いて行動していただくよう重ねてお願いいたします。

〔付録 2 : 南海トラフ地震防災対策推進計画〕

## 第1章 総則

### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 南海トラフ地震の発生確率

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約150年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

南海トラフ地震については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて個別に対策を進めてきたが、東海地震が発生しない現状に鑑み、最新の科学的知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まった。

文部科学省に設置された地震調査研究推進本部では、「同じ場所で同じような地震がほぼ定期的に繰り返す」という仮定のもとに、大きな被害をもたらす可能性が高い、プレート境界やその付近で起きる地震（海溝型地震）や活断層で起きる地震について地震発生確率値を含む長期評価結果を公表しており、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の発生確率（算定基準日：平成28年1月1日）は、30年以内に70%程度と想定されている。

（「中央防災会議、東南海・南海地震対策大綱」、「中央防災会議、南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、地震調査研究推進本部、海溝型地震の長期評価の概要」より抜粋）

### 第2 防災関係機関の業務大綱

本村の地域に係る地震防災に関し、本村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編の「第4章第1節 防災関係機関等の業務大綱」に準ずる。



## 第2章 災害対策本部の設置等

### 第1 災害対策本部の設置

村長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに千早赤阪村災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

### 第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、千早赤阪村災害対策本部条例及び災害応急対策計画・第1章「第1節 組織動員」に定めるところによる。

なお、本部長（村長）に事故等あるときは副本部長が代理し、その指揮順位は次のとおりとする。

<u>順位</u>	<u>代理者</u>
<u>1</u>	<u>副村長</u>
<u>2</u>	<u>教育長</u>
<u>3</u>	<u>総務課長</u>

### 第3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集・配備は、災害応急対策計画・第1章「第1節 組織動員」に基づいて行う。

## 第3章 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 情報の収集・伝達等

震災時における通信連絡その他必要な事項については、災害応急対策計画・第2章「第4節 発災直後の情報収集伝達」に基づいて行う。

##### (2) 避難のための勧告及び指示

震災時における避難勧告等は、災害応急対策計画・第4章「第1節 避難誘導」に基づいて行う。

#### 2 施設等の緊急点検・巡視

村は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努める。

#### 3 二次災害の防止

村は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

#### 4 消火活動、救助・救急活動、医療活動

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、災害応急対策計画・第3章「第1節 消火・救助・救急活動」、「第2節 医療救護活動」に基づいて行う。

#### 5 物資調達

(1) 村その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画をあらかじめ作成しておく。

(2) 村は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。

(3) 村は、発災後適切な時期において、村が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を大阪府に供給要請する。

#### 6 輸送活動

災害応急対策計画・第5章「第1節 交通規制・緊急輸送活動」に基づいて行う。

#### 7 保健衛生・防疫活動

災害応急対策計画・第8章「第1節 保健衛生活動」に基づいて行う。

## 8 帰宅困難者対策

村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- (2) 村は、大阪府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

#### 重要物資備蓄目標量

項目	目標量	項目	目標量
アルファ化米等	1600食	毛布等	500枚
高齢者用食	50食	おむつ	250個
粉ミルク	20人・日	生理用品	2700個
哺乳ビン	20本	簡易トイレ	16個

#### その他の物資の確保

- ア 精米、即席麺などの主食
- イ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ウ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- エ 被服（肌着等）
- オ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- カ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ク 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ケ 仮設風呂・仮設シャワー
- コ 簡易ベッド、間仕切り等
- サ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- シ 棺桶、遺体袋

### 2 人員の配置

村は、大阪府に対し、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、大阪府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、~~千早赤阪~~村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 第3 他機関に対する応援要請

#### 1 応援協定の運用

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は次のとおりである。村は、必要があるときは、次の応援協定に従い、応援を要請する。

#### 村で締結済みの相互応援協定等

協定等	協定自治体等
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定	大阪市、千早赤阪村
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合
災害相互応援協定 （中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
災害時相互応援協定 （堺市と南河内地域の6市2町1村）	堺市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
水越トンネルに関する消防相互応援協定	御所市、富田林市、千早赤阪村、奈良県広域消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市門真市消防組合、枚方寝屋川消防組合、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、摂津市、高石市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南岬消防組合、島本町、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪府域の42市町村（大阪市を除く）、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団、大阪府
災害時における物品の供給協力に関する協定書	千早赤阪村、大阪府いずみ市民生活協同組合
災害時における物資の供給協力に関する協定書	千早赤阪村、株式会社サンプラザ
災害時における物資の供給協力に関する協定書	千早赤阪村、NPO法人コメリ災害対策センター

#### 2 自衛隊の災害派遣要請の要求

村長は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情報及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、災害応急対策計画・第1章「第2節 自衛隊の災害派遣」に基づいて行う。

### **3 緊急消防援助隊の出動要請**

村長は、消防本部の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

## 第4章 円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 避難対策等

- 1 村は、避難場所、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行う。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 3 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
  - (1) 村は、あらかじめ地域ごとに、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。
  - (2) 村長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、村は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
  - (3) 地震が発生した場合、村は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- 4 村は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定める。
- 5 避難所での救護にあたっては、次の点に留意する。
  - (1) 村が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - ① 収容施設への収容
    - ② 飲料水、主要食料及び毛布の供給
    - ③ その他必要な措置
  - (2) 村は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
    - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
    - ② 大阪府に対し大阪府及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
    - ③ その他必要な措置
- 6 村は、住民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 7 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロール等の警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。  
村は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

### 第2 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。  
ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
  - (1) 避難誘導
  - (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導

(3) 救助、救急等

(4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、富田林市消防本部の消防計画に定めるところによる。

---

### 第3 水道、電気、ガス、通信関係

---

#### 1 水道

円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。

#### 2 電気

電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化等電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

#### 3 ガス

ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

#### 4 電気通信

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施する。

---

### 第4 交通対策

---

村、大阪府公安委員会及び道路管理者は、避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。

---

### 第5 村が自ら管理又は運営する施設に関する対策

---

#### 1 不特定かつ多数の者が出入する施設

村が管理する庁舎や学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

##### (1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコン等情報を入手するための機器の整備



(2) 個別事項

- ① 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校等にあつては、
  - ア 当該学校等に保護を必要とする生徒児童等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - イ 地域住民の避難場所、避難所となる施設については住民等の受入れ方法等
- ③ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

**2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置**

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
  - ① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - ② 無線通信機等通信手段の確保
  - ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

**3 工事中の建築物等に対する措置**

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じる。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

村は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

### 第2 建築物等の耐震化の推進

#### 1 村施設等の耐震化

村は、庁舎等の災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

#### 2. 一般建築物耐震化の促進

村は、「千早赤阪村耐震改修促進計画(平成24年度見直し)」に基づき、昭和56年の新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

## 第6章 防災訓練計画

- 1 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の習熟、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 村は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難勧告、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

大阪市を含め沿岸市町では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、住民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に住民も出かける機会があると考えられる大阪市内では、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波によるはん濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生のお知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方等が広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、住民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

### 1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

### 2 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

実施内容は、災害予防対策計画・第2章「第1節・第1 防災知識の普及啓発」に基づいて行う。

### 3 児童、生徒等に対する教育

村は、~~小学校、~~中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知らぬこと
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

村及び大阪府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。防災上重要な施設の管理者は、村及び大阪府が実施する研修に参加するよう努める。

## **5 相談窓口の設置**

村及び大阪府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

## 第8章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

### 第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

#### 1. 対応方針

- (1) 村は、東海地震及び東南海・南海地震の両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 村は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

#### 2. 応急危険度判定の迅速化等

村は、大阪府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

### 第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

本村は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されていないが、村長は、東海地震関連情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時または連続して発生するおそれもあるため、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

住民等に対する周知事項は、「東海地震発生時の村における揺れの程度、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生ずる危険、並びに報道機関及び村からの東海地震関連情報の発表に留意し、冷静に行動する」旨の協力要請とする。

なお、東海地震関連情報が発せられたときから地震発生まで、又は警戒解除宣言までの措置については、「付録1：東海地震の警戒宣言に伴う対応」に基づいて行う。

千早赤阪村地域防災計画修正沿革

沿	革	昭和45年	作	成
		昭和59年	第1回修正	
		平成6年	第2回修正	
		平成11年	第3回修正	
		平成25年	第4回修正	
		平成28年	第5回修正	

千早赤阪村地域防災計画

平成28年 月

発行 千早赤阪村防災会議  
編集 千早赤阪村総務課  
〒585-8501  
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
電話 0721-72-0081